



毎月2回10日・25日発行
発行所
川崎市役所
(総務企画局総務部法制課)
川崎市川崎区宮本町1
電 話 044-200-2062
F A X 044-200-3748

条 例

- ◇川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例(第2号) 2299
- ◇川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例(第3号) 2299
- ◇川崎市職員定数条例の一部を改正する条例(第4号) 2299
- ◇川崎市手数料条例の一部を改正する条例(第5号) 2299
- ◇川崎市コミュニティセンター条例(第6号) 2300
- ◇川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例の一部を改正する条例(第7号) 2302
- ◇川崎市病院等における人員及び施設の基準に関する条例の一部を改正する条例(第8号) 2302
- ◇川崎市総合リハビリテーションセンター及び障害者福祉施設条例の一部を改正する条例(第9号) 2302
- ◇川崎市介護保険条例の一部を改正する条例(第10号) 2302
- ◇川崎市女性自立支援施設の設備及び運営の基準に関する条例(第11号) 2303
- ◇川崎市児童相談所条例の一部を改正する条例(第12号) 2306
- ◇川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例(第13号) 2307
- ◇川崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例(第14号) 2308
- ◇川崎市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例(第15号) 2308
- ◇川崎市地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する条

- 例の一部を改正する条例(第16号) 2308
- ◇川崎市建築基準条例の一部を改正する条例(第17号) 2309
- ◇川崎市不燃化重点対策地区における建築物の不燃化の推進に関する条例の一部を改正する条例(第18号) 2309
- ◇川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部を改正する条例(第19号) 2309
- ◇川崎市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例(第20号) 2310
- ◇川崎市病院局企業職員定数条例の一部を改正する条例(第21号) 2310
- ◇川崎市消防手数料条例の一部を改正する条例(第22号) 2310
- ◇川崎市火災予防条例の一部を改正する条例(第23号) 2311
- ◇川崎市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例(第24号) 2311
- ◇川崎市立看護短期大学条例及び川崎市立看護短期大学奨学金貸付条例を廃止する条例(第25号) 2312
- ◇川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例(第26号) 2312
- ◇川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例(第27号) 2315
- ◇川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例(第28号) 2316
- ◇川崎市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例(第29号) 2317
- ◇川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例(第30号) 2319
- ◇川崎市障害者支援施設の設備及び運

<p>営の基準に関する条例の一部を改正する条例(第31号) …………… 2325</p> <p>◇川崎市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例(第32号) …………… 2327</p> <p>◇川崎市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例(第33号) …………… 2328</p> <p>◇川崎市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例(第34号) …………… 2329</p> <p>◇川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例(第35号) …………… 2331</p> <p>◇川崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例(第36号) …………… 2338</p> <p>◇川崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例(第37号) …………… 2341</p> <p>◇川崎市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例(第38号) …………… 2343</p> <p>◇川崎市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例(第39号) …………… 2345</p> <p>◇川崎市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例を廃止する条例(第40号) …………… 2346</p> <p>◇川崎市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例(第41号) …………… 2346</p> <p>◇川崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例等の一部を改正する条例(第42号) …………… 2347</p> <p>◇川崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例(第43号) …………… 2354</p> <p>◇川崎市指定介護予防支援等の事業の</p>	<p>人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例(第44号) …………… 2356</p> <p>◇川崎市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例(第45号) …………… 2357</p> <p>◇川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例(第46号) …………… 2358</p> <p>規 則</p> <p>◇川崎市事務分掌規則等の一部を改正する等の規則(第7号) …………… 2359</p> <p>◇川崎市副市長事務分担規則及び川崎市長の職務代理に関する規則の一部を改正する規則(第8号) …………… 2363</p> <p>◇川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(第9号) …………… 2364</p> <p>◇川崎市庁用自動車管理規則の一部を改正する規則(第10号) …………… 2364</p> <p>◇川崎市庁舎管理規則の一部を改正する規則(第11号) …………… 2366</p> <p>◇川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則(第12号) …………… 2366</p> <p>◇川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則(第13号) …………… 2366</p> <p>◇川崎市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則(第14号) …………… 2367</p> <p>◇川崎市会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則(第15号) …………… 2367</p> <p>◇川崎市賠償責任職員の指定等に関する規則の一部を改正する規則(第16号) …………… 2367</p> <p>◇川崎市市税条例施行規則の一部を改正する規則(第17号) …………… 2367</p> <p>◇川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の基準等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(第18号) …………… 2382</p> <p>◇川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則(第19号) …………… 2383</p>
---	--

◇川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則(第20号) ……………	2403	例施行規則の一部を改正する規則(第37号) ……………	2445
◇川崎市保健所の所管する規則で定める職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則(第21号) ……………	2403	◇川崎市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則(第38号) ……………	2446
◇川崎市看護師等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則(第22号) ……………	2406	◇川崎市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則(第39号) ……………	2446
◇川崎市専用水道及び簡易専用水道事務取扱細則の一部を改正する規則(第23号) ……………	2406	◇川崎市都市公園条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則(第40号) ……………	2447
◇川崎市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則(第24号) ……………	2406	◇川崎市建築基準法施行細則及び川崎市斜面地建築物の建築の制限等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(第41号) ……………	2447
◇川崎市立看護短期大学学則及び川崎市立看護短期大学奨学金貸付条例施行規則を廃止する規則(第25号) ……………	2422	◇川崎市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則(第42号) ……………	2451
◇川崎市立看護短期大学奨学金条例施行規則の一部を改正する規則(第26号) ……………	2422	◇危険物の規制に関する細則の一部を改正する規則(第43号) ……………	2451
◇川崎市成人ぜん息患者医療費助成条例施行規則及び川崎市成人ぜん息患者医療費助成認定審査会規則を廃止する規則(第27号) ……………	2422	◇川崎市金銭会計規則の一部を改正する規則(第44号) ……………	2451
◇川崎市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則(第28号) ……………	2422	告 示	
◇川崎市総合リハビリテーションセンター及び障害者福祉施設条例施行規則の一部を改正する規則(第29号) ……………	2435	◇自転車等の撤去と保管(第107号) ……………	2456
◇川崎市特別養護老人ホーム及び養護老人ホーム条例施行規則の一部を改正する規則(第30号) ……………	2435	◇道路区域の変更(第108号) ……………	2456
◇川崎市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則(第31号) ……………	2435	◇市道路線の認定(第109号) ……………	2456
◇川崎市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則(第32号) ……………	2437	◇道路区域の決定(第110号) ……………	2457
◇川崎市基準該当居宅サービス事業者等及び基準該当居宅介護支援事業者の登録等に関する規則の一部を改正する規則(第33号) ……………	2437	◇道路の供用開始(第111号) ……………	2457
◇川崎市介護サービス事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則(第34号) ……………	2445	◇市道路線の廃止(第112号) ……………	2458
◇川崎市小児ぜん息患者医療費支給条例施行規則を廃止する規則(第35号) ……………	2445	◇道路区域の変更(第113号) ……………	2458
◇川崎市児童相談所長委任規則の一部を改正する規則(第36号) ……………	2445	◇道路区域の変更(第114号) ……………	2458
◇川崎市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則(第37号) ……………	2445	◇道路区域の変更(第115号) ……………	2458
		◇道路の供用開始(第116号) ……………	2459
		◇道路区域の変更(第117号) ……………	2459
		◇道路の供用開始(第118号) ……………	2459
		◇指定障害福祉サービスの事業の廃止(第119号) ……………	2459
		◇土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定(第120号) ……………	2459
		◇議決された予算の公表(第121号) ……………	2462
		◇指定障害児通所支援事業者の指定(第122号) ……………	2534
		◇指定障害福祉サービス事業者の指定(第123号) ……………	2534
		◇特例道路占用区域の指定(第124号) ……………	2534
		◇自転車等の撤去と保管(第125号) ……………	2536
		◇道路区域の変更(第126号) ……………	2536
		◇道路の供用開始(第127号) ……………	2536
		◇道路区域の変更(第128号) ……………	2536
		◇道路の供用開始(第129号) ……………	2537

◇道路区域の変更(第130号).....	2537	(第160号).....	2572
◇道路区域の変更(第131号).....	2537	公 告	
◇道路の供用開始(第132号).....	2537	◇開発行為に関する工事の完了(第68	
◇川崎都市計画用途地域の変更及び図		9号).....	2573
書の縦覧(第133号).....	2537	◇公募設置管理制度事業に係る公募設	
◇川崎都市計画高度地区の変更及び図		置等指針の策定(第690号).....	2573
書の縦覧(第134号).....	2538	◇川崎市地区まちづくり育成条例に基	
◇川崎都市計画地区計画の決定及び図		づく地区まちづくり組織の認定(第	
書の縦覧(第135号).....	2538	691号).....	2573
◇川崎都市計画特別緑地保全地区の決		◇開発行為に関する工事の完了(第69	
定及び図書の縦覧(第136号).....	2538	2号).....	2573
◇川崎都市計画特別緑地保全地区の変		◇一般競争入札の執行(第693号).....	2574
更及び図書の縦覧(第137号).....	2538	◇公募型プロポーザルの実施(第694号	
◇土壌汚染対策法に基づく形質変更時).....	2575
要届出区域の指定の一部解除(第138		◇公募型プロポーザルの実施(第695号	
号).....	2538).....	2576
◇予防接種の業務を行う場所(第139号		◇一般競争入札の執行(第696号).....	2578
).....	2541	◇公募型プロポーザルの実施(第697号	
◇定期予防接種の実施(第140号).....	2552).....	2587
◇定期予防接種の実施(第141号).....	2552	◇大規模小売店舗立地法に基づく変更	
◇定期予防接種の実施(第142号).....	2553	の届出(第698号).....	2588
◇定期予防接種の実施(第143号).....	2553	◇大規模小売店舗立地法に基づく変更	
◇定期予防接種の実施(第144号).....	2553	の届出(第699号).....	2589
◇定期予防接種の実施(第145号).....	2554	◇開発行為に関する工事の完了(第700	
◇定期予防接種の実施(第146号).....	2554	号).....	2589
◇定期予防接種の実施(第147号).....	2554	◇公募型プロポーザルの実施(第701号	
◇定期予防接種の実施(第148号).....	2554).....	2589
◇定期予防接種の実施(第149号).....	2555	◇開発行為に関する工事の完了(第702	
◇港湾施設の名称、位置、規模等(第		号).....	2591
150号).....	2555	◇一般競争入札の執行(第703号).....	2591
◇食品表示法第8条第4項に規定する		◇一般競争入札の執行(第704号).....	2593
身分を示す証明書に係る告示を廃止		◇一般競争入札の執行(第705号).....	2594
する告示(第151号).....	2555	◇一般競争入札の執行(第706号).....	2595
◇温暖化物質の排出抑制に関する指針		◇一般競争入札の執行(第707号).....	2597
の一部改正(第152号).....	2556	◇一般競争入札の執行(第708号).....	2598
◇行旅死亡人の告示(第153号).....	2556	◇一般競争入札の執行(第709号).....	2600
◇情報通信技術を活用した方法により		◇一般競争入札の執行(第710号).....	2601
行う行政手続等の一部改正(第154号		◇一般競争入札の執行(第711号).....	2603
).....	2556	◇一般競争入札の執行(第712号).....	2605
◇指定緊急避難場所の指定の取消(第		◇一般競争入札の執行(第713号).....	2606
155号).....	2565	◇条例環境影響評価準備書の公告(第	
◇指定避難所の指定の取消(第156号).....	2565	714号).....	2608
◇川崎市一般廃棄物処理実施計画(第		◇条例環境影響評価審査書の公告(第	
157号).....	2565	715号).....	2609
◇公印の新調(第158号).....	2572	◇一般競争入札の執行(第716号).....	2619
◇公印の廃止(第159号).....	2572	◇一般競争入札の執行(第717号).....	2620
◇個人情報の保護に関する法律施行条		◇一般競争入札の執行(第718号).....	2631
例の規定による目的外利用等の届出		◇一般競争入札の執行(第719号).....	2632

◇自己負担金に関する請求書兼納入通知書の公示送達(第720号) ……………	2634	改正する訓令(第7号) ……………	2664
◇農用地利用集積計画の制定(第721号) ……………	2634	上下水道局規程	
◇開発事業地球温暖化対策等指針の変更(第722号) ……………	2639	◇川崎市上下水道局賠償責任職員の指 定等に関する規程の一部を改正する 規程(第6号) ……………	2665
◇保育所等の利用者負担額に係る督促 状の公示送達(第723号) ……………	2651	◇川崎市上下水道局事務分掌規程の一 部を改正する規程(第7号) ……………	2665
◇道路位置の指定(第724号) ……………	2651	◇川崎市上下水道局事務決裁規程の一 部を改正する規程(第8号) ……………	2667
公告(調達)		◇川崎市上下水道局委託業務監督規程 の一部を改正する規程(第9号) ……………	2667
◇落札者等の公示(第139号) ……………	2651	◇川崎市上下水道局指定給水装置工事 事業者規程の一部を改正する規程(第 10号) ……………	2667
◇落札者等の公示(第140号) ……………	2651	◇川崎市上下水道局企業職員被服貸与 規程の一部を改正する規程(第11号) ……………	2667
◇一般競争入札の執行(第141号) ……………	2651	◇川崎市上下水道局財務規程の一部を 改正する規程(第12号) ……………	2671
◇落札者等の公示(第142号) ……………	2653	◇川崎市上下水道局安全衛生管理規程 の一部を改正する規程(第13号) ……………	2671
◇落札者等の公示(第143号) ……………	2653	◇法令の規定により管理上設置する職 の任免等に関する規程の一部を改正 する規程(第14号) ……………	2672
◇落札者等の公示(第144号) ……………	2654	◇川崎市上下水道局企業職員の給料等 の額及び支給方法等に関する規程の 一部を改正する規程(第15号) ……………	2672
◇落札者等の公示(第145号) ……………	2654	◇労働者災害補償保険法の適用を受け る川崎市上下水道局企業職員の公務 災害等に伴う休業補償等に関する規 程の一部を改正する規程(第16号) ……………	2673
◇一般競争入札の公告(第146号) ……………	2654	◇川崎市上下水道局企業職員の期末手 当及び勤勉手当の支給に関する規程 の一部を改正する規程(第17号) ……………	2673
◇一般競争入札の公告(第147号) ……………	2656	◇川崎市上下水道局会計年度任用職員 の給与等に関する規程の一部を改正 する規程(第18号) ……………	2673
◇落札者等の公示(第148号) ……………	2659	◇川崎市上下水道局企業職員の育児休 業等に関する規程の一部を改正する 規程(第19号) ……………	2674
◇一般競争入札の公告(第149号) ……………	2659	◇川崎市上下水道局企業職員出勤記録 整理規程の一部を改正する規程(第 20号) ……………	2675
税公告		◇川崎市上下水道局企業職員の勤務時 間、休日、休暇等に関する規程の一 部を改正する規程(第21号) ……………	2675
◇差押調書(謄本)の公示送達(第42 号) ……………	2661	◇川崎市上下水道局会計年度任用職員 の勤務時間、休暇等に関する規程の 一部を改正する規程(第22号) ……………	2676
◇課税額変更通知書の公示送達(第43 号) ……………	2661		
◇納税通知書の公示送達(第44号) ……………	2661		
◇差押調書(謄本)の公示送達(第45 号) ……………	2662		
◇差押調書(謄本)の公示送達(第46 号) ……………	2662		
◇督促状の公示送達(第47号) ……………	2662		
◇差押調書(謄本)の公示送達(第48 号) ……………	2662		
◇特別徴収税額の決定・変更通知書の 公示送達(第49号) ……………	2662		
訓 令			
◇川崎市事務決裁規程の一部を改正す る訓令(第2号) ……………	2662		
◇川崎市事業所等事務決裁規程の一部 を改正する訓令(第3号) ……………	2663		
◇川崎市職員の勤務時間等に関する規 程の一部を改正する訓令(第4号) ……………	2663		
◇川崎市職員出勤記録整理規程の一部 を改正する訓令(第5号) ……………	2664		
◇川崎市職員の人事評価に関する規程 の一部を改正する訓令(第6号) ……………	2664		
◇川崎市食品衛生法施行規程の一部を			

上下水道局告示

- ◇川崎市排水設備指定工事店の指定(第17号) 2677
- ◇川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定(第18号) 2678
- ◇川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定事項の変更(第19号) 2678
- ◇川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止(第20号) 2679
- ◇公共下水道の供用開始及び下水道の処理の開始(第21号) 2679

上下水道局公告

- ◇一般競争入札の執行(第25号) 2679
- ◇一般競争入札の執行(第26号) 2686

交通局規程

- ◇川崎市交通局会計年度任用職員の給与等に関する規程の一部を改正する規程(第1号) 2688
- ◇川崎市交通局企業職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規程の一部を改正する規程(第2号) 2689
- ◇川崎市交通局企業職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する規程(第3号) 2690
- ◇川崎市交通局被服規程の一部を改正する規程(第4号) 2690
- ◇川崎市交通局企業職員の特殊勤務手当支給規程の一部を改正する規程(第5号) 2691
- ◇川崎市交通局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程(第6号) 2692
- ◇川崎市交通局会計年度任用職員のうち特別の勤務に従事する会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程(第7号) 2694
- ◇川崎市交通局賠償責任職員の指定等に関する規程の一部を改正する規程(第8号) 2694
- ◇川崎市交通局契約規程の一部を改正する規程(第9号) 2695
- ◇川崎市交通局モバイルP A S M O取扱規程の一部を改正する規程(第10号) 2695
- ◇川崎市乗合自動車乗車料条例施行規程の一部を改正する規程(第11号) 2695
- ◇川崎市交通局公文書取扱規程の一部を改正する規程(第12号) 2696

- ◇労働者災害補償保険法の適用を受け
る川崎市交通局職員の公務災害等に
伴う休業補償等に関する規程の一部
を改正する規程(第13号) 2696
- ◇川崎市交通局分課分掌規程の一部を
改正する規程(第14号) 2696
- ◇川崎市交通局企業職員の勤務時間、
休日、休暇等に関する規程の一部を
改正する規程(第15号) 2697
- ◇川崎市交通局企業職員のうち特別の
勤務に従事する職員の勤務時間、休
日、休暇等に関する規程の一部を改
正する規程(第16号) 2698
- ◇川崎市交通局企業職員の人事評価に
関する規程の一部を改正する規程(
第17号) 2698
- ◇川崎市交通局広告取扱規程の一部を
改正する規程(第18号) 2698

交通局告示

- ◇公金徴収業務の委託(第1号) 2699
- ◇公金徴収業務の委託(第2号) 2699
- ◇公金徴収業務の委託(第3号) 2699
- ◇公金徴収業務の委託(第4号) 2699
- ◇公金徴収業務の委託(第5号) 2700

交通局訓令

- ◇川崎市交通局安全衛生管理規程(第
1号) 2700

病院局規程

- ◇川崎市病院局企業職員特殊勤務手当
支給規程及び川崎市病院局会計年度
任用職員の給与等に関する規程の一
部を改正する規程の一部を改正する
規程(第2号) 2702
- ◇川崎市病院局会計規程の一部を改正
する規程(第3号) 2703
- ◇労働者災害補償保険法の適用を受け
る川崎市病院局企業職員の公務災害
等に伴う休業補償等に関する規程の
一部を改正する規程(第4号) 2703
- ◇川崎市病院局企業職員期末手当及び
勤勉手当支給規程の一部を改正する
規程(第5号) 2703
- ◇川崎市病院局会計年度任用職員の給
与等に関する規程の一部を改正する
規程(第6号) 2704
- ◇川崎市病院局企業職員の勤務時間、
休日、休暇等に関する規程の一部を
改正する規程(第7号) 2705

◇川崎市病院局企業職員服務規程の一部を改正する規程(第8号) ……………	2711	する条例施行規則の一部を改正する規則(第6号) ……………	2742
◇川崎市病院局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程(第9号) ……………	2711	教育委員会告示	
◇川崎市病院局企業職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する規程(第10号) ……………	2711	◇教育委員会臨時会の招集(第7号) ……………	2742
◇川崎市病院局企業職員の人事評価に関する規程の一部を改正する規程(第11号) ……………	2711	◇教育委員会臨時会の議事の変更(第8号) ……………	2743
病院局公告		◇川崎市重要郷土資料の指定(第9号) ……………	2743
◇一般競争入札の執行(第22号) ……………	2711	教育委員会訓令	
病院局公告(調達)		◇川崎市立学校教職員の人事評価に関する規程の一部を改正する訓令(第2号) ……………	2743
◇落札者等の公示(第10号) ……………	2714	◇川崎市立学校の教職員の退職者の給与に関する規程の一部を改正する訓令(第3号) ……………	2744
消防局訓令		選挙管理委員会告示	
◇川崎市高圧ガス保安法事務処理要綱の一部を改正する訓令(第1号) ……………	2714	◇公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨を公表した告示の訂正(第2号) ……………	2744
◇川崎市危険物事務処理規程の一部を改正する訓令(第2号) ……………	2717	人事委員会規則	
◇消防職員及び主要機械の配置基準(第3号) ……………	2717	◇川崎市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則(第1号) ……………	2744
◇川崎市消防署の組織に関する規程の一部を改正する訓令(第4号) ……………	2731	◇川崎市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則(第2号) ……………	2745
◇川崎市消防職員の隔日勤務に関する規程の一部を改正する訓令(第5号) ……………	2731	◇川崎市職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則(第3号) ……………	2745
◇川崎市消防職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令(第6号) ……………	2731	◇川崎市職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則(第4号) ……………	2745
◇川崎市消防職員の安全衛生等に関する規程の一部を改正する訓令(第7号) ……………	2732	◇川崎市職員の職務の級に係る分類の基準に関する規則の一部を改正する規則(第5号) ……………	2745
◇川崎市消防職員の人事評価に関する規程の一部を改正する訓令(第8号) ……………	2732	◇川崎市公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則(第6号) ……………	2745
◇川崎市救急業務実施規程の一部を改正する訓令(第9号) ……………	2732	◇川崎市職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則(第7号) ……………	2746
◇川崎市消防局警防規程の一部を改正する訓令(第10号) ……………	2739	◇川崎市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する規則の一部を改正する規則(第8号) ……………	2746
◇川崎市消防救助隊規程の一部を改正する訓令(第11号) ……………	2741	◇川崎市職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則(第9号) ……………	2746
教育委員会規則		職員共済組合告示	
◇川崎市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則(第4号) ……………	2742	◇川崎市職員共済組合定款の一部変更(第1号) ……………	2746
◇川崎市教育委員会会計年度任用職員に関する規則の一部を改正する規則(第5号) ……………	2742	職員共済組合公告	
◇川崎市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関			

◇任期継続組合員の平均標準報酬月額 (第3号) …………… 2747	◇介護保険料に係る督促状の公示送達 (高津区第17号)…………… 2751
区告示	◇後期高齢者医療保険料に係る督促状 の公示送達(高津区第18号) …………… 2751
◇自動車臨時運行許可番号標の無効(川崎区第1号)…………… 2747	◇差押調書の公示送達(高津区第19号) …………… 2751
区公告	◇国民健康保険料に係る差押調書(謄本)の公示送達(高津区第20号)…………… 2751
◇後期高齢者医療保険料に係る納入通知書の公示送達(川崎区第52号) …………… 2747	◇差押調書(謄本)の公示送達(宮前区第17号) …………… 2752
◇後期高齢者医療保険料に係る督促状の公示送達(川崎区第53号) …………… 2747	◇後期高齢者医療保険料に係る督促状の公示送達(宮前区第18号) …………… 2752
◇後期高齢者医療保険料に係る督促状の公示送達(川崎区第54号) …………… 2747	◇介護保険料に係る督促状の公示送達(宮前区第19号)…………… 2752
◇国民健康保険料に係る督促状の公示送達(川崎区第55号) …………… 2747	◇国民健康保険料に係る督促状の公示送達(宮前区第20号) …………… 2752
◇介護保険料に係る督促状の公示送達(川崎区第56号)…………… 2748	◇国民健康保険料に係る還付通知書の公示送達(宮前区第21号) …………… 2752
◇介護保険料に係る督促状の公示送達(川崎区第57号)…………… 2748	◇印鑑登録の抹消(宮前区第22号) …………… 2752
◇国民健康保険料に係る督促状の公示送達(川崎区第58号) …………… 2748	◇住民票の職権消除(宮前区第23号) …………… 2752
◇介護保険料に係る督促状の公示送達(川崎区第59号)…………… 2748	◇介護保険料に係る督促状の公示送達(多摩区第14号)…………… 2753
◇国民健康保険料に係る督促状の公示送達(川崎区第60号) …………… 2748	◇後期高齢者医療保険料に係る督促状の公示送達(多摩区第15号) …………… 2753
◇後期高齢者医療保険料に係る督促状の公示送達(川崎区第61号) …………… 2748	◇国民健康保険料に係る督促状の公示送達(多摩区第16号) …………… 2753
◇住民票の職権消除(川崎区第62号) …………… 2749	◇国民健康保険料に係る督促状の公示送達(麻生区第18号) …………… 2753
◇印鑑登録の抹消(川崎区第63号) …………… 2749	◇後期高齢者医療保険料に係る督促状の公示送達(麻生区第19号) …………… 2753
◇国民健康保険料等に係る差押調書(謄本)の公示送達(川崎区第64号) …………… 2749	◇介護保険料に係る督促状の公示送達(麻生区第20号)…………… 2753
◇国民健康保険料に係る差押調書(謄本)の公示送達(川崎区第65号)…………… 2749	
◇国民健康保険料に係る督促状の公示送達(幸区第13号) …………… 2749	
◇介護保険料に係る督促状の公示送達(幸区第14号)…………… 2749	
◇住民票の職権消除(幸区第15号) …………… 2750	
◇印鑑登録の抹消(幸区第16号) …………… 2750	
◇国民健康保険料に係る督促状の公示送達(中原区第17号) …………… 2750	
◇介護保険料に係る督促状の公示送達(中原区第18号)…………… 2750	
◇後期高齢者医療保険料に係る督促状の公示送達(中原区第19号) …………… 2750	
◇国民健康保険料に係る差押調書等の公示送達(中原区第20号) …………… 2750	
◇国民健康保険料に係る督促状の公示送達(高津区第16号) …………… 2751	

条 例

川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月28日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第2号

川崎市附属機関設置条例の一部を改正する
条例

川崎市附属機関設置条例(平成27年川崎市条例第1号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

川崎市政策 評価審査委 員会	総合的な計画における重要な政策等の評価に関して調査審議すること。	9人 以内	(1) 学識経 験者 (2) 市民	3年
----------------------	----------------------------------	----------	-------------------------	----

」

を

「

川崎市 制100周年 記念表彰 選考委員 会	市の発展に関し特 に顕著な功績があ るもの及び市の発 展に関し顕著な功 績があり、かつ、 今後の更なる活躍 が期待されるもの の選考に関して調 査審議すること。	12人 以内	(1) 関係団 体の役職 員 (2) 市議会 議員 (3) 市職員	委嘱さ れ、又 は任命 された 日から 賞の贈 呈が終 了する 日まで
川崎市政策 評価審査委 員会	総合的な計画における重要な政策等の評価に関して調査審議すること。	9人 以内	(1) 学識経 験者 (2) 市民	3年

」

に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月28日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第3号

川崎市行政手続における特定の個人を識別
するための番号の利用等に関する条例の一
部を改正する条例

川崎市行政手続における特定の個人を識別するための
番号の利用等に関する条例(平成27年川崎市条例第67

号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務の」を「特定個人番号利用事務(法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。以下同じ。)の」に、「法別表第2の第2欄に掲げる事務と」を「特定個人番号利用事務と」に改め、同条第3項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報(法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。以下同じ。)」に改め、同項ただし書中「特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改める。

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第48号)の施行の日から施行する。

川崎市職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月28日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第4号

川崎市職員定数条例の一部を改正する条例

川崎市職員定数条例(昭和26年川崎市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「7,365人」を「7,415人」に改め、同条第5号ア中「464人」を「472人」に改め、同号イ中「7,367人」を「7,565人」に改め、同条第8号中「1,436人」を「1,447人」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

川崎市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月28日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第5号

川崎市手数料条例の一部を改正する条例

川崎市手数料条例(昭和25年川崎市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第2条第197号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同条第246号の次に次の2号を加える。

(246)の2 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第137条の12第6項の規定に基づく大規模の修繕又は大規模の模様替の認定の申請に対する審査

1件につき 27,000円

(246)の3 建築基準法施行令第137条の12第7項の規

定に基づく大規模の修繕又は大規模の模様替の認定の申請に対する審査

1 件につき 27,000円

第2条第247号中「(昭和25年政令第338号)」を削り、同条第268号ア(イ)中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

川崎市コミュニティセンター条例をここに公布する。

令和6年3月28日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第6号

川崎市コミュニティセンター条例

(目的及び設置)

第1条 児童の健全な育成及び高齢者の心身の健康増進を図るとともに、地域における市民の交流の場を提供し、もって共に支え合う地域づくりに寄与するため、川崎市コミュニティセンター(以下「センター」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
川崎市 大師コミュニティセンター	川崎市川崎区東門前2丁目 1番1号
川崎市 田島コミュニティセンター	川崎市川崎区鋼管通2丁目 3番7号

(事業)

第3条 センターは、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 市民が気軽に立ち寄り、活動の拠点とすることができる場の提供に関する事。
- 児童の遊びの指導に関する事。
- 高齢者の教養の向上及びレクリエーションの実施に関する事。
- 川崎区役所大師支所及び川崎区役所田島支所との連携に関する事。
- 施設又は設備(以下「施設等」という。)を利用に供すること。
- その他設置目的を達成するために必要な事業に関する事。

(指定管理者)

第4条 市長は、法人その他の団体であつて次の要件を満たすものとしてその指定するもの(以下「指定管理者」という。)にセンターの管理を行わせる。

- センターの管理を行うに当たり、市民の平等な利用が確保できること。

(2) 事業計画書の内容が、センターの効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画書の内容に沿ったセンターの管理を安定して行う能力を有すること。

2 前項の指定を受けようとするものは、事業計画書その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項の指定をしたときは、その旨を告示する。

(指定管理者が行う管理の基準)

第5条 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の規定に従い、センターの管理を行わなければならない。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第6条 指定管理者は、施設の利用許可に関する業務その他のセンターの管理のために必要な業務を行わなければならない。

(利用時間及び休館日)

第7条 センターの利用時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、利用時間を変更し、又は臨時に開館し、若しくは休館することができる。

利用時間	午前9時から午後9時まで
休館日	12月29日から翌年の1月3日までの日

(利用許可)

第8条 センターの施設(規則で定めるものに限る。)の全部又は一部を独占して利用しようとする者は、規則で定めるところにより、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の許可をする場合においては、同項の許可を受ける者以外の者の利用に支障のないよう配慮しなければならない。

(使用料)

第9条 センターの使用料は、無料とする。

(利用許可の制限)

第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、第8条第1項の許可をしない。

- 施設等を毀損するおそれのあるとき。
- 管理上支障があるとき。
- その他指定管理者が利用を不相当と認めるとき。

(利用許可の取消し等)

第11条 指定管理者は、第8条第1項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、その許可を取り消し、又は施設の利用を制限し、若しくは停止することができる。

- 利用の目的に反したとき。
- 秩序を乱し、他人の迷惑となるとき。

(3) 偽りその他不正な行為により第8条第1項の許可を受けたとき。

(4) 災害その他の事故により利用できなくなったとき。

(5) 工事その他市の事業の執行上やむを得ない理由により利用できなくなったとき。

(6) 前各号に定めるもののほか、この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

(施設の変更禁止)

第12条 利用者は、センターの施設を利用する場合において、これを模様替えし、又はこれに特別の設備を付設してはならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用権の譲渡等の禁止)

第13条 利用者は、センターの施設を利用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復)

第14条 利用者は、センターの施設の利用を終了し、又は第8条第1項の許可を取り消され、若しくは施設の利用を制限され、若しくは停止されたときは、直ちにその施設を原状に回復し、又は返還しなければならない。

(取消し等による損害の責任)

第15条 市及び指定管理者は、第11条第5号に該当する場合を除き、第8条第1項の許可の取消し又は施設の利用の制限若しくは停止によって利用者に生じた損害については、その責めを負わない。

(損害の賠償)

第16条 センターの施設等に損害を生じさせた者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(入館等の制限)

第17条 指定管理者は、他人の迷惑となるおそれのある者その他管理上支障があると認められる者については、入館を断り、又は退館させることができる。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施のため必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(川崎市老人いこいの家条例の一部改正)

2 川崎市老人いこいの家条例(昭和47年川崎市条例第60号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

川崎市大師老人いこいの家	川崎市川崎区大師公園1番4号
川崎市小田老人いこいの家	川崎市川崎区小田2丁目16番9号

」

を

「

川崎市小田老人いこいの家	川崎市川崎区小田2丁目16番9号
--------------	------------------

」

に改める。

3 川崎市老人いこいの家条例の一部を次のように改正する。

別表中

「

川崎市藤崎老人いこいの家	川崎市川崎区藤崎4丁目17番6号
川崎市田島老人いこいの家	川崎市川崎区田島町20番23号

」

を

「

川崎市藤崎老人いこいの家	川崎市川崎区藤崎4丁目17番6号
--------------	------------------

」

に改める。

(川崎市子ども文化センター条例の一部改正)

4 川崎市子ども文化センター条例(昭和35年川崎市条例第33号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

川崎市大師子ども文化センター	川崎市川崎区大師公園1番4号
川崎市藤崎子ども文化センター	川崎市川崎区藤崎4丁目17番6号

」

を

「

川崎市藤崎子ども文化センター	川崎市川崎区藤崎4丁目17番6号
----------------	------------------

」

に改める。

5 川崎市子ども文化センター条例の一部を次のように改正する。

別表中

「

川崎市日進町 こども文化 センター	川崎市川崎区堤根34番地15
川崎市田島 こども文化センター	川崎市川崎区田島町20番23 号

を

「

川崎市日進町 こども文化センター	川崎市川崎区堤根34番地15
---------------------	----------------

に改める。

川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月28日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第7号

川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例の一部を改正する条例

川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例(平成24年川崎市条例第53号)の一部を次のように改正する。

別表6の項中「川崎市多摩区中野島6丁目29番1号新多摩川ハイム4号棟101」を「川崎市多摩区菅仙谷1丁目10番40号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

川崎市病院等における人員及び施設の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月28日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第8号

川崎市病院等における人員及び施設の基準に関する条例の一部を改正する条例

川崎市病院等における人員及び施設の基準に関する条例(平成24年川崎市条例第67号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

川崎市総合リハビリテーションセンター及び障害者福

祉施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月28日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第9号

川崎市総合リハビリテーションセンター及び障害者福祉施設条例の一部を改正する条例

川崎市総合リハビリテーションセンター及び障害者福祉施設条例(昭和46年川崎市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第79条第2号を削り、同条第3号中「第6条の2の2第5項」を「第6条の2の2第4項」に、「第88条第3号」を「第88条第2号」に改め、同号を同条第2号とし、同条第4号中「第6条の2の2第6項」を「第6条の2の2第5項」に、「第88条第4号」を「第88条第3号」に改め、同号を同条第3号とし、同条第5号中「第6条の2の2第7項」を「第6条の2の2第6項」に、「第88条第5号」を「第88条第4号」に改め、同号を同条第4号とし、同条第6号中「第88条第7号」を「第88条第6号」に、「第88条第6号」を「第88条第5号」に改め、同号を同条第5号とし、同条第7号から第14号までを1号ずつ繰り上げる。

第84条第1号中「第4号」を「第3号」に改め、同条第3号中「第79条第9号」を「第79条第8号」に改め、同条第4号中「第79条第10号」を「第79条第9号」に改め、同条第5号中「第79条第12号及び第13号」を「第79条第11号及び第12号」に改める。

第88条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第9号までを1号ずつ繰り上げる。

第95条第1号中「第4号」を「第3号」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

川崎市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月28日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第10号

川崎市介護保険条例の一部を改正する条例

川崎市介護保険条例(平成12年川崎市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第5条の3第1項及び第4項中「第5条第3項」を「第5条第4項」に改める。

第8条第1項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に改め、同項第1号中「37,890円」を「35,990円」に改め、同号イ中「第22条第21号イ」を「第22条第22号イ」に改め、同項第2号中「37,890円」を「35,990円」に改め、同項第3号中「49,257円」を

「46,035円」に改め、同項第4号中「56,835円」を「53,391円」に改め、同項第5号中「68,202円」を「71,188円」に改め、同項第6号中「75,780円」を「79,097円」に改め、同項第7号中「87,147円」を「90,962円」に改め、同号イ中「又は第15号イ」を「、第15号イ、第16号イ、第17号イ又は第18号イ」に改め、同項第8号中「94,725円」を「98,872円」に改め、同号イ中「又は第15号イ」を「、第15号イ、第16号イ、第17号イ又は第18号イ」に改め、同項第9号中「113,670円」を「118,646円」に改め、同号イ中「又は第15号イ」を「、第15号イ、第16号イ、第17号イ又は第18号イ」に改め、同項第10号中「125,037円」を「134,465円」に改め、同号イ中「又は第15号イ」を「、第15号イ、第16号イ、第17号イ又は第18号イ」に改め、同項第11号中「132,615円」を「142,375円」に改め、同号ア中「5,000,000円」を「4,000,000円」に改め、同号イ中「又は第15号イ」を「、第15号イ、第16号イ、第17号イ又は第18号イ」に改め、同項第16号中「212,184円」を「261,021円」に改め、同号を同項第19号とし、同項第15号中「197,028円」を「229,382円」に改め、同号イ中「部分を除く。」の次に「又は次号イ」を加え、同号を同項第17号とし、同号の次に次の1号を加える。

(18) 次のいずれかに該当する者 245,201円

ア 合計所得金額が20,000,000円以上30,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(政令第39条第1項第1号イ(同号イ(1))に係る部分を除く。)に該当する者を除く。

第8条第1項第14号中「181,872円」を「213,562円」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「、次号イ又は第18号イ」に改め、同号を同項第16号とし、同項第13号中「166,716円」を「197,743円」に改め、同号イ中「又は第15号イ」を「、第17号イ又は第18号イ」に改め、同号を同項第15号とし、同項第12号中「151,560円」を「166,104円」に改め、同号ア中「7,000,000円」を「6,000,000円」に改め、同号イ中「第14号イ又は第15号イ」を「第15号イ、第16号イ、第17号イ又は第18号イ」に改め、同号を同項第13号とし、同号の次に次の1号を加える。

(14) 次のいずれかに該当する者 181,924円

ア 合計所得金額が6,000,000円以上7,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(政令第39条第1項第1号イ(同号イ(1))に係る部分を除く。)、

次号イ、第16号イ、第17号イ又は第18号イに該当する者を除く。)

第8条第1項第11号の次に次の1号を加える。

(12) 次のいずれかに該当する者 150,285円

ア 合計所得金額が4,000,000円以上5,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(政令第39条第1項第1号イ(同号イ(1))に係る部分を除く。)、次号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ、第17号イ又は第18号イに該当する者を除く。)

第8条第2項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に、「22,734円」を「22,543円」に改め、同条第3項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に、「30,312円」を「30,216円」に改め、同条第4項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に、「53,046円」を「52,995円」に改める。

第12条第4項中「若しくは第15号イ」を「、第15号イ、第16号イ、第17号イ若しくは第18号イ」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第8条第1項第1号イの改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の条例の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。

川崎市女性自立支援施設の設備及び運営の基準に関する条例をここに公布する。

令和6年3月28日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第11号

川崎市女性自立支援施設の設備及び運営の基準に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第65条第1項の規定に基づき、女性自立支援施設(困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号。以下「法」という。))第12条第1項に規定する女性自立支援施設をいう。以下同じ。)の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 女性自立支援施設の設置者は、入所者に対し、

健全な環境の下で、女性の人権に関する高い識見及び専門性を有する職員により、社会において入所者の置かれた状況に応じた自立した生活を送るための支援を含め、適切な支援を行うよう努めなければならない。
(設備及び運営の水準の向上)

第3条 女性自立支援施設の設置者は、この条例で定める基準を超えて、常に、その設備及び運営の水準を向上させるよう努めなければならない。

(配置、構造及び設備の一般原則)

第4条 女性自立支援施設の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等の入所者の保健衛生に関する事項、入所者に対する危害の防止及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

(非常災害対策)

第5条 女性自立支援施設の設置者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画(第16条第4項において「非常災害計画」という。)を策定しなければならない。

2 女性自立支援施設の設置者は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第6条 女性自立支援施設の設置者は、入所者の安全の確保を図るため、当該女性自立支援施設の設備の安全点検、職員等に対する施設外での活動、取組等を含めた女性自立支援施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員等の研修及び訓練その他女性自立支援施設における安全に関する事項についての計画(以下この条及び第16条第4項において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 女性自立支援施設の設置者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 女性自立支援施設の設置者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(苦情への対応等)

第7条 女性自立支援施設の設置者は、その行った支援に関し、入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 女性自立支援施設の設置者は、その行った支援に関し、市長から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

3 女性自立支援施設の設置者は、社会福祉法第85条第1項の規定により運営適正化委員会が行う調査にでき

る限り協力しなければならない。

(帳簿の整備)

第8条 女性自立支援施設には、設備、職員、会計及び入所者の支援の状況に関する帳簿を整備しておかなければならない。

(職員配置の基準)

第9条 女性自立支援施設には、次の各号に掲げる職員を置くものとし、その職員の員数は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。ただし、調理業務の全部を委託する女性自立支援施設にあっては、第3号に掲げる職員を置かないことができる。

(1) 施設長 1人

(2) 入所者の自立支援(法第12条第1項に規定する自立支援をいう。以下同じ。)を行う職員 2人以上

(3) 栄養士又は調理員 1人以上

(4) 看護師又は心理療法担当職員 1人以上

(5) 事務員 1人以上

(6) 女性自立支援施設のその他の業務を行うために必要な職員 当該女性自立支援施設の実情に応じた適当な員数

2 女性自立支援施設の職員は、専ら当該女性自立支援施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の支援に支障がない場合は、この限りではない。
(施設長の資格要件)

第10条 施設長は、女性自立支援施設を運営するに当たって女性の人権に関する高い識見及び専門性を有する者であって、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

(1) 社会福祉主事の資格を有する者又は社会福祉事業若しくは困難な問題を抱える女性への支援に関する活動に3年以上従事した者であること。

(2) 罰金以上の刑に処せられたことのない者であること。

(3) 心身ともに健全な者であること。

(設備の基準)

第11条 女性自立支援施設の建物(入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。次項において同じ。)は、耐火建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。次項において同じ。)又は準耐火建築物(同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。次項において同じ。)でなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての女性自立支援施設の建物であって、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物であることを要しない。

- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等の火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
- (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。
- 3 女性自立支援施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。
- (1) 事務室
- (2) 相談室
- (3) 宿直室
- (4) 居室
- (5) 集会室兼談話室
- (6) 静養室
- (7) 医務室
- (8) 作業室
- (9) 食堂
- (10) 調理室
- (11) 洗面所
- (12) 浴室
- (13) 便所
- (14) 洗濯室
- (15) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備
- 4 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。
- (1) 居室 次に掲げる基準
- ア 入所者1人当たりの床面積は、収納設備等に係る面積を除き、おおむね9.9平方メートル以上とすること。
- イ 主要な出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。
- ウ 寝具を収納するための押入れその他の設備のほか、各人ごとに身の回り品を収納することができる収納設備を設けること。ただし、寝台を設けている場合においては、寝具を収納するための設備は、設けることを要しない。
- (2) 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。
- (3) 医務室 入所者を診療するために必要な医薬品、衛生材料及び医療機械器具を備えること。
- (4) 食堂及び調理室 食器、調理器具等の消毒その他食堂及び調理室を常に清潔に保持するために必要な

措置を講ずること。

- (5) その他の設備 次に掲げる基準

ア 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

イ 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。(秘密保持等)

第12条 女性自立支援施設の職員は、正当な理由がなく、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 女性自立支援施設の設置者は、職員であった者が、正当な理由がなく、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(居室の入所定員)

第13条 1の居室の定員は、原則として1人とする。

- 2 女性自立支援施設の入所の対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合その他入所者の自立支援を行うために必要と認められる場合は、前項の規定にかかわらず、1の居室の定員を2人以上とすることができる。(自立支援等)

第14条 女性自立支援施設の設置者は、入所者の意向及び私生活を十分に尊重して、入所者の心身の健康の回復及び生活(就労及び就学を含む。)に関する支援等を行わなければならない。

- 2 女性自立支援施設の設置者は、入所者の個の尊厳を保ち、心身の状況並びに本人の意思、希望及び自立に向けた意向を十分に踏まえた上で、当該女性自立支援施設における基本的な共同生活の考え方を示さなければならない。

- 3 女性自立支援施設の設置者は、入所者の自立支援を行うため、入所者の意向を踏まえ、各入所者ごとに個別支援計画を作成しなければならない。

(食事の提供)

第15条 食事は、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所者の身体的状況及び嗜好(し)好を考慮したものでなければならない。

- 2 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第16条 女性自立支援施設の設置者は、感染症又は非常災害の発生時において、入所者に対する支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 女性自立支援施設の設置者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 女性自立支援施設の設置者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

4 業務継続計画は、非常災害計画及び安全計画と一体のものとして策定することができる。
(保健衛生)

第17条 女性自立支援施設の設置者は、入所者について、毎年2回以上定期的に健康診断を行わなければならない。

2 女性自立支援施設の設置者は、居室その他入所者が常時使用する設備について、常に清潔にしなければならない。

3 女性自立支援施設の設置者は、入所者の使用する食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、及び衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品、衛生材料及び医療機械器具の管理を適正に行わなければならない。

4 女性自立支援施設の設置者は、当該女性自立支援施設における感染症又は食中毒の発生又はまん延を防止するため、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施しなければならない。
(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第18条 女性自立支援施設の設置者は、入所者に係る給付金(女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準(令和5年厚生労働省令第36号)第18条に規定する厚生労働大臣が定める給付金をいう。以下この条において「給付金」という。)の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。

(1) 当該入所者に係る当該金銭及びこれに準ずるもの(これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「入所者に係る金銭」という。)をその他の財産と区分すること。

(2) 入所者に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。

(3) 入所者に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。

(4) 当該入所者が退所した場合には、速やかに、入所者に係る金銭を当該入所者に取得させること。

(関係機関との連携)

第19条 女性自立支援施設の設置者は、女性相談支援センター、女性相談支援員、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体のほか、福祉事務所(社会福祉法に規定する福祉に関する事務所をいう。)、児童相談所、児童福祉施設(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設をいう。)、保健所、医療機関、職業紹介機関(労働

施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和41年法律第132号)第2条に規定する職業紹介機関をいう。)、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター(総合法律支援法(平成16年法律第74号)第13条に規定する日本司法支援センターをいう。)、配偶者暴力相談支援センター(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第3条第1項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。)、母子・父子福祉団体、母子・父子自立支援員、民生委員、児童委員、保護司その他の関係機関と密接に連携しなければならない。
(電磁的記録)

第20条 女性自立支援施設の設置者及び職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている、又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
(川崎市婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の廃止)
- 2 川崎市婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年川崎市条例第57号)は、廃止する。

川崎市児童相談所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月28日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第12号

川崎市児童相談所条例の一部を改正する条例

川崎市児童相談所条例(昭和46年川崎市条例第70号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中第7号を第10号とし、第6号を第7号とし、同号の次に次の2号を加える。

- (8) 児童養護施設その他の施設への入所の措置、一時保護の措置その他の措置の実施及びこれらの措置の実施中における処遇に対する児童の意見又は意向に

関し、川崎市児童福祉審議会その他の機関の調査審議及び意見の具申が行われるようにすることその他の児童の権利の擁護に係る環境の整備を行うこと。

(9) 措置解除者等(法第6条の3第1項第1号に規定する措置解除者等をいう。)の実情を把握し、その自立のために必要な援助を行うこと。

第3条第1項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 児童の権利の保護の観点から、一時保護の解除後の家庭その他の環境の調整、当該児童の状況の把握その他の措置により当該児童の安全を確保すること。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月28日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第13号

川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年川崎市条例第56号)の一部を次のように改正する。

目次中

「第15章 雑則(第105条)」

を

「第15章 里親支援センター(第105条～第110条)

第16章 雑則(第111条)」

に改める。

第15条第1項及び第21条の3第1項中「及び児童家庭支援センター」を「、児童家庭支援センター及び里親支援センター」に改める。

第34条中「について」の次に「、年齢、発達の状況その他の乳幼児の事情に応じて意見聴取その他の措置をとることにより、乳幼児の意見又は意向」を加える。

第36条及び第43条中「児童家庭支援センター」の次に「、里親支援センター」を加える。

第44条中「母子」との次に「、「の意見」とあるのは「それぞれの意見」と」を加える。

第64条及び第91条中「児童家庭支援センター」の次に「、里親支援センター」を加える。

第105条を第111条とする。

第15章を第16章とし、第14章の次に次の1章を加える。

第15章 里親支援センター

(設備の基準)

第105条 里親支援センターには、事務室、相談室等の里親及び里親に養育される児童並びに里親になろうと

する者(次条第3項第3号において「里親等」という。)が訪問できる設備その他里親支援センターの事業を実施するために必要な設備を設けなければならない。(職員)

第106条 里親支援センターには、里親制度等普及促進担当者、里親等支援員及び里親研修等担当者を置かななければならない。

2 里親制度等普及促進担当者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 法第13条第3項各号のいずれかに該当する者

(2) 里親として5年以上の委託児童(法第27条第1項第3号の規定により里親に委託された児童をいう。以下この条及び次条第2号において同じ。)の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等(児童福祉法施行規則第1条の10に規定する養育者等をいう。以下この条及び次条において同じ。)若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有する者

(3) 里親制度その他の児童の養育に必要な制度の普及促進及び新たに里親になることを希望する者の開拓に関して、市長が前2号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者

3 里親等支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 法第13条第3項各号のいずれかに該当する者

(2) 里親として5年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有する者

(3) 里親等への支援の実施に関して、市長が前2号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者

4 里親研修等担当者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 法第13条第3項各号のいずれかに該当する者

(2) 里親として5年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有する者

(3) 里親及び里親になろうとする者への研修の実施に

関して、市長が前2号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者

(里親支援センターの長の資格)

第107条 里親支援センターの長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、法第11条第4項に規定する里親支援事業の業務に関して十分な経験を有する者であつて、里親支援センターを適切に運営する能力を有するものでなければならない。

- (1) 法第13条第3項各号のいずれかに該当する者
- (2) 里親として5年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であつて、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有する者
- (3) 市長が前2号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者

(里親支援)

第108条 里親支援センターにおける支援は、里親制度その他の児童の養育に必要な制度の普及促進、新たに里親になることを希望する者の開拓、里親及び小規模住居型児童養育事業に従事する者並びに里親になろうとする者への研修の実施、法第27条第1項第3号の規定による児童の委託の推進、里親、小規模住居型児童養育事業に従事する者及び里親又は小規模住居型児童養育事業に従事する者に養育される児童並びに里親になろうとする者(第110条において「里親等」という。)への支援その他の必要な支援を包括的に行うことにより、里親に養育される児童が心身ともに健やかに育成されるよう、その最善の利益を実現することを目的として行わなければならない。

(業務の質の評価等)

第109条 里親支援センターの設置者は、法第44条の3第1項に規定する業務の質の評価を自ら行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。(関係機関との連携)

第110条 里親支援センターの長は、児童相談所及び里親に養育される児童の通学する学校並びに必要に応じ、児童福祉施設、児童委員等の関係機関と密接に連携して里親等への支援に当たらなければならない。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

川崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月28日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第14号

川崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

川崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例(平成26年川崎市条例第36号)の一部を次のように改正する。

第23条の見出し中「掲示」を「掲示等」に改め、同条中「掲示しなければならない」を「掲示するとともに、当該重要事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。)により公衆の閲覧に供しなければならない」に改める。

第53条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第53条第2項第2号の改正規定は、公布の日から施行する。

川崎市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月28日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第15号

川崎市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例

川崎市空家等対策協議会条例(平成28年川崎市条例第26号)の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条中「第7条第1項」を「第8条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

川崎市地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月28日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第16号

川崎市地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する条例の一部を改正する条例

川崎市地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する条例(平成21年川崎市条例第12号)の一部を次のように改正する。

別表5の項を次のように改める。

5	登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区地区計画において地区整備計画が定められた区域	登戸駅前地区B-2 登戸駅前地区B-3 登戸駅前地区C-1 登戸駅前地区C-2 登戸駅・向ヶ丘遊園駅連携地区A 登戸駅・向ヶ丘遊園駅連携地区B 登戸駅・向ヶ丘遊園駅連携地区C 登戸駅・向ヶ丘遊園駅連携地区D 向ヶ丘遊園駅前地区 界限商業地区 界限共存地区
---	---------------------	--	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

川崎市建築基準条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月28日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第17号

川崎市建築基準条例の一部を改正する条例

川崎市建築基準条例(昭和35年川崎市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第21条第2号、第30条第1項及び第2項、第32条第1項並びに第47条第3項中「第110条第2号」を「第107条各号又は第108条の4第1項第1号イ及びロ」に改める。

第60条の2見出し中「主要構造部」を「特定主要構造部」に改め、同条中「第108条の3第3項」を「第108条の4第3項」に、「主要構造部」を「特定主要構造部」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

川崎市不燃化重点対策地区における建築物の不燃化の推進に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月28日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第18号

川崎市不燃化重点対策地区における建築物の不燃化の推進に関する条例の一部を改正する条例

川崎市不燃化重点対策地区における建築物の不燃化の推進に関する条例(平成28年川崎市条例第89号)の一部

を次のように改正する。

第7条第1項中「第61条」を「第61条第1項」に、「同条」を「同項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月28日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第19号

川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部を改正する条例

川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例(昭和62年川崎市条例第40号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令」に改める。

別表第2の33登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区整備計画区域の表登戸駅前地区Bの区域の項を次のとおり改める。

登戸駅前地区B-1の区域	建築物の用途の制限	個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類するものは、建築してはならない。
登戸駅前地区B-2の区域	建築物の用途の制限	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 住宅(1階又は2階に店舗、事務所その他これらに類する用途に供する部分を有するものを除く。) (2) 共同住宅、寄宿舎又は下宿(1階又は2階に店舗、事務所その他これらに類する用途に供する部分を有するものを除く。) (3) 工場(自家販売のために食品製造業(食品加工業を含む。)を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するものを除く。) (4) 自動車教習所 (5) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (6) 倉庫業を営む倉庫 (7) キャバレー、料理店その他これらに類するもの (8) 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類するもの

	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の敷地面積は、1,000平方メートル以上でなければならない。
登戸駅前地区B-3の区域	建築物の用途の制限	個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類するものは、建築してはならない。
	建築物の容積率の最高限度	<p>建築物の容積率は、10分の40以下でなければならない。この場合において、建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積には、次に掲げる床面積は、算入しない。</p> <p>(1) 建築物の地階でその天井が地盤面(法第52条第4項に規定する地盤面をいう。)からの高さ1メートル以下にあるものの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの(以下この号において「老人ホーム等」という。)の用途に供する部分(令第135条の16に定める昇降機の昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム等の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。以下この号において同じ。)の床面積(当該床面積が当該建築物の住宅及び老人ホーム等の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、当該建築物の住宅及び老人ホーム等の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1)</p> <p>(2) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第17条第3項の規定により認定を受けた計画に係る特定建築物の建築物特定施設の床面積のうち、移動等円滑化の措置をとることにより通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなる場合における高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第26条に定める床面積</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条第2項第2号の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

川崎市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月28日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第20号

川崎市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例

(川崎市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 川崎市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(昭和41年川崎市条例第45

号)の一部を次のように改正する。

第7条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

(川崎市交通事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 川崎市交通事業の設置等に関する条例(昭和41年川崎市条例第46号)の一部を次のように改正する。

第7条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

(川崎市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 川崎市病院事業の設置等に関する条例(昭和41年川崎市条例第42号)の一部を次のように改正する。

第10条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

川崎市病院局企業職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月28日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第21号

川崎市病院局企業職員定数条例の一部を改正する条例

川崎市病院局企業職員定数条例(平成16年川崎市条例第64号)の一部を次のように改正する。

第2条中「1,530人」を「1,594人」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

川崎市消防手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月28日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第22号

川崎市消防手数料条例の一部を改正する条例

川崎市消防手数料条例(平成12年川崎市条例第34号)の一部を次のように改正する。

別表2の項中「1,180,000円」を「1,450,000円」に、「1,410,000円」を「1,720,000円」に、「1,590,000円」を「1,920,000円」に、「1,950,000円」を「2,360,000円」に、「2,270,000円」を「2,740,000円」に、「4,550,000円」を「5,640,000円」に、「5,820,000円」を「7,240,000円」に、「7,070,000円」を「8,790,000円」に改め、同表中「

高圧ガス保安法第5条第1項第1号に該当する者であって移動式製造設備のみを使用して高圧ガスの製造をするもの

処理容積が100立方メートル以上200立方メートル未満の設備	1件につき	7,400円
処理容積が200立方メートル以上1,000立方メートル未満の設備	1件につき	11,000円
処理容積が1,000立方メートル以上5,000立方メートル未満の設備	1件につき	13,000円
処理容積が5,000立方メートル以上25,000立方メートル未満の設備	1件につき	16,000円
処理容積が25,000立方メートル以上100,000立方メートル未満の設備	1件につき	21,000円
処理容積が100,000立方メートル以上500,000立方メートル未満の設備	1件につき	27,000円
処理容積が500,000立方メートル以上1,000,000立方メートル未満の設備	1件につき	44,000円
処理容積が1,000,000立方メートル以上5,000,000立方メートル未満の設備	1件につき	60,000円
処理容積が5,000,000立方メートル以上10,000,000立方メートル未満の設備	1件につき	75,000円
処理容積が10,000,000立方メートル以上の設備	1件につき	91,000円

を
「

高压ガス保安法第5条第1項第1号に該当する者であって移動式製造設備のみを使用して高压ガスの製造をするもの(当該移動式製造設備について液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の4第1項の許可を受けた者を除く。)

処理容積が100立方メートル以上200立方メートル未満の設備	1件につき	7,400円
処理容積が200立方メートル以上1,000立方メートル未満の設備	1件につき	11,000円
処理容積が1,000立方メートル以上5,000立方メートル未満の設備	1件につき	13,000円
処理容積が5,000立方メートル以上25,000立方メートル未満の設備	1件につき	16,000円
処理容積が25,000立方メートル以上100,000立方メートル未満の設備	1件につき	21,000円
処理容積が100,000立方メートル以上500,000立方メートル未満の設備	1件につき	27,000円
処理容積が500,000立方メートル以上1,000,000立方メートル未満の設備	1件につき	44,000円
処理容積が1,000,000立方メートル以上5,000,000立方メートル未満の設備	1件につき	60,000円
処理容積が5,000,000立方メートル以上10,000,000立方メートル未満の設備	1件につき	75,000円
処理容積が10,000,000立方メートル以上の設備	1件につき	91,000円

高压ガス保安法第5条第1項第1号に該当する者であって移動式製造設備のみを使用して高压ガスの製造をするもの(当該移動式製造設備について液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の4第1項の許可を受けた者に限る。)	1件につき	6,000円
--	-------	--------

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料から適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

川崎市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月28日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第23号

川崎市火災予防条例の一部を改正する条例

川崎市火災予防条例(昭和48年川崎市条例第36号)の一部を次のように改正する。

第42条第1項第1号中「主要構造部」を「特定主要構造部」に改め、同項第2号中「主要構造部」を「特定主要構造部」に改め、「、若しくは」の次に「主要構造部」を加える。

第46条第1項第1号及び第46条の2第1号中「主要構造部」を「特定主要構造部」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

川崎市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月28日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第24号

川崎市立学校の設置に関する条例の一部を

改正する条例

川崎市立学校の設置に関する条例(昭和39年川崎市条例第29号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

川崎市立小倉小学校	川崎市幸区小倉2丁目20番1号
-----------	-----------------

」

を

川崎市立小倉小学校	川崎市幸区小倉2丁目20番1号
川崎市立新小倉小学校	川崎市幸区新小倉2番15号

に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

川崎市立看護短期大学条例及び川崎市立看護短期大学奨学金貸付条例を廃止する条例をここに公布する。

令和6年3月28日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第25号

川崎市立看護短期大学条例及び川崎市立看護短期大学奨学金貸付条例を廃止する条例

川崎市立看護短期大学条例(平成6年川崎市条例第35号)及び川崎市立看護短期大学奨学金貸付条例(平成7年川崎市条例第10号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和6年4月1日から施行する。
(川崎市立看護短期大学条例の廃止に伴う経過措置)
- この条例による廃止前の川崎市立看護短期大学条例第4条第2項及び第3項、第5条並びに第6条(これらの規定のうち証明書交付手数料に係る部分に限る。)並びに別表の2証明書交付手数料の表の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。
(川崎市立看護短期大学奨学金貸付条例の廃止に伴う経過措置)
- この条例による廃止前の川崎市立看護短期大学奨学金貸付条例(次項において「旧条例」という。)の規定により奨学金の貸付けを受けた者に係る異動の届出については、なお従前の例による。
- この条例の施行前に行われた旧条例の規定による奨学金の貸付けに係る償還、償還の猶予、償還の免除及び延滞利息については、なお従前の例による。
(川崎市職員の給与に関する条例の一部改正)
- 川崎市職員の給与に関する条例(昭和32年川崎市条例第29号)の一部を次のように改正する。
第19条第5項及び別表第4の2備考中「及び看護短期大学」を削る。
(川崎市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正)
- 川崎市会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年川崎市条例第1号)の一部を次のように改正する。
第18条第1項中「及び川崎市立看護短期大学」を削る。

(川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)
7 川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例(平成19年川崎市条例第53号)の一部を次のように改正する。
第15条第1項中「及び川崎市立看護短期大学」を削る。

(川崎市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正)

8 川崎市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和46年川崎市条例第59号)の一部を次のように改正する。

第1条中「及び川崎市立看護短期大学」を削る。

(川崎市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正)

9 川崎市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例(平成2年川崎市条例第34号)の一部を次のように改正する。

第1条中「及び川崎市立看護短期大学」を削る。

川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月28日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第26号

川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成24年川崎市条例第54号)の一部を次のように改正する。

目次中

「第3章 医療型児童発達支援

第1節 基本方針(第63条)

第2節 人員に関する基準(第64条・第65条)

第3節 設備に関する基準(第66条)

第4節 運営に関する基準(第67条～第72条)」

を

「第3章 削除」

に改める。

第2条第3号中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改め、同条第5号中「、第63条に規定する指定医療型児童発達支援の事業」を削る。

第4条の見出し及び同条第1項から第4項までの規定中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改める。

第5条中「指導及び訓練」を「支援をし、又はこれに併せて治療(上肢、下肢又は体幹の機能の障害のある児童

に対して行われるものに限る。以下同じ。))に改める。

第7条第4項を削り、同条第3項中「前項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前2項に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、治療を行う場合には、医療法(昭和23年法律第205号)に規定する診療所として必要とされる数の従業者を置かなければならない。

第7条第5項を削り、同条第6項中「第3項」を「前項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「、第4項第1号」を削り、同項を同条第6項とし、同条第8項中「から第5項まで」を「、第2項及び第4項」に改め、同項を同条第7項とし、同項の次に次の1項を加える。

8 第3項に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

第7条第9項中「前項」を「前2項」に改める。

第8条ただし書中「同一敷地内にある他の」を「当該指定児童発達支援事業所以外の」に改める。

第10条第1項中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、同条第2項中「指導訓練室」を「発達支援室」に、「訓練に」を「支援に」に改める。

第11条第1項中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、「以下この項において同じ。」を削り、「及び便所」を「、便所及び静養室」に改め、同項ただし書を削り、同条第3項を削り、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、「(主として難聴児又は重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所が設けるものを除く。))」を削り、同項第1号中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 指定児童発達支援事業所において、治療を行う場合には、前項に規定する設備(医務室を除く。)に加えて、医療法に規定する診療所として必要な設備を設けなければならない。

第11条第4項中「前項」を「第2項」に改め、「場合は」の次に「、第2項に掲げる設備を除き」を加える。

第12条ただし書中「指定児童発達支援事業所」の次に「(児童発達支援センターであるものを除く。))」を加える。

第24条第2項中「当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額」を「、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 次号に掲げる場合以外の場合 当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額
- (2) 治療を行う場合 前号に掲げる額のほか、当該指定児童発達支援のうち肢体不自由児通所医療(食事

療養(健康保険法(大正11年法律第70号)第63条第2項第1号に規定する食事療養をいう。)を除く。)に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額

第25条中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改める。

第26条第1項中「の支給」を「又は肢体不自由児通所医療費の支給」に、「の額」を「及び肢体不自由児通所医療費の額」に改める。

第27条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(指定児童発達支援の取扱方針)」を付し、同条第5項中「前項の評価及び改善の内容を」を「自己評価及び保護者評価並びに前項に規定する改善の内容を、保護者に示すとともに、」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項中「自ら評価」を「指定児童発達支援事業所の従業者による評価を受けた上で、自ら評価(以下この条において「自己評価」という。))に、「保護者による評価」を「通所給付決定保護者(以下この条において「保護者」という。))による評価(以下この条において「保護者評価」という。))に改め、同項を同条第6項とし、同条中第3項を第5項とし、第2項を第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた指定児童発達支援(治療に係る部分を除く。以下この条及び次条において同じ。)の確保並びに次項に規定する指定児童発達支援の質の評価及びその改善の適切な実施の観点から、指定児童発達支援の提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援を行わなければならない。

第27条第1項中「次条第1項」を「第28条第1項」に改め、同項の次に次の1項を加える。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならない。

第27条の次に次の2条を加える。

第27条の2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに指定児童発達支援プログラム(前条第4項に規定する領域との関連性を明確にした指定児童発達支援の実施に関する計画をいう。)を策定し、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(障害児の地域社会への参加及び包摂の推進)

第27条の3 指定児童発達支援事業者は、障害児が指定児童発達支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長でき

るよう、障害児の地域社会への参加及び包摂（以下「インクルージョン」という。）の推進に努めなければならない。

第28条第2項中「行い、」を「行うとともに、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう」に改め、同条第4項中「課題、」の次に「第27条第4項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」を加え、同条第5項中「障害児」を「児童発達支援計画の作成に当たっては、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、障害児」に改め、同条第6項中「前項の」を「前項の規定により得られた」に改め、同条第7項中「に交付」を「及び当該通所給付決定保護者に対して指定障害児相談支援を提供する者に交付」に改める。

第29条に次の1項を加える。

2 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならない。

第31条の見出し並びに同条第1項及び第3項から第5項までの規定中「指導、訓練等」を「支援」に改める。

第36条中「又は特例障害児通所給付費」を「若しくは特例障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費」に改める。

第40条中「指導訓練室」を「発達支援室」に改める。

第41条の2第3項中「保護者」を「通所給付決定保護者」に改める。

第43条中「指定児童発達支援事業者」の次に「（治療を行うものを除く。）」を加える。

第50条第1項中「第5条第18項」を「第5条第19項」に改める。

第58条第1項中「指導訓練」を「発達支援」に改め、同条第2項中「指導訓練」を「発達支援」に、「訓練に」を「支援に」に改める。

第3章を次のように改める。

第3章 削除

第63条から第72条まで 削除

第73条中「訓練」を「支援」に改め、「指導及び」を削る。

第76条第1項中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、同条第2項中「指導訓練室」を「発達支援室」に、「訓練に」を「支援に」に改める。

第81条第1項中「指導訓練」を「発達支援」に改め、同条第2項中「指導訓練」を「発達支援」に、「訓練に」を「支援に」に改める。

第82条の3第2項中「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に、「日常生活」を「又は日常生活」に、「の指導、

知識技能の付与」を「及び知識技能の習得」に、「必要な訓練」を「必要な支援」に、「訓練等」を「この項において「支援」に、「及び当該障害児」を「並びに当該障害児」に、「訓練等を」を「支援を」に、「訓練等に」を「支援に」に、「又は職業教育」を「若しくは職業教育」に改める。

第82条の9中「第4項及び第5項」を「第6項及び第7項」に、「第28条」を「第27条の2、第28条」に、「第48条、第50条、第51条」を「第48条から第51条まで」に、「第54条」を「及び第54条」に改め、「及び第71条の2」を削り、「第82条の7第2項」との次に「、第28条第4項中「第27条第4項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点」とあるのは「第27条第4項に規定する領域との関連性」と、第49条第1項中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」と」を加える。

第90条中「及び第5項」を削り、「第28条」を「第27条の3、第28条」に、「第48条、第50条、第51条」を「第48条から第51条まで」に改め、「第71条の2」を削り、「第82条の7第2項」との次に「、第27条第6項中「を受けて」とあるのは「及び当該事業所の訪問支援員が当該障害児に対して保育所等訪問支援を行うに当たって訪問する施設（以下「訪問先施設」という。）による評価（以下「訪問先施設評価」という。）を受けて」と、同項第5号中「障害児及びその保護者」とあるのは「障害児及びその保護者並びに当該訪問先施設」と、同条第7項中「自己評価及び保護者評価」とあるのは「自己評価、保護者評価及び訪問先施設評価」と、「保護者に示す」とあるのは「保護者及び訪問先施設に示す」と、第28条第4項中「第27条第4項に規定する領域との関連性及びインクルージョン」とあるのは「インクルージョン」と、同条第5項中「担当者等」とあるのは「担当者及び当該障害児に係る訪問先施設の担当者等」とを、「従業者の勤務の体制」との次に「、第49条第1項中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」と」を加える。

第91条第1項中「第3項及び第6項」を「第4項及び第5項」に改め、「第64条、」を削り、「第4項」を「第3項」に、「同条第7項」を「同条第6項」に、「同条第8項」を「同条第7項」に、「第64条第1項中「事業所（以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。）」とあり、並びに同条第2項及び第3項中「指定医療型児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」を「同条第8項中「当該指定児童発達支援事業所」とあるのは「当該多機能型事業所」に改める。

第93条第1項中「、第67条」を削り、同条第2項中「、第67条」を削り、「指定医療型児童発達支援又は」を「又は」に改め、「指定医療型児童発達支援の事業」を削り、同条第3項及び第4項中「、第67条」を削る。

第94条第1項中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改め、「、第72条」を削り、

同条第2項中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第50条第1項の改正規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第104号)附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 児童福祉法等の一部を改正する法律(令和4年法律第66号。以下「一部改正法」という。)附則第4条第1項の規定により一部改正法第2条の規定による改正後の児童福祉法(以下「新児童福祉法」という。)第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされているものについては、改正後の条例(以下「新条例」という。)第7条の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。

3 一部改正法附則第4条第1項の規定により新児童福祉法第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされているものについては、新条例第11条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

4 新条例第27条の2(新条例第56条の5、第60条、第79条、第79条の2、第82条及び第82条の9において準用する場合を含む。)の規定の適用については、令和7年3月31日までの間、新条例第27条の2中「公表しなければ」とあるのは、「公表するよう努めなければ」とする。

川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月28日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第27号

川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成24年川崎市条例第55号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号、第4号及び第5号中「第24条の24第2項」を「第24条の24第3項」に改める。

第4条第1項中「。」の次に「及び障害児(15歳以上の障害児に限る。)が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第1項に規定する障害福祉サービス(以下「障害福祉

サービス」という。)その他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な事項を定めた計画(以下「移行支援計画」という。))を加え、同条第3項中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第1項に規定する障害福祉サービス(第47条において「障害福祉サービス」という。))を「障害福祉サービス」に改める。

第5条第2項中「心理指導を」を「心理支援を」に、「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に改め、同条第3項中「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に改める。

第6条第2項第2号及び第3号中「訓練室」を「支援室」に改め、同項第4号中「訓練室、屋外訓練場」を「支援室、屋外遊戯場」に改める。

第21条第1項中「入所支援計画」の次に「及び移行支援計画」を加え、同条第3項を同条第5項とし、同条第2項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、障害児ができる限り良好な家庭的環境において指定入所支援を受けることができるよう努めなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び入所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならない。

第22条第2項中「この条において」を削り、「行い、」を「行うとともに、障害児の年齢及び発達程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう」に改め、同条第5項中「障害児」の次に「の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、障害児」を加え、同条第6項中「前項の」の次に「規定により得られた」を加え、同条の次に次の1条を加える。

(移行支援計画の作成等)

第22条の2 指定福祉型障害児入所施設の管理者は、児童発達支援管理責任者に移行支援計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、アセスメントを行い、障害児が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な支援内容の検討をしなければならない。

3 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、障害児が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は

社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な取組、当該支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した移行支援計画の原案を作成しなければならない。

4 児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の作成後、当該移行支援計画の実施状況の把握(障害児についての継続的なアセスメントを含む。)を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、当該移行支援計画の見直しを行い、必要に応じて当該移行支援計画の変更を行うものとする。

5 前条第3項及び第5項から第7項までの規定は、第2項に規定する移行支援計画の作成について準用する。

6 前条第3項、第5項から第7項まで及び第9項並びに第2項及び第3項の規定は、第4項の規定による移行支援計画の変更について準用する。この場合において、前条第9項中「モニタリングに」とあるのは、「当該移行支援計画の実施状況の把握(障害児についての継続的なアセスメントを含む。以下この項において「モニタリング」という。)に」と読み替えるものとする。第23条第1項中「前条」を「前2条」に改め、同条に次の1項を加える。

2 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び入所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならない。第26条の見出し並びに同条第1項、第3項、第4項及び第5項中「指導、訓練等」を「支援」に改める。

第40条に次の2項を加える。

3 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

4 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。第47条第1項中「第5条第18項」を「第5条第19項」に改める。

第53条第2項第2号中「入所支援計画」の次に「及び移行支援計画」を加える。

第54条第1項第3号中「心理指導」を「心理支援」に改

める。

第55条第1項第2号中「訓練室」を「支援室」に改め、同条第2項第2号中「屋外訓練場」を「屋外遊戯場」に、「指導」を「支援」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第47条第1項の改正規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第104号)附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。

川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月28日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市条例第28号

川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年川崎市条例第56号)の一部を次のように改正する。

目次中

「第10章 福祉型児童発達支援センター(第78条～第82条)

第11章 医療型児童発達支援センター(第83条～第86条)」を

「第10章 児童発達支援センター(第78条～第82条)

第11章 削除」に改める。

第2条中「指導」の次に「又は支援」を加える。

第66条第3号ア及び第4号中「訓練室」を「支援室」に改め、同条第5号中「肢体不自由」の次に「(法第6条の2の2第2項に規定する肢体不自由をいう。以下同じ。)」を加え、同号ア中「訓練室」を「支援室」に、「屋外訓練場」を「屋外遊戯場」に改める。

第67条第14項中「心理指導を」を「心理支援を」に、「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に改め、同条第15項中「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に改める。

第75条第1号中「訓練室」を「支援室」に改め、同条第3号中「屋外訓練場」を「屋外遊戯場」に、「指導」を「支援」に改める。

第76条第6項第2号中「心理指導」を「心理支援」に改める。

第10章の章名を次のように改める。

第10章 児童発達支援センター

第78条を次のように改める。

(設備の基準)

第78条 児童発達支援センターの設備の基準は、発達支援室、遊戯室、屋外遊戯場(児童発達支援センターの

付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)、医務室、相談室、調理室、便所及び静養室並びに児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を設けることとする。

2 児童発達支援センターにおいて、肢体不自由のある児童に対して治療を行う場合には、前項に規定する設備(医務室を除く。)の基準に加えて、医療法に規定する診療所として必要な設備を設けることとする。

3 第1項の発達支援室及び遊戯室は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- (1) 発達支援室の1室の定員は、おおむね10人とし、その面積は、児童1人につき2.47平方メートル以上とすること。
- (2) 遊戯室の面積は、児童1人につき1.65平方メートル以上とすること。

第79条第1項中「福祉型児童発達支援センター(主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。次項において同じ。)」を「児童発達支援センター」に改め、同項第3号、第4号及び第5号中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同条第4項を削り、同条第3項中「主として知的障害のある児童を通わせる福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 児童発達支援センターにおいて、肢体不自由のある児童に対して治療を行う場合には、前項に規定する職員(嘱託医を除く。)に加えて、医療法に規定する診療所として必要な職員を置かなければならない。

第79条第5項から第9項までを削り、同条第10項中「第84条第2項において同じ。」を削り、「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同項を同条第5項とする。

第80条中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改める。

第81条を次のように改める。

(心理学的及び精神医学的診査)

第81条 児童発達支援センターにおいて障害児に対して行う心理学的及び精神医学的診査は、児童の福祉に有害な実験にわたってはならない。

第82条中「福祉型児童発達支援センターについて、第72条の規定は主として知的障害のある児童を通わせる福祉型児童発達支援センターについて、それぞれ」を、「児童発達支援センターについて」に改める。

第11章を次のように改める。

第11章 削除

第83条から第86条まで 削除

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 児童福祉法等の一部を改正する法律(令和4年法律第66号。以下「一部改正法」という。)附則第11条の規定により一部改正法第2条の規定による改正後の児童福祉法(以下「新児童福祉法」という。)第43条に規定する児童発達支援センターを設置しているものとみなされているものについては、改正後の条例(以下「新条例」という。)第78条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

3 一部改正法附則第11条の規定により新児童福祉法第43条に規定する児童発達支援センターを設置しているものとみなされているものについては、新条例第79条の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。

川崎市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月28日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第29号

川崎市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

川崎市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年川崎市条例第68号)の一部を次のように改正する。

目次中

「第5章 自立訓練(生活訓練)(第56条～第60条)」を

「第5章 自立訓練(生活訓練)(第56条～第60条)

第5章の2 就労選択支援(第60条の2～第60条の8)」に改める。

第2条第3号中「、医療型児童発達支援(同条第3項に規定する医療型児童発達支援をいう。以下同じ。)の事業」を削り、「同条第4項」を「同条第3項」に、「同条第5項」を「同条第4項」に、「同条第6項」を「同条第5項」に改める。

第3条第1項中「から」の次に「第5章まで及び第6章から」を加える。

第16条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 療養介護事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。

第17条第2項中「行い」を「行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ」に改め、同条第10項中「第7項」を「第8項」に、「第8項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条中第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、同条第7項中「利用者」の次に「及び当該利用者又は障害児の保護者に対して指定計画相談支援（法第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援をいう。以下同じ。）又は指定障害児相談支援（児童福祉法第24条の26第2項に規定する指定障害児相談支援をいう。）を行う者（以下これらの者を「指定特定相談支援事業者等」と総称する。）」を加え、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「利用者」の次に「及び当該利用者」を、「開催し」の次に「、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに」を加え、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 サービス管理責任者は、アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

第18条に次の1項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第39条第1項第3号及び第4項並びに第52条第1項第2号及び第4項中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第54条第1項中「第63条第1項」を「第61条の2」に改める。

第55条及び第60条中「第17条第8項」を「第17条第9項」に改める。

第5章の次に次の1章を加える。

第5章の2 就労選択支援

(基本方針)

第60条の2 就労選択支援の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、省令第6条の7の2に規定する者につき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに省令第6条の7の3に規定する事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、省令第6条の7の4に規定する便宜を適切かつ効果的に供与するものでなければならない。

(規模)

第60条の3 就労選択支援の事業を行う者（以下「就労選択支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「就労選択支援事業所」という。）は、10人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

(職員の配置の基準)

第60条の4 就労選択支援事業所に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人
- (2) 就労選択支援員（就労選択支援の提供に当たる者として基準省令第61条の4第1項第2号に規定する厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。）
就労選択支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を15で除して得た数以上

2 前項第2号の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数とする。

3 第1項第1号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、就労選択支援事業所の管理上支障がない場合は、当該就労選択支援事業所の他の業務に従事し、又は当該就労選択支援事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

4 第1項第2号の就労選択支援員は、専ら当該就労選択支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(実施主体)

第60条の5 就労選択支援事業者は、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものその他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有する事業者でなければならない。

(評価及び整理の実施)

第60条の6 就労選択支援事業者は、短期間の生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに省令第6条の7の3に規定する事項の整理（以下この章において「アセスメント」という。）を行うものとする。

2 障害者就業・生活支援センターその他の機関がアセスメントと同様の評価及び整理を実施した場合には、就労選択支援事業者は、当該同様の評価及び整理をもって、アセスメントの実施に代えることができる。この場合において、就労選択支援事業者は、次項の規定による会議の開催、アセスメントの結果の作成又は指定障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連絡調整に当たり、当該障害者就業・生活支援センター

その他の機関に対し、当該会議への参加その他の必要な協力を求めることができる。

3 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果の作成に当たり、利用者及び市、指定特定相談支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関の担当者等を招集して会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、当該利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに、当該担当者等に意見を求めるものとする。

4 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を作成した際には、当該結果に係る情報を利用者及び指定特定相談支援事業者等に提供しなければならない。

（関係機関との連絡調整等の実施）

第60条の7 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関との連絡調整を行わなければならない。

2 就労選択支援事業者は、法第89条の3第1項に規定する協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するよう努めなければならない。

（準用）

第60条の8 第8条、第9条（第2項第1号を除く。）、第13条から第16条まで、第19条、第24条から第26条まで、第28条から第32条の2まで、第34条から第36条まで、第38条、第41条、第43条、第44条及び第45条から第49条までの規定は、就労選択支援の事業について準用する。この場合において、第16条第1項中「次条第1項に規定する療養介護計画に基づき、利用者」とあるのは、「利用者」と読み替えるものとする。

第61条の次に次の1条を加える。

（規模）

第61条の2 就労移行支援の事業を行う者（以下「就労移行支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「就労移行支援事業所」という。）は、10人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

第63条中「就労移行支援の事業を行う者（以下「就労移行支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「就労移行支援事業所」という。）を「就労移行支援事業所」に改める。

第68条の次に次の1条を加える。

（就労選択支援に関する情報提供）

第68条の2 就労移行支援事業者は、利用者に対し、指定計画相談支援を行う者と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報提供を行うものとする。

第69条中「第38条まで」を「第36条まで、第38条」に、「第17条第8項」を「第17条第9項」に改める。

第84条中「及び第53条」を「、第53条及び第68条の2」に改める。

第87条中「第53条」の次に「、第68条の2」を加え、「第87条」を「、第87条」に改める。

第88条第1項中「、指定医療型児童発達支援（医療型児童発達支援に係る指定通所支援をいう。）の事業」を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、目次の改正規定、第3条の改正規定、第5章の次に1章を加える改正規定、第68条の次に1条を加える改正規定並びに第84条及び第87条の改正規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。

川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月28日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第30号

川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第69号）の一部を次のように改正する。

目次中「第149条の4」を「第149条の5」に改める。

第2条第7号中「、指定通所支援基準条例第63条に規定する指定医療型児童発達支援の事業」を削る。

第7条ただし書中「同一敷地内にある他の」を「当該指定居宅介護事業所以外の」に改める。

第26条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 指定居宅介護の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮すること。

第27条第2項中「当該居宅介護計画を」の次に「利用者及びその同居の家族並びに当該利用者又は障害児の保護者に対して指定計画相談支援又は指定障害児相談支援（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第2項に規定する指定障害児相談支援をいう。）を行う者（以下これらの者を「指定特定相談支援事業者等」と総称する。）に」を加え、同条第3項中「居宅介護計画」を「第1項の居宅介護計画の」に改める。

第31条に次の1項を加える。

4 サービス提供責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第46条ただし書中「同一敷地内にある他の」を「当該基準該当居宅介護事業所以外の」に改める。

第51条第7項中「(昭和22年法律第164号)」を削り、同条第8項中「第6条の2の2第3項」を「第7条第2項」に改める。

第59条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 指定療養介護事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第60条第2項中「行い」を「行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ」に改め、同条第10項中「第7項」を「第8項」に、「第8項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条中第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、同条第7項中「利用者」の次に「及び指定特定相談支援事業者等」を加え、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「会議(」の次に「利用者及び当該」を、「開催し」の次に「、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに」を加え、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び嗜好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

第61条に次の1項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第80条第1項第2号及び第4項中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第87条の2第1項中「障害者就業・生活支援センター」の次に「(障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。)」を加える。

第95条の4第1号及び第2号中「第149条の3」を「第149条の4」に改める。

第106条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 指定短期入所事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第120条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 指定重度障害者等包括支援事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第121条第2項中「当該重度障害者等包括支援計画を」の次に「利用者及びその同居の家族並びに指定特定相談支援事業者等に」を加える。

第123条中「第30条」の次に「、第31条第4項」を加える。

第143条第1項第1号及び第4項中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第149条中「第60条第8項」を「第60条第9項」に改める。

第149条の4を第149条の5とし、第149条の3を第149条の4とし、第149条の2の次に次の1条を加える。

(共生型自立訓練(機能訓練)の事業を行う指定通所リハビリテーション事業者の基準)

第149条の3 共生型自立訓練(機能訓練)の事業を行う指定通所リハビリテーション事業者(指定居宅サービス等基準条例第137条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定通所リハビリテーション事業所(指定居宅サービス等基準条例第137条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。)の専用の部屋等の面積(当該指定通所リハビリテーション事業所が介護老人保健施設(介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第28項に規定する介護老人保健施設をいう。)又は介護医療院(同条第29項に規定する介護医療院をいう。)である場合にあっては、当該専用の部屋等の面積に利用者用に確保されている食堂(リハビリテーションに供用されるものに限る。)の面積を加えるものとする。第150条第2号において同じ。)を、指定通所リハビリテーション(指定居宅サービス等基準条例第136条に規定する指定通所リハビリテーションをいう。以下同じ。)の利用者の数と共生型自立訓練(機能訓練)の利用者の数の合計数で除

して得た面積が3平方メートル以上であること。

(2) 指定通所リハビリテーション事業所の従業者の員数が、当該指定通所リハビリテーション事業所が提供する指定通所リハビリテーションの利用者の数を指定通所リハビリテーションの利用者の数及び共生型自立訓練(機能訓練)の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所リハビリテーション事業所として必要とされる数以上であること。

(3) 共生型自立訓練(機能訓練)の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練(機能訓練)事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第150条中「基準該当障害福祉サービス(」の次に「第150条の3に規定する病院等基準該当自立訓練(機能訓練)を除く。」を加え、同項第1号中「指定通所介護事業者等」の次に「又は指定通所リハビリテーション事業者」を、「指定通所介護等」の次に「又は指定通所リハビリテーション」を加え、同項第2号中「機能訓練室」の次に「又は指定通所リハビリテーション事業所の専用の部屋等」を、「指定通所介護等」の次に「又は指定通所リハビリテーション」を加え、同項第3号中「の従業者」を「又は指定通所リハビリテーション事業所の従業者」に改め、「当該指定通所介護事業者等」の次に「又は当該指定通所リハビリテーション事業所」を、「指定通所介護等」の次に「又は指定通所リハビリテーション」を加える。

第150条の2の次に次の1条を加える。

(病院又は診療所における基準該当障害福祉サービス(自立訓練)に関する基準)

第150条の3 地域において自立訓練(機能訓練)が提供されていないこと等により自立訓練(機能訓練)を受けることが困難な障害者に対して病院又は診療所(以下「病院等基準該当自立訓練(機能訓練)事業者」という。)が行う自立訓練(機能訓練)に係る基準該当障害福祉サービス(以下この条において「病院等基準該当自立訓練(機能訓練)」という。)に関して病院等基準該当自立訓練(機能訓練)事業者が満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 病院等基準該当自立訓練(機能訓練)を行う事業所(次号において「病院等基準該当自立訓練(機能訓練)事業所」という。)の専用の部屋等の面積を、病院等基準該当自立訓練(機能訓練)を受ける利用者の数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。

(2) 病院等基準該当自立訓練(機能訓練)事業所ごとに、管理者及び次のア又はイに掲げる場合の区

分に応じて当該ア又はイに掲げる基準を満たす人員を配置していること。

ア 利用者の数が10人以下の場合 専ら当該病院等基準該当自立訓練(機能訓練)の提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が1人以上確保されていること。

イ 利用者の数が10人を超える場合 専ら当該病院等基準該当自立訓練(機能訓練)の提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が、利用者の数を10で除して得た数以上確保されていること。

(3) 病院等基準該当自立訓練(機能訓練)を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練(機能訓練)事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第159条及び第171条中「第60条第8項」を「第60条第9項」に改める。

第189条中「第147条」の次に「、第179条第6項」を、「次条」とあるのは「第189条」との次に「、第179条第6項中「賃金及び第3項に規定する工賃」とあるのは「第188条第1項の工賃」と」を加える。

第193条中「第147条」の次に「、第179条第6項」を、「第2項及び第3項」との次に「、第179条第6項中「賃金及び第3項に規定する工賃」とあるのは「第192条第1項の工賃」と」を加える。

第193条の6に次の1項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第193条の7中「過去3年間に於いて平均1人以上、通常の事業所に新たに障害者を雇用させている生活介護等に係る指定障害福祉サービス事業者」を「生活介護等に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたもの又は障害者就業・生活支援センター」に改める。

第193条の14第1項第2号中「利用者の数の区分」を「場合の区分」に、「掲げる数」を「定める数」に改め、同号ア及びイを次のように改める。

ア サービス管理責任者が常勤である場合 次の

(ア) 又は(イ)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に掲げる数

(ア) 利用者の数が60人以下 1人以上

(イ) 利用者の数が61人以上 1人に、利用者の数が60人を超えて60又はその端数を増す

ごとに1人を加えて得た数以上

イ ア以外の場合 次の(ア)又は(イ)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に掲げる数

(ア) 利用者の数が30人以下 1人以上

(イ) 利用者の数が31人以上 1人に、利用者の数が30人を超えて30又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上

第193条の14中第4項を第6項とし、第3項を第5項とし、第2項の次に次の2項を加える。

3 指定自立生活援助事業者が指定地域移行支援事業者(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第27号。以下この条において「指定地域相談支援基準」という。))第2条第3項に規定する指定地域移行支援事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、指定自立生活援助の事業と指定地域移行支援(指定地域相談支援基準第1条第11号に規定する指定地域移行支援をいう。)の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、指定地域相談支援基準第3条の規定により当該事業所に配置された相談支援専門員(同条第2項に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。)を第1項第2号の規定により置くべきサービス管理責任者とみなすことができる。

4 指定自立生活援助事業者が指定地域定着支援事業者(指定地域相談支援基準第39条第3項に規定する指定地域定着支援事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、指定自立生活援助の事業と指定地域定着支援(指定地域相談支援基準第1条第12号に規定する指定地域定着支援をいう。)の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、指定地域相談支援基準第40条において準用する指定地域相談支援基準第3条の規定により当該事業所に配置された相談支援専門員を第1項第2号の規定により置くべきサービス管理責任者とみなすことができる。

第193条の17を次のように改める。

第193条の17 削除

第193条の18の見出し中「訪問」を「訪問等」に改め、同条中「おおむね週に1回以上、」を「定期的に」に改め、「より」の次に「、又はテレビ電話装置等を活用することにより」を加える。

第193条の20中「第60条第8項」を「第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第193条の20において準用する次条第1項」と、第60条第9項」に改める。

第194条中「又は食事」を「若しくは食事」に改め、

「効果的に」の次に「行い、又はこれに併せて、居宅における自立した日常生活への移行を希望する入居者につき当該日常生活への移行及び移行後の定着に関する相談、住居の確保に係る援助その他居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助を適切かつ効果的に」を加える。

第198条第3項中「援助を」の次に「行い、又はこれに併せて居宅における自立した日常生活への移行後の定着に必要な援助を」を加える。

第198条の4中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 指定共同生活援助事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第198条の5に次の1項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第198条の8を第198条の9とし、第198条の7を第198条の8とし、第198条の6を第198条の7とし、第198条の5の次に次の1条を加える。

(地域との連携等)

第198条の6 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動団体等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市の担当者等により構成される協議会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。以下この条及び第200条の10において「地域連携推進会議」という。)を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

3 指定共同生活援助事業者は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、当該地域連携推進会議の構成員が指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けなければならない。

4 指定共同生活援助事業者は、第2項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

5 前3項の規定は、指定共同生活援助事業者がその提供する指定共同生活援助の質に係る外部の者によ

る評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として市長が定めるものを講じている場合には、適用しない。

第199条の4に次の2項を加える。

- 3 指定共同生活援助事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

- 4 指定共同生活援助事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

第200条中「、第76条」を削り、「第198条の8」を「第198条の9」に改める。

第200条の2中「入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助」を「相談、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助」に改める。

第200条の3中「又は食事」を「若しくは食事」に改め、「の援助」の次に「又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助」を加える。

第200条の10の見出しを「(地域との連携等)」に改め、同条第2項中「前項の」の次に「協議会等における」を加え、同項を同条第7項とし、同条第1項中「、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては」を削り、「実施状況」の次に「及び第2項の報告、要望、助言等の内容又は前項の評価の結果」を加え、同項を同条第6項とし、同条に第1項から第5項までとして次の5項を加える。

日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動団体等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

- 2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、地域連携推進会議を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

- 3 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、

地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、当該地域連携推進会議の構成員が日中サービス支援型指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けなければならない。

- 4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、第2項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

- 5 前3項の規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業者がその提供する日中サービス支援型指定共同生活援助の質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として市長が定めるもの(次項に規定するものを除く。)を講じている場合には、適用しない。

第200条の11中「、第76条」を削り、「第198条の8」を「第198条の9」に改める。

第200条の12中「相談その他の日常生活上の援助」の次に「又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助」を加える。

第200条の13中「又は食事」を「若しくは食事」に改め、「の援助」の次に「又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助」を加える。

第200条の22中「、第76条」を削り、「第198条の7」を「第198条の8」に、「第198条の5」を「第198条の5第1項」に、「第198条の6第3項」を「第198条の7第3項」に改める。

第201条第1項中「、指定医療型児童発達支援事業所(指定通所支援基準条例第64条第1項に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。)」を削り、同条第2項中「、指定医療型児童発達支援事業所」を削る。

第203条第1項中「第149条の4」を「第149条の5」に改める。

附則第3項及び第4項中「第198条の6第3項」を「第198条の7第3項」に、「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

第2条 川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を次のように改正する。

目次中

「 第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準(第160条～第161条) 」

を

「 第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準(第160条～第161条)

第9章の2 就労選択支援

第1節 基本方針(第161条の2)

第2節 人員に関する基準(第161条の3・

第161条の4)

第3節 設備に関する基準(第161条の5)

第4節 運営に関する基準(第161条の6～第161条の9)

に改める。

第4条第1項中「及び第8章」を「、第8章、第9章及び第10章」に改める。

第9章の次に次の1章を加える。

第9章の2 就労選択支援

第1節 基本方針

第161条の2 就労選択支援に係る指定障害福祉サービス(以下「指定就労選択支援」という。)の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、省令第6条の7の2に規定する者につき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに省令第6条の7の3に規定する事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、省令第6条の7の4に規定する便宜を適切かつ効果的に供与するものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第161条の3 指定就労選択支援の事業を行う者(以下「指定就労選択支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定就労選択支援事業所」という。)に置くべき就労選択支援員(指定就労選択支援の提供に当たる者として基準省令第173条の3第1項に規定する厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。)の数は、指定就労選択支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を15で除して得た数以上とする。

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数とする。

3 第1項に規定する指定就労選択支援事業所の就労選択支援員は、専ら当該指定就労選択支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(準用)

第161条の4 第52条の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。

第3節 設備に関する基準

(準用)

第161条の5 第83条の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。

第4節 運営に関する基準

(実施主体)

第161条の6 指定就労選択支援事業者は、就労移行

支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものその他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有すると市長が認める事業者でなければならない。

(評価及び整理の実施)

第161条の7 指定就労選択支援事業者は、短期間の生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに省令第6条の7の3に規定する事項の整理(以下この節において「アセスメント」という。)を行うものとする。

2 障害者就業・生活支援センターその他の機関がアセスメントと同様の評価及び整理を実施した場合には、指定就労選択支援事業者は、当該同様の評価及び整理をもって、アセスメントの実施に代えることができる。この場合において、指定就労選択支援事業者は、次項の規定による会議の開催、アセスメントの結果の作成又は指定障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連絡調整に当たり、当該障害者就業・生活支援センターその他の機関に対し、当該会議への参加その他の必要な協力を求めることができる。

3 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果の作成に当たり、利用者及び市、指定特定相談支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関の担当者等を招集して会議(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を開催し、当該利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに、当該担当者等に意見を求めるものとする。

4 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を作成した際には、当該結果に係る情報を利用者及び指定特定相談支援事業者等に提供しなければならない。

(関係機関との連絡調整等の実施)

第161条の8 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関との連絡調整を行わなければならない。

2 指定就労選択支援事業者は、法第89条の3第1項に規定する協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するように努めなければならない。

(準用)

第161条の9 第10条から第21条まで、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第59

条、第62条、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第77条(第2項第2号を除く。)、第86条、第87条、第88条から第94条まで、第146条及び第157条の2の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第161条の9において準用する第91条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第161条の9において準用する第146条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第161条の9において準用する第146条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項に規定する療養介護計画に基づき、利用者」とあるのは「利用者」と、第77条第2項第1号中「第55条第1項」とあるのは「第161条の9において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第161条の9において準用する第90条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第161条の9」と、第91条中「第94条第1項」とあるのは「第161条の9において準用する第94条第1項」と、第94条第1項中「前条」とあるのは「第161条の9において準用する前条」と、第157条の2第1項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第1項に規定する厚生労働大臣が定める者に限る。)」とあるのは「支給決定障害者(基準省令第173条の9において準用する基準省令第170条の2第1項に規定する厚生労働大臣が定める者に限る。)」と、同条第2項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。)」とあるのは「支給決定障害者(基準省令第173条の9において準用する基準省令第170条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。)」と読み替えるものとする。第170条の次に次の1条を加える。

(就労選択支援に関する情報提供)

第170条の2 指定就労移行支援事業者は、利用者に対し、指定計画相談支援を行う者と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報提供を行うものとする。

第184条中「及び第147条」を「、第147条及び第170条の2」に改める。

第189条及び第193条中「第147条」の次に「、第170条の2」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第104号)附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間、改正後の条例(以下「新条例」という。)第198条の6(新条例第200条の22において準用する場合を含む。以下同じ。)及び第200条の10の規定の適用については、新条例第198条の6第2項及び第3項並びに第200条の10第2項及び第3項中「設けなければ」とあるのは「設けるよう努めなければ」と、新条例第198条の6第4項及び第200条の10第4項中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。

川崎市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月28日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第31号

川崎市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

川崎市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年川崎市条例第70号)の一部を次のように改正する。

第3条に次の2項を加える。

- 4 障害者支援施設の設置者は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならない。

- 5 障害者支援施設の設置者は、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等(法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスをいう。以下同じ。)の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、必要な援助を行わなければならない。

第11条第1項第2号イ及びオ並びに第3号ア及びエ中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第18条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 障害者支援施設の設置者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。第19条第2項中「この条において」を削り、「行い」を

「行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、サービス管理責任者は、第20条の3第1項の地域移行等意向確認担当者(以下「地域移行等意向確認担当者」という。)が把握した利用者の地域生活への移行に関する意向等を踏まえるものとする。

第19条第10項中「第7項」を「第8項」に、「第8項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条中第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、同条第7項中「利用者」の次に「及び当該利用者に対して指定計画相談支援(法第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援をいう。)を行う者」を加え、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「利用者」の次に「及び当該利用者」を、「担当者等」の次に「(地域移行等意向確認担当者を含む。)」を、「開催し」の次に「、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに」を加え、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 サービス管理責任者は、アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

第20条に次の1項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第20条の次に次の2条を加える。

(地域との連携等)

第20条の2 障害者支援施設の設置者は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動団体等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 障害者支援施設の設置者は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、施設障害福祉サービスについて知見を有する者並びに市の担当者等により構成される協議会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)(以下この条において「地域連携推進会議」という。)を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

3 障害者支援施設の設置者は、前項に規定する地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議の構成員が障害者支援施設を見学する機会を設けなければならない。

4 障害者支援施設の設置者は、第2項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

5 前3項の規定は、障害者支援施設がその提供する施設障害福祉サービスの質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として市長が定めるものを講じている場合には、適用しない。

(地域移行等意向確認担当者の選任等)

第20条の3 障害者支援施設の設置者は、利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等の把握及び利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認(以下この条において「地域移行等意向確認等」という。)を適切に行うため、地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任しなければならない。

2 地域移行等意向確認担当者は、前項の指針に基づき、地域移行等意向確認等を実施し、アセスメントの際に地域移行等意向確認等において把握し、又は確認した内容をサービス管理責任者に報告するとともに、当該内容を第19条第6項に規定する施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議に報告しなければならない。

3 地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に当たっては、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう努めなければならない。

第40条に次の2項を加える。

3 障害者支援施設の設置者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

4 障害者支援施設の設置者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

第44条を次のように改める。

第44条 削除

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和7年3月31日までの間、改正後の条例(以下「新条例」という。)第20条の2の規定の適用については、同条第2項及び第3項中「設けなければ」とあるのは「設けるよう努めなければ」と、同条第4項中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。
- 3 施行日から令和8年3月31日までの間、新条例第20条の3の規定の適用については、同条第1項中「選任しなければ」とあるのは「選任するよう努めなければ」と、同条第2項中「報告しなければ」とあるのは「報告するよう努めなければ」とする。

川崎市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月28日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第32号

川崎市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

川崎市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成24年川崎市条例第71号)の一部を次のように改正する。

第4条に次の2項を加える。

- 4 指定障害者支援施設の設置者は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならない。
- 5 指定障害者支援施設の設置者は、利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、必要な援助を行わなければならない。

第5条第1項第1号イ及びオ並びに第2号ア及びエ中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第26条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 指定障害者支援施設の設置者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第27条第2項中「この条において」を削り、「行い」を「行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、サービス管理責任者は、第28条の3第1項の地域移行等意向確認担当者(以下「地域移行等意向確認担当者」という。)が把握した利用者の地域生活への移行に関する意向等を踏まえるものとする。

第27条第10項中「第7項」を「第8項」に、「第8項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条中第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、同条第7項中「利用者」の次に「及び当該利用者に対して指定計画相談支援を行う者」を加え、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「利用者」の次に「及び当該利用者」を、「担当者等」の次に「(地域移行等意向確認担当者を含む。)」を、「開催し」の次に「、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに」を加え、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 サービス管理責任者は、アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

第28条に次の1項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第28条の次に次の2条を加える。

(地域との連携等)

第28条の2 指定障害者支援施設の設置者は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動団体等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 指定障害者支援施設の設置者は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者及びその家族、地域

住民の代表者、施設障害福祉サービスについて知見を有する者並びに市の担当者等により構成される協議会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)(以下この条において「地域連携推進会議」という。)を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

3 指定障害者支援施設の設置者は、前項に規定する地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議の構成員が指定障害者支援施設を見学する機会を設けなければならない。

4 指定障害者支援施設の設置者は、第2項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

5 前3項の規定は、指定障害者支援施設がその提供する施設障害福祉サービスの質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として市長が定めるものを講じている場合には、適用しない。

(地域移行等意向確認担当者の選任等)

第28条の3 指定障害者支援施設の設置者は、利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等の把握及び利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認(以下この条において「地域移行等意向確認等」という。)を適切に行うため、地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任しなければならない。

2 地域移行等意向確認担当者は、前項の指針に基づき、地域移行等意向確認等を実施し、アセスメントの際に地域移行等意向確認等において把握し、又は確認した内容をサービス管理責任者に報告するとともに、当該内容を第27条第6項に規定する施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議に報告しなければならない。

3 地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に当たっては、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう努めなければならない。

第51条に次の2項を加える。

3 指定障害者支援施設の設置者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において「第二種協定指定医療機関」とい

う。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

4 指定障害者支援施設の設置者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

第58条を次のように改める。

第58条 削除

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和7年3月31日までの間、改正後の条例(以下「新条例」という。)第28条の2の規定の適用については、同条第2項及び第3項中「設けなければ」とあるのは「設けるよう努めなければ」と、同条第4項中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。

3 施行日から令和8年3月31日までの間、新条例第28条の3の規定の適用については、同条第1項中「選任しなければ」とあるのは「選任するよう努めなければ」と、同条第2項中「報告しなければ」とあるのは「報告するよう努めなければ」とする。

川崎市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月28日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第33号

川崎市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

川崎市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例(平成24年川崎市条例第76号)の一部を次のように改正する。

第13条第5項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。
第26条を次のように改める。

(協力医療機関等)

第26条 養護老人ホームの設置者は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関(第3号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。)を定めておかななければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
 - (2) 当該養護老人ホームからの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
 - (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該養護老人ホームの医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。
- 2 養護老人ホームの設置者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。
 - 3 養護老人ホームの設置者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。
 - 4 養護老人ホームの設置者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
 - 5 養護老人ホームの設置者は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該養護老人ホームに速やかに入所させることができるよう努めなければならない。
 - 6 養護老人ホームの設置者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間、改正後の条例第26条第1項の規定の適用については、同項中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

川崎市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月28日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第34号

川崎市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

川崎市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例(平成24年川崎市条例第75号)の一部を次のように改正する。

目次中「第32条の2」を「第32条の3」に改める。

第12条に次の2項を加える。

- 8 特別養護老人ホーム(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第2条第2項の規定により公示された過疎地域に所在し、かつ、入所定員が30人の特別養護老人ホームに限る。以下この項及び次項において同じ。)に川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成24年川崎市条例第81号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。)第148条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所又は川崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例(平成24年川崎市条例第83号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。)第132条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所(以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。)が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該特別養護老人ホームの医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。
- 9 特別養護老人ホームに指定居宅サービス等基準条例第100条第1項に規定する指定通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等、川崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成24年川崎市条例第82号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。)第60条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所、指定地域密着型サービス基準条例第62条第1項に規定する併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所又は川崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例(平成24年川崎市条例第84号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。)第6条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者については、当該特別養護老人ホームの生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職

員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

第23条の2中「医師」の次に「及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関」を加え、同条に次の1項を加える。

2 特別養護老人ホームの設置者は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。第24条第2項中「第32条の2」を「第32条の3」に改める。

第28条を次のように改める。

(協力医療機関等)

第28条 特別養護老人ホームの設置者は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関(第3号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。)を定めておかななければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

(1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該特別養護老人ホームからの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

(3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該特別養護老人ホームの医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

2 特別養護老人ホームの設置者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。

3 特別養護老人ホームの設置者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

4 特別養護老人ホームの設置者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 特別養護老人ホームの設置者は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該特別養護老人ホームに速やかに入所させることができるように努めなければならない。

6 特別養護老人ホームの設置者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。第2章中第32条の2の次に次の1条を加える。

(入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第32条の3 特別養護老人ホームの設置者は、当該特別養護老人ホームにおける業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該特別養護老人ホームにおける入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催しなければならない。

第41条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型特別養護老人ホームの施設長は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第43条中「第32条の2」を「第32条の3」に改める。

第46条第11項中「川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成24年川崎市条例第81号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。)第148条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所又は川崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例(平成24年川崎市条例第83号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。)」を「指定短期入所生活介護事業所等」という。に改め、同条第12項中「川崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成24年川崎市条例第82号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。)」を「指定地域密着型サービス基準条例」に、「川崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例(平成24年川崎市条例第84号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。)」を「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」に改める。

第49条中「、第32条及び第32条の2の」を「及び第32条

から第32条の3までの」に、「から第32条の2まで」を「から第32条の3まで」に、「第32条及び第32条の2」を「及び第32条から第32条の3まで」に改める。

第53条中「第32条、第32条の2、第34条」を「第32条から第32条の3まで、第34条」に、「第32条の2まで」を「第32条の3まで」に、「第32条、第32条の2、第35条」を「第32条から第32条の3まで、第35条」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和9年3月31日までの間、改正後の条例(以下「新条例」という。)第28条第1項(新条例第43条、第49条及び第53条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第28条第1項中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。
- 3 施行日から令和9年3月31日までの間、新条例第32条の3(新条例第43条、第49条及び第53条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第32条の3中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月28日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第35号

川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例

(川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第1条 川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成24年川崎市条例第81号)の一部を次のように改正する。

第7条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第9条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第277条第1項において同じ。)に係る記録媒体をいう。)」に改める。

第24条中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、

第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第34条第1項中「重要事項」の次に「(以下この条において「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定訪問介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第42条第2項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第24条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第44条ただし書及び第50条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第54条中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第58条第2項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 第54条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第61条ただし書及び第101条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第105条第3号中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)」を「身体的拘束等」に改める。

第133条ただし書及び第149条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第155条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の

適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第166条の次に次の1条を加える。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第166条の2 指定短期入所生活介護事業者は、当該指定短期入所生活介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定短期入所生活介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催しなければならない。

第174条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第179条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型指定短期入所生活介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第184条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第190条第1項第2号を削り、同項第3号中「(前号に該当するものを除く。)」を削り、同号を同項第2号とし、同項第4号中「前2号」を「前号」に改め、「及び入院患者」を削り、同号を同項第3号とし、同項中

第5号を第4号とする。

第191条第1項第2号を削り、同項第3号中「(前号に該当するものを除く。)」を削り、同号を同項第2号とし、同項第4号中「前2号」を「前号」に改め、同号を同項第3号とし、同項中第5号を第4号とし、同条第2項中「前項第3号又は第4号」を「前項第2号又は第3号」に改める。

第192条中「、診療所」を「又は診療所」に改め、「又は病院の老人性認知症患者療養病棟(健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令第4条第2項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。)」を削る。

第194条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 指定短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第202条第2号中「若しくは診療所又は老人性認知症患者療養病棟を有する病院」を「又は診療所」に改め、「又は老人性認知症患者療養病棟」を削る。

第204条中「及び第166条」を「、第166条及び第166条の2」に改める。

第207条第1項中「ユニット型指定短期入所療養介護の」を「介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護の」に、「次のとおりとする」を「介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。)を有することとする。」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「第194条第1項に規定する設備」を「第194条第1項から第4項までに規定する設備」に、「前項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第1項の次に次の3項を加える。

2 療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。

- (1) 療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所は、ユニット及び浴室を有しなければならない。

(2) 療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。

ア ユニット

(ア) 病室

- a 1の病室の定員は、1人とすること。
ただし、利用者への指定短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。
- b 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、1のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。
- c 1の病室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、aただし書の場合にあつては、21.3平方メートル以上とすること。
- d ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(イ) 共同生活室

- a 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
- b 1の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。
- c 必要な設備及び備品を備えること。

(ウ) 洗面設備

- a 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- b 身体の不自由な者の使用に適したものとすること。

(エ) 便所

- a 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- b ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者の使用に適したものとすること。

イ 廊下 幅は、1.8メートル以上とすること。
ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上とすること。

ウ 機能訓練室 内法による測定で40平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を

備えること。

エ 浴室 身体の不自由な者の入浴に適したものとすること。

(3) 前号イからエまでに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

(4) 第2号ア(イ)の共同生活室は、医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第21条第3号に規定する食堂とみなす。

(5) 前各号に規定するもののほか、療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。

3 療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。

(1) 療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所は、ユニット及び浴室を有しなければならない。

(2) 療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。

ア ユニット

(ア) 病室

- a 1の病室の定員は、1人とすること。
ただし、利用者への指定短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。
- b 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、1のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。
- c 1の病室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、aただし書の場合にあつては、21.3平方メートル以上とすること。
- d ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(イ) 共同生活室

a 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

- b 1の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。
- c 必要な設備及び備品を備えること。
- (ウ) 洗面設備
 - a 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
 - b 身体の不自由な者の使用に適したものとすること。
- (エ) 便所
 - a 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
 - b ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者の使用に適したものとすること。
- イ 廊下 幅は、1.8メートル以上とすること。
ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上とすること。
- ウ 機能訓練室 機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械及び器具を備えること。
- エ 浴室 身体の不自由な者の入浴に適したものとすること。
- (3) 前号イからエまでに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。
- (4) 第2号ア(イ)の共同生活室は、医療法施行規則第21条の4において準用する同省令第21条第3号に規定する食堂とみなす。
- (5) 前各号に規定するもののほか、療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。
- 4 介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、介護医療院として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護医療院に関するものに限る。)を有することとする。
第209条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。
- 8 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従

- 業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。
第214条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。
- 5 ユニット型指定短期入所療養介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。
第215条中第2号を削り、第3号を第2号とする。
第218条に次の1項を加える。
- 9 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号ア及び第2項第2号アの規定の適用については、これらの規定中「1人」とあるのは、「0.9人」とする。
 - (1) 第237条において準用する第166条の2に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的確認していること。
 - ア 利用者の安全及びケアの質の確保
 - イ 特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮
 - ウ 緊急時の体制整備
 - エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器(次号において「介護機器」という。)の定期的な点検
 - オ 特定施設従業者に対する研修
 - (2) 介護機器を複数種類活用していること。
 - (3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。
 - (4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。
第219条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。
第228条の次に次の1項を加える。
(口腔衛生の管理)
- 第228条の2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。
第234条中第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

- 2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。
- (1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- (2) 当該指定特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- 3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。
- 4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 5 指定特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。
- 第237条中「及び第159条」を「、第159条及び第166条の2」に改める。
- 第241条ただし書及び第251条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。
- 第255条中第6号を第9号とし、第5号を第8号とし、第4号を第5号とし、同号の次に次の2号を加える。
- (6) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- (7) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

- 第255条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。
- (2) 福祉用具及び特定福祉用具のいずれにも該当するもの(以下「対象福祉用具」という。)に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者が指定福祉用具貸与又は指定特定福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏まえ、提案を行うものとする。
- 第256条第1項中「内容等を記載した計画(以下「福祉用具貸与計画」という。)」を「内容、福祉用具貸与計画の実施状況の把握(以下この条において「モニタリング」という。)を行う時期等を記載した福祉用具貸与計画」に改め、同条中第6項を第8項とし、第5項中「福祉用具貸与計画の作成後、当該福祉用具貸与計画の実施状況の把握を行い」を「モニタリングの結果を踏まえ」に改め、同項を同条第7項とし、第4項の次に次の2項を加える。
- 5 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、モニタリングを行うものとする。ただし、対象福祉用具に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から6月以内に少なくとも1回モニタリングを行い、その継続の必要性について検討を行うものとする。
- 6 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を記録し、当該記録をサービスの提供に係る居宅サービス計画を作成した指定居宅介護支援事業者に報告しなければならない。
- 第261条第1項中「重要事項」の次に「(以下この条において「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条中第3項を第4項に改め、第2項の次に次の1項を加える。
- 3 指定福祉用具貸与事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。
- 第262条第2項中第6号を第7号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。
- (3) 第255条第7号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- 第268条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。
- 第273条中第4号を第8号とし、第3号を第4号とし、同号の次に次の3号を加える。

- (5) 対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うよう努めるものとする。
- (6) 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- (7) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
第273条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。
- (2) 対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者が指定福祉用具貸与又は指定特定福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏まえ、提案を行うものとする。
第274条に次の1項を加える。
- 5 福祉用具専門相談員は、対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、特定福祉用具販売計画の作成後、当該指定福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行うものとする。
第275条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。
- (3) 第273条第7号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
第277条第1項中「(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削る。
- 第2条 川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を次のように改正する。
第66条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。
第72条中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。
- (3) 指定訪問看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため

- 緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- (4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
第78条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。
- (5) 第72条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
第81条第3項中「第80条第1項に規定する人員」を「第80条第1項から第3項までに規定する人員」に、「第1項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。
- 3 指定訪問リハビリテーション事業所が法第72条第1項の規定により法第41条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成11年厚生省令第40号。以下「介護老人保健施設基準」という。)第2条又は介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成30年厚生労働省令第5号。以下「介護医療院基準」という。)第4条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなす。
第85条中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。
- (3) 指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- (4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
第86条第5項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。
- 4 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。
第88条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。
- (3) 第85条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊

急やむを得ない理由の記録

第95条第1項中第7号を第9号とし、第4号から第6号までを2号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の2号を加える。

- (4) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- (5) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第95条第2項中第7号を第9号とし、第3号から第6号までを2号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- (4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第95条第3項中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- (4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第97条第2項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 第95条第1項第5号、第2項第4号及び第3項第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第137条第4項中「第3項」を「第4項」に、「前3項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 指定通所リハビリテーション事業所が法第72条第1項の規定により法第41条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、介護老人保健施設基準第2条又は介護医療院基準第4条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなす。

第141条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、同

項を同条第7項とし、同条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 医師等の従業者は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。

(川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例(令和3年川崎市条例第28号)の一部を次のように改正する。

附則第2項を次のように改める。

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和9年3月31日までの間、改正後の条例(以下「新条例」という。)第4条第3項(新条例第91条第1項に規定する指定居宅療養管理指導事業者に適用される場合に限る。)及び第40条の2(新条例第98条において準用する場合に限る。)の規定の適用についてはこれらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とし、新条例第96条の規定の適用については同条中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。

附則第3項を次のように改める。

3 施行日から令和9年3月31日までの間、新条例第32条の2(新条例第98条において準用する場合に限る。)の規定の適用については、新条例第32条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和7年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の条例(以下「新条例」という。)第34条第3項(新条例第42条の3、第47条、第59条、第63条、第79条、第89条、第98条、第113条、第115条、第135条、第146条、第168条(新条例第181条において準用する場合を

む。)、第181条の3、第188条、第204条(新条例第216条において準用する場合を含む。)、第237条及び第248条において準用する場合を含む。))及び新条例第261条第3項(新条例第265条及び第276条において準用する場合を含む。))の規定は、適用しない。

3 施行日から令和7年3月31日までの間、新条例第155条第6項(新条例第181条の3及び第188条において準用する場合を含む。)、第174条第8項、第194条第6項及び第209条第8項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

4 施行日から令和9年3月31日までの間、新条例第166条の2(新条例第181条、第181条の3、第188条、第204条(新条例第216条において準用する場合を含む。))及び第237条において準用する場合を含む。))の規定の適用については、新条例第166条の2中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

5 施行日から令和9年3月31日までの間、新条例第228条の2の規定の適用については、同条中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

川崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月28日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第36号

川崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

川崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成24年川崎市条例第82号)の一部を次のように改正する。

第3条中「介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。))第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護」を「法第8条第23項第1号に規定するもの」に改める。

第6条第1号中「施行規則」を「介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。))」に改める。

第7条第5項中第11号を削り、第12号を第11号とし、同条第6項ただし書中「施設」を「敷地」に改める。

第8条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第10条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ROMその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録で

あって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第205条第1項において同じ。))に係る記録媒体をいう。))」に改める。

第25条中第9号を第11号とし、第8号を第10号とし、第7号の次に次の2号を加える。

(8) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。

(9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第35条第1項中「重要事項」の次に「(以下この条において「重要事項」という。))」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第43条第2項中第8号を第9号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 第25条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第48条第4項中第11号を削り、第12号を第11号とする。第49条ただし書中「同一敷地内の」を削る。

第52条中第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第59条第2項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第52条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第60条の4ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第60条の9第5号中「その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。))」を「等」に改める。

第60条の24第1項ただし書及び第63条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第66条第2項中「介護保険施設若しくは」の次に「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する」を加える。

第67条第1項中「同一敷地内にある」を削る。

第72条第1項中「及び次条」を削る。

第83条第6項の表当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項中「、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）」を削る。

第84条第1項ただし書を次のように改める。

ただし、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

第84条第3項中「第194条第2項」を「第194条第3項」に改める。

第93条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第107条の次に次の1条を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第107条の2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催しなければならない。

第112条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を削

る。

第122条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第126条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。

4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（以下「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第129条中「及び第105条」を「、第105条及び第107条の2」に改める。

第131条第7項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条に次の1項を加える。

11 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号アの規定の適用については、当該規定中「1人」とあるのは、「0.9人」とする。

(1) 第150条において準用する第107条の2に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービス

の質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

- ア 利用者の安全及びケアの質の確保
- イ 地域密着型特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮
- ウ 緊急時の体制整備
- エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器(次号において「介護機器」という。)の定期的な点検
- オ 地域密着型特定施設従業者に対する研修

- (2) 介護機器を複数種類活用していること。
- (3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、地域密着型特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。
- (4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

第132条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。
第148条中第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

- 2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。
 - (1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
 - (2) 当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- 3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。
- 4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型特定施設に

速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第150条中「及び第100条」を「、第100条及び第107条の2」に改める。

第152条第8項第3号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は介護支援専門員(指定介護療養型医療施設の場合に限る。)」を削る。

第154条第1項第6号中「医療法」の次に「(昭和23年法律第205号)」を加える。

第167条の2中「医師」の次に「及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関」を加え、同条に次の1項を加える。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第168条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第169条第5号及び第6号中「を記録する」を「の記録を行う」に改め、同条第7号中「記録する」を「の記録を行う」に改める。

第174条の見出しを「(協力医療機関等)」に改め、同条第1項中「入院治療を必要とする入所者のために」を「入所者の病状の急変等に備えるために」、「協力病院」を「次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関(第3号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。)」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- (2) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第174条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設の開設者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。

3 指定地域密着型介護老人福祉施設の開設者は、第二

種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

4 指定地域密着型介護老人福祉施設の開設者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 指定地域密着型介護老人福祉施設の開設者は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第179条中「第4項まで」の次に「及び第107条の2」を加える。

第189条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第191条中「第4項まで」の次に「、第107条の2」を加える。

第192条中「施行規則第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護」を「法第8条第23項第1号に規定するもの」に改める。

第193条第7項中第4号を削り、第5号を第4号とする。

第194条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第7項各号に掲げる施設等」を削る。

第199条第1号中「療養上の管理の下で」を「当該利用者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を」に改め、同条中第11号を第12号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、看護小規模多機能型居宅介護従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第204条中「及び第107条」を「、第107条及び第107条の2」に改める。

第205条第1項中「(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和7年3月31日までの間、改正後の条例(以下「新条例」という。)第35条第3項(新条例第60条、第60条の20、第60条の20の3、第60条の38、第81条、第109条、第129条、第150条、第179条、第191条及び第204条において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。

3 施行日から令和7年3月31日までの間、新条例第93条第7号及び第199条第7号の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

4 施行日から令和9年3月31日までの間、新条例第107条の2(新条例第129条、第150条、第179条、第191条及び第204条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第107条の2中「しなれば」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

5 施行日から令和9年3月31日までの間、新条例第174条第1項(新条例第191条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

川崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月28日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第37号

川崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

川崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例(平成25年川崎市条例第60号)の一部を次のように改正する。

第4条第4項中「地域包括支援センター」の次に「(以下「地域包括支援センター」という。)」を加える。

第5条第2項中「が35人」を「(当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受けて、又は法第115条の23第3項の規定により地域包括支

援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援を行う場合にあっては、当該指定居宅介護支援事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に、当該指定居宅介護支援事業所における指定介護予防支援の利用者の数に3分の1を乗じた数を加えた数。次項において同じ。)が44人」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会(昭和34年1月1日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。)が運用及び管理を行う、指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における第1項に規定する員数の基準は、利用者の数が49人又はその端数を増すごとに1人とする。

第6条第3項第2号中「同一敷地内にある」を削る。

第7条第2項中「、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下この項において「訪問介護等」という。)がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合」を削り、同条第8項を同条第9項とし、同条第7項第1号中「第4項各号」を「第5項各号」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第4項第1号」を「第5項第1号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「第7項」を「第8項」に改め、同項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第34条第1項において同じ。)に係る記録媒体をいう。)」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所

介護(以下この項において「訪問介護等」という。)がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。

第16条第2号の次に次の2号を加える。

(2)の2 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。

(2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第16条第13号の2中「若しくは歯科医師」を「等」に改め、同条第14号ア中「、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者との面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者との面接することができるものとする。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 介護支援専門員がテレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

第16条第26号中「基づき、」の次に「地域包括支援センターの設置者である」を加える。

第25条第1項中「重要事項」の次に「(以下この条において「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第32条第2項中第5号を第6号とし、第4号を第5号

とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 第16条第2号の3の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第34条第1項中「(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間、改正後の条例第25条第3項(同条例第33条において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。

川崎市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月28日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市条例第38号

川崎市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

川崎市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年川崎市条例第78号)の一部を次のように改正する。

第4条第10項中「平成24年川崎市条例第82号」の次に「。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。」を加え、同条に次の3項を加える。

- 11 指定介護老人福祉施設(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第2条第2項の規定により公示された過疎地域に所在し、かつ、入所定員が30人のものに限る。以下この条において同じ。)に川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成24年川崎市条例第81号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。)第148条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所又は川崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例(平成24年川崎市条例第83号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。)第132条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所(以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。)が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事

業所等の医師については、当該指定介護老人福祉施設の医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

- 12 指定介護老人福祉施設に指定居宅サービス等基準条例第100条第1項に規定する指定通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型サービス基準条例第60条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所、指定地域密着型サービス基準条例第62条第1項に規定する併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所又は川崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例(平成24年川崎市条例第84号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。)第6条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

- 13 指定介護老人福祉施設に指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定地域密着型サービス基準条例第193条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が併設される場合においては、当該指定介護老人福祉施設の介護支援専門員については、当該併設される事業所の介護支援専門員により当該指定介護老人福祉施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

第7条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第56条第1項において同じ。)に係る記録媒体をいう。)」に改める。

第25条の2中「医師」の次に「及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関」を加え、同条に次の1項を加える。

- 2 指定介護老人福祉施設の開設者は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第26条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第34条を次のように改める。

(協力医療機関等)

第34条 指定介護老人福祉施設の開設者は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関(第3号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。)を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
 - (2) 当該指定介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
 - (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。
- 2 指定介護老人福祉施設の開設者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。
- 3 指定介護老人福祉施設の開設者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。
- 4 指定介護老人福祉施設の開設者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 5 指定介護老人福祉施設の開設者は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。
- 6 指定介護老人福祉施設の開設者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

第35条第1項中「協力病院」を「協力医療機関」に改め、「重要事項」の次に「(以下この条において「重要事

項」という。))」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護老人福祉施設の開設者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第41条の2の次に次の1条を加える。

(入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第41条の3 指定介護老人福祉施設の開設者は、当該指定介護老人福祉施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護老人福祉施設における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催しなければならない。

第53条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型指定介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第56条第1項中「(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する(経過措置)
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和7年3月31日までの間、改正後の条例(以下「新条例」という。)第35条第3項(新条例第55条において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。
- 3 施行日から令和9年3月31日までの間、新条例第34条第1項(新条例第55条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第34条第1項中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。
- 4 施行日から令和9年3月31日までの間、新条例第41条の3(新条例第55条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第41条の3中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

川崎市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月28日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市条例第39号

川崎市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

川崎市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例(平成24年川崎市条例第79号)の一部を次のように改正する。

第4条第6項第3号を次のように改める。

(3) 病院 栄養士又は管理栄養士(病床数100床以上の病院の場合に限る。)

第7条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第55条第1項において同じ。)に係る記録媒体をいう。)」に改める。

第19条第1項中「協力病院」を「協力医療機関」に改める。

第26条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第34条を次のように改める。

(協力医療機関等)

第34条 介護老人保健施設の開設者は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関(第3号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。)を定めておかななければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
 - (2) 当該介護老人保健施設からの診療の求めがあつた場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
 - (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該介護老人保健施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。
- 2 介護老人保健施設の開設者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。
- 3 介護老人保健施設の開設者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律

第114号)第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

4 介護老人保健施設の開設者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 介護老人保健施設の開設者は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該介護老人保健施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

6 介護老人保健施設の開設者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

第35条第1項中「協力病院」を「協力医療機関」に改め、「重要事項」の次に「(以下この条において「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 介護老人保健施設の開設者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第40条の2の次に次の1条を加える。

(入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第40条の3 介護老人保健施設の開設者は、当該介護老人保健施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該介護老人保健施設における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催しなければならない。

第52条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型介護老人保健施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第55条第1項中「(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和9年3月31日までの間、改正後の条例(以下「新条例」という。)第34条第1項(新条例第54条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第34条第1項中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。
- 3 施行日から令和7年3月31日までの間、新条例第35条第3項(新条例第54条において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。
- 4 施行日から令和9年3月31日までの間、新条例第40条の3(新条例第54条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第40条の3中「しななければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

川崎市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

令和6年3月28日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第40号

川崎市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例を廃止する条例

川崎市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年川崎市条例第80号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
(川崎市介護保険条例の一部改正)
- 2 川崎市介護保険条例(平成12年川崎市条例第25号)の一部を次のように改正する。
第19条第1項中第12号を削り、第13号を第12号とし、第14号から第25号までを1号ずつ繰り上げる。

川崎市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月28日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第41号

川崎市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

川崎市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例(平成30年川崎市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第55条第1項において同じ。)に係る記録媒体をいう。)」に改める。

第19条第1項中「協力病院」を「協力医療機関」に改める。

第26条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第34条を次のように改める。

(協力医療機関等)

第34条 介護医療院の開設者は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関(第3号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。)を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
 - (2) 当該介護医療院からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
 - (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該介護医療院の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。
- 2 介護医療院の開設者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。
 - 3 介護医療院の開設者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
 - 4 介護医療院の開設者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
 - 5 介護医療院の開設者は、入所者が協力医療機関その

他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該介護医療院に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

6 介護医療院の開設者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

第35条第1項中「協力病院」を「協力医療機関」に改め、「重要事項」の次に「(以下この条において「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 介護医療院の開設者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第40条の2の次に次の1条を加える。

(入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第40条の3 介護医療院の開設者は、当該介護医療院における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該介護医療院における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催しなければならない。

第52条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型介護医療院の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第55条第1項中「(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削る。

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和6年4月1日から施行する。
(経過措置)
- この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和9年3月31日までの間、改正後の条例(以下「新条例」という。)第34条第1項(新条例第54条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第34条第1項中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。
- 施行日から令和7年3月31日までの間、新条例第35条第3項(新条例第54条において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。
- 施行日から令和9年3月31日までの間、新条例第40

条の3(新条例第54条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第40条の3中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

川崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月28日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第42号

川崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例等の一部を改正する条例

(川崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部改正)

第1条 川崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例(平成24年川崎市条例第83号)の一部を次のように改正する。

第50条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第51条の2第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第269条第1項において同じ。)に係る記録媒体をいう。)」に改める。

第55条の4第1項中「重要事項」の次に「(以下この条において「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第56条第2項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 第59条第4号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第59条中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第61条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第87条第1号中「第5条に規定する担当職員」を「第5条第1項に規定する担当職員及び同条第2項に規定する介護支援専門員」に改める。

第133条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第139条に次の1項を加える。

3 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第142条第2項中「第5条に規定する担当職員」を「第5条第1項に規定する担当職員及び同条第2項に規定する介護支援専門員」に、「前項各号」を「同項各号」に改める。

第143条の次に次の1条を加える。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第143条の2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催しなければならない。

第160条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を

受講するよう努めなければならない。

第170条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第176条第1項第2号を削り、同項第3号中「(前号に該当するものを除く。)」を削り、同号を同項第2号とし、同項第4号中「前2号」を「前号」に改め、「及び入院患者」を削り、同号を同項第3号とし、同項中第5号を第4号とする。

第177条第1項第2号を削り、同項第3号中「(前号に該当するものを除く。)」を削り、同号を同項第2号とし、同項第4号中「前2号」を「前号」に改め、同号を同項第3号とし、同項中第5号を第4号とし、同条第2項中「前項第3号及び第4号」を「前項第2号及び第3号」に、「前項に」を「同項に」に改める。

第178条中「、診療所」を「又は診療所」に改め、「又は病院の老人性認知症疾患療養病棟(健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「施行令」という。)第4条第2項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。)」を削る。

第180条に次の1項を加える。

3 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第182条第2号中「若しくは診療所又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院」を「又は診療所」に改め、「又は老人性認知症疾患療養病棟」を削る。

第184条中「及び第143条」を「、第143条及び第143条の2」に改める。

第194条第1項中「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の」を「介護老人保健施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護の」に、「次のとおりとする」を「介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。)を有することとする」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「第207条第1項に規定する設備」を「第207条第1項から第4項までに規定する設備」に、「前項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第1項の次に次の3項を加える。

2 療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。

- (1) 療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、ユニット及び浴室を有しなければならない。
- (2) 療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。

ア ユニット

(ア) 病室

- a 1の病室の定員は、1人とする。ただし、利用者への指定介護予防短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、2人とする事ができる。
- b 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、1のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。
- c 1の病室の床面積等は、10.65平方メートル以上とする。ただし、aただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とする。
- d ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(イ) 共同生活室

- a 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
- b 1の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とする。
- c 必要な設備及び備品を備えること。

(ウ) 洗面設備

- a 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- b 身体の不自由な者の使用に適したものとすること。

(エ) 便所

- a 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- b ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者の使用に適した

ものとする。

イ 廊下 幅は、1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上とすること。

ウ 機能訓練室 内法による測定で40平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備えること。

エ 浴室 身体の不自由な者の入浴に適したものとすること。

(3) 前号イからエまでに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

(4) 第2号ア(イ)の共同生活室は、医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第21条第3号に規定する食堂とみなす。

(5) 前各号に規定するもののほか、療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。

3 療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。

(1) 療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、ユニット及び浴室を有しなければならない。

(2) 療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。

ア ユニット

(ア) 病室

- a 1の病室の定員は、1人とする。ただし、利用者への指定介護予防短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、2人とする事ができる。
- b 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、1のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。
- c 1の病室の床面積等は、10.65平方メートル以上とする。ただし、aただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とする。
- d ブザー又はこれに代わる設備を設けるこ

と。

(イ) 共同生活室

- a 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
- b 1の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。
- c 必要な設備及び備品を備えること。

(ウ) 洗面設備

- a 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- b 身体の不自由な者の使用に適したものとすること。

(エ) 便所

- a 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- b ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者の使用に適したものとすること。

イ 廊下 幅は、1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上とすること。

ウ 機能訓練室 機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械及び器具を備えること。

エ 浴室 身体の不自由な者の入浴に適したものとすること。

(3) 前号イからエまでに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

(4) 第2号ア(イ)の共同生活室は、医療法施行規則第21条の4において準用する同省令第21条第3号に規定する食堂とみなす。

(5) 前各号に規定するもののほか、療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。

4 介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、介護医療院として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護医療院に関するものに限る。)を有することとする。第197条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所

の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第198条中第2号を削り、第3号を第2号とする。第206条に次の1項を加える。

9 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号ア及び第2項第2号アの規定の適用については、これらの規定中「1人」とあるのは、「0.9人」とする。

(1) 第220条において準用する第143条の2に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

ア 利用者の安全及びケアの質の確保

イ 介護予防特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ウ 緊急時の体制整備

エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器(次号において「介護機器」という。)の定期的な点検

オ 介護予防特定施設従業者に対する研修

(2) 介護機器を複数種類活用していること。

(3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、介護予防特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

(4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

第207条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第213条の次に次の1条を加える。

(口腔衛生の管理)

第213条の2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第217条中第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業

者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

- 3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。
- 4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 5 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第220条中「第55条の9(第2項を除く。)」を「第55条の10」に、「及び第142条の2」を「、第142条の2及び第143条の2」に改める。

第231条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第237条中「第55条の9(第2項を除く。)」を「第55条の10」に、「第214条まで」を「第213条まで、第214条」に改める。

第241条第1項中「施行令」を「介護保険法施行令(平成10年政令第412号)」に改める。

第242条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第249条第1項中「重要事項」の次に「(以下この条において「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。
- 3 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第250条第2項中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1

号を加える。

- (2) 第253条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
第253条中第7号を第10号とし、第6号を第7号とし、同号の次に次の2号を加える。
- (8) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- (9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
第253条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。
- (4) 福祉用具及び指定介護予防福祉用具のいずれにも該当するもの(以下「対象福祉用具」という。)に係る指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者が指定介護予防福祉用具貸与又は指定特定介護予防福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏まえ、提案を行うものとする。

第254条第1項中「期間等を記載した計画(以下「介護予防福祉用具貸与計画」という。)」を「期間、介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握(以下この条において「モニタリング」という。)を行う時期等を記載した介護予防福祉用具貸与計画」に改め、同条第5項中「当該介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握(以下この条において「モニタリング」という。)」を「モニタリング」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、対象福祉用具に係る指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、介護予防福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から6月以内に少なくとも1回モニタリングを行い、その継続の必要性について検討を行うものとする。
- 第259条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。
- 第264条第2項中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。
- (2) 第267条第8号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
第267条中第5号を第9号とし、第4号を第5号と

し、同号の次に次の3号を加える。

(6) 対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うよう努めるものとする。

(7) 指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(8) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第267条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者が指定介護予防福祉用具貸与又は指定特定介護予防福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏まえ、提案を行うものとする。

第268条に次の1項を加える。

5 福祉用具専門相談員は、対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、特定介護予防福祉用具販売計画の作成後、当該指定介護予防福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行うものとする。

第269条第1項中「(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削る。

第2条 川崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を次のように改正する。

第66条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第74条第2項中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 第77条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第77条第15号中「及び第10号から」を「、第9号及び

第12号から」に改め、同号を同条第17号とし、同条中第14号を第16号とし、第8号から第13号までを2号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の2号を加える。

(8) 指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第80条第3項中「第81条第1項に規定する人員」を「第81条第1項から第3項までに規定する人員」に、「、第1項」を「、前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 指定介護予防訪問リハビリテーション事業所が法第115条の11の規定により準用される法第72条第1項の規定により法第53条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成11年厚生省令第40号。第119条第4項において「介護老人保健施設基準」という。)第2条又は介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成30年厚生労働省令第5号。第119条第4項において「介護医療院基準」という。)第4条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなす。

第84条第2項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第87条第11号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第87条第14号中「第5号」を「第6号」に改め、同号を同条第17号とし、同条中第13号を第16号とし、第9号から第12号までを3号ずつ繰り下げ、第8号を第9号とし、同号の次に次の2号を加える。

(10) 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(11) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第87条中第7号を第8号とし、同条第6号中「第5号」を「第6号」に改め、同号を同条第7号とし、同条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る介護予防訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。

第93条第2項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 第96条第1項第4号、第2項第4号及び第3項第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第96条第1項中第7号を第9号とし、第4号から第6号までを2号ずつ繰り下げ、同項第3号中「前号」を「第2号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第96条第2項中第7号を第9号とし、第3号から第6号までを2号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第96条第3項中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第119条第4項中「第3項」を「第4項」に、「前3項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 指定介護予防通所リハビリテーション事業所が法

第115条の11の規定により準用される法第72条第1項の規定により法第53条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、介護老人保健施設基準第2条又は介護医療院基準第4条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなす。

第122条を次のとおり改める。

第122条 削除

第125条第2項第3号中「第122条第2項」を「第128条第11号」に改める。

第128条第13号中「第5号」を「第6号」に改め、同号を同条第16号とし、同条中第12号を第15号とし、第9号から第11号までを3号ずつ繰り下げ、第8号を第9号とし、同号の次に次の2号を加える。

(10) 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(11) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第128条中第7号を第8号とし、同条第6号中「第5号」を「第6号」に改め、同号を同条第7号とし、同条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 医師等の従業者は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る介護予防通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。

(川崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 川崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を次のように改正する。

附則第2項を次のように改める。

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和9年3月31日までの間、改正後の条例(以下「新条例」という。)第4条第3項(新条例第89条第1項に規定する指定介護予防居宅療養管理指導事業者に適用される場合に限る。)及び第55条の10の2(新条例第94条において準用する場合に限る。)の規定の

適用についてはこれらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とし、新条例第92条の規定の適用については同条中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。附則第4項を次のように改める。

- 4 施行日から令和9年3月31日までの間、新条例第55条の2の2(新条例第94条において準用する場合に限る。)の規定の適用については、新条例第55条の2の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和7年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の条例(以下「新条例」という。)第55条の4第3項(新条例第63条、第75条、第85条、第94条、第126条、第145条(新条例第162条において準用する場合を含む。)、第167条の3、第174条、第184条(新条例第199条において準用する場合を含む。)、第220条及び第237条において準用する場合を含む。)及び第249条第3項(新条例第256条及び第265条において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。
- 3 施行日から令和7年3月31日までの間、新条例第139条第3項(新条例第162条、第167条の3及び第174条において準用する場合を含む。)及び第180条第3項(新条例第199条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。
- 4 施行日から令和9年3月31日までの間、新条例第143条の2(新条例第162条、第167条の3、第174条、第184条(新条例第199条において準用する場合を含む。)及び第220条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第143条の2中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。
- 5 施行日から令和9年3月31日までの間、新条例第213条の2の規定の適用については、同条中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

川崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人

員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月28日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市条例第43号

川崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例

川崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例(平成24年川崎市条例第84号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第10条第2項中「指定介護療養型医療施設(」、「附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法)及び(をいう。第46条第6項において同じ。)」を削る。

第11条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第12条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ROMその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第93条第1項において同じ。))に係る記録媒体をいう。)」に改める。

第24条を次のように改める。

第24条 削除

第34条第1項中「重要事項」の次に「(以下この条において「重要事項」という。))」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第42条第2項第3号中「第24条第2項」を「第44条第11号」に、「身体的拘束等」を「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。))」に改める。

第44条中第14号を第16号とし、第10号から第13号までを2号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の2号を加える。

- (10) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、

身体的拘束等を行ってはならない。

- (11) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第46条第6項の表当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項中「、指定介護療養型医療施設(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。)」を削る。

第47条第1項ただし書を次のように改める。

ただし、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。第55条に次の1項を加える。

- 3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第65条の次に次の1条を加える。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第65条の2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催しなければならない。

第74条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所」を削る。

第81条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第85条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

- 2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、

前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。

4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第88条中「及び第63条」を「、第63条及び第65条の2」に改める。

第93条第1項中「(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和7年3月31日までの間、改正後の条例(以下「新条例」という。)第34条第3項(新条例第67条及び第88条において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。

- 3 施行日から令和7年3月31日までの間、新条例第55条第3項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。
- 4 施行日から令和9年3月31日までの間、新条例第65条の2(新条例第88条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第65条の2中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

川崎市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月28日

川崎市長 福田 紀 彦

川崎市条例第44号

川崎市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例

川崎市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例(平成25年川崎市条例第61号)の一部を次のように改正する。

第5条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、「(以下「指定介護予防支援事業所」という。)」を削り、同条に次の1項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに1人以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。

第6条第1項中「指定介護予防支援事業所」を「当該指定に係る事業所(以下「指定介護予防支援事業所」という。)」に改め、同条第2項中「前項に規定する」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く」に改め、同条に次の2項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第1項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員(以下この項において「主任介護支援専門員」という。)でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員(主任介護支援専門員を除く。)を第1項に規定する管理者とすることができる。

4 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限り

でない。

- (1) 管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合
- (2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合(その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。)

第7条第3項中「担当職員」の次に「(指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあっては、介護支援専門員。以下この章及び次章において同じ。)」を加え、同条第4項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第36条第1項において同じ。)に係る記録媒体をいう。)」に改める。

第13条に次の2項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、利用料の額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合に要する交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の交通費の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。

第15条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、同条第4号中「次章」の次に「(第33条第29号を除く。)」を加える。

第24条第1項中「重要事項」の次に「(以下この条において「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第31条第2項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第33条第2号の3の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(同条第2号の2及び第2号の3において「身体的拘束等」という。)の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第33条第2号の次に次の2号を加える。

(2)の2 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第33条第16号ア中「及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号ウを同号オとし、同号イ中「月」の次に「(ただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者とは面接する月を除く。)」を加え、同号イを同号エとし、同号アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間(以下この号において「期間」という。)について、少なくとも連続する2期間に1回、利用者の居宅を訪問して面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者とは面接することができる。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

- a 利用者の心身の状況が安定していること。
- b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。
- c 担当職員がテレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

ウ サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者とは面接すること。

第33条に次の1号を加える。

(29) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の30の2第1項の規定により市町村長から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。

第35条中「第13条」を「第13条第1項」に改める。

第36条第1項中「(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間、改正後の条例第24条第3項(同条例第35条において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。

川崎市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月28日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第45号

川崎市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

川崎市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例(平成24年川崎市条例第77号)の一部を次のように改正する。

第12条第4項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第13条第3項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第41条第1項において同じ。))に係る記録媒体をいう。)」に改める。

第28条中第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 軽費老人ホームの設置者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該軽費老人ホームからの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 軽費老人ホームの設置者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。

4 軽費老人ホームの設置者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指

定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

5 軽費老人ホームの設置者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 軽費老人ホームの設置者は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該軽費老人ホームに速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第29条第1項中「重要事項」の次に「(以下この条において「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 軽費老人ホームの設置者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第38条第3項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。第41条第1項中「、交付」及び「(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間、改正後の条例第29条第3項(同条例第40条において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。

川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月28日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第46号

川崎市国民健康保険条例の一部を改正する
条例

川崎市国民健康保険条例(昭和33年川崎市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第12条中「附則第22条」を「附則第7条」に改める。

第13条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「法附則第6条第1項に規定する退職被保険者及び同条第2項に規定する退職被保険者の被扶養者(以下「退職被保険者等」という。)以外の被保険者(以下「一般被保険者」という。)に係る」を削り、「、第32条の2及び第32条の3」を「から第32条の3まで」に改め、同条第1号ア中「(一般被保険者に係るものに限る。)」を削り、同

号イ中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、「神奈川県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの」に限り、「」を削り、同号カ中「退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに神奈川県が行う国民健康保険の一般被保険者に係る」及び「及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額」を削り、同条第2号イ中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、同号ウ中「国民健康保険保険給付費等交付金(「及び」をいう。エにおいて同じ。)(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用(法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。エにおいて同じ。))に係るものを除く。))」を削り、同号エ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」及び「並びに国民健康保険保険給付費等交付金(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。))」を削る。

第14条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1項中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者につき」を「被保険者につき」に改め、同条第2項及び第4項中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第15条を次のように改める。

第15条 削除

第16条(見出しを含む。)中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第17条を次のように改める。

(基礎賦課額の最高限度額)

第17条 第14条及び前条の基礎賦課額は、国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号。以下「政令」という。)第29条の7第2項第9号に規定する額を超えることができない。

第18条第1項第1号中「一般被保険者に係る保険料の」を削り、同項第2号中「一般被保険者均等割」を「被保険者均等割」に改め、「一般被保険者に係る保険料の」を削り、「一般被保険者の」を「被保険者の」に改める。

第19条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「、一般被保険者に係る」を「、」に、「、第32条の2及び第32条の3」を「から第32条の3まで」に改め、同条第1号中「であって、神奈川県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの」を削り、同条第2号ア中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、同号イ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」を削る。

第20条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1項中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者につき」を「被保険者につき」に改め、同条第2項及び

第3項中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第21条を次のように改める。

第21条 削除

第22条(見出しを含む。)中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第23条を次のように改める。

(後期高齢者支援金等賦課額の最高限度額)

第23条 第20条及び前条の後期高齢者支援金等賦課額は、政令第29条の7第3項第8号に規定する額を超えることができない。

第24条第1項第1号中「一般被保険者に係る保険料の」を削り、同項第2号中「一般被保険者均等割」を「被保険者均等割」に改め、「一般被保険者に係る保険料の」を削り、「一般被保険者の」を「被保険者の」に改める。

第25条第2号ア中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、同号イ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」を削る。

第31条第1項及び第2項中「から第16条まで」を「及び第16条」に、「及び第20条から第22条まで」を「並びに第20条及び第22条」に、「又は次条」を「次条」に改め、「定める介護納付金賦課額」の次に「第32条の2第1項及び第2項に定める基礎賦課額の被保険者均等割額並びに同条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項及び第2項に定める後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額又は第32条の3第1項及び第2項に定める基礎賦課額並びに同条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項及び第2項に定める後期高齢者支援金等賦課額若しくは同条第4項の規定により読み替えて準用する同条第1項及び第2項に定める介護納付金賦課額」を加える。

第32条第1項中「から第16条まで」を「及び第16条」に改め、同条第2項中「から第16条」を「及び第16条」に、「から第22条」を「及び第22条」に改め、同条第3項中「から第16条まで」を「及び第16条」に改める。

第32条の3第1項及び第2項中「から第16条まで」を「及び第16条」に改め、同条第3項中「から第16条」を「及び第16条」に、「から第22条」を「及び第22条」に改め、同条第4項中「から第16条まで」を「及び第16条」に改める。

第32条の5中「第15条第2項」及び「第21条第2項」を削る。

附則第2項中「第15条第2項」及び「第21条第2項」を削り、「一般被保険者」を「被保険者」に改め、「第15条第2項及び第21条第2項中「基礎控除後の総所得金額等」とあるのは「基礎控除後の総所得金額等(当該年度の保険料の賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。以下この項において同じ。)現在において、当該退職被保険者等が

控除対象者と同一の世帯に属する被保険者であり、かつ、附則第2項に規定する先順位者である場合にあつては年齢16歳未満の控除対象者の数に33万円を乗じて得た額及び年齢16歳以上19歳未満の控除対象者の数に12万円を乗じて得た額並びに当該退職被保険者等が当該年度の地方税法の規定による市町村民税につき、同法第314条の2第1項第6号に掲げる者に該当する場合にあつては同条第6項に規定する障害者控除額の合計額を基礎控除後の総所得金額等から控除した金額(当該退職被保険者等が特例対象被保険者等である場合は、当該年度の保険料の賦課期日現在において、当該退職被保険者等が控除対象者と同一の世帯に属する被保険者であり、かつ、附則第2項に規定する先順位者である場合にあつては年齢16歳未満の控除対象者の数に33万円を乗じて得た額及び年齢16歳以上19歳未満の控除対象者の数に12万円を乗じて得た額並びに当該退職被保険者等が当該年度の同法の規定による市町村民税につき、同法第314条の2第1項第6号に掲げる者に該当する場合にあつては同条第6項に規定する障害者控除額の合計額を当該退職被保険者等に係る第32条の5の規定を適用しないものとして算定した基礎控除後の総所得金額等から控除した金額と当該退職被保険者等に係る同条の規定を適用して算定した基礎控除後の総所得金額等とのいずれか低い金額とする。))と」を削り、「特例対象被保険者である」を「特例対象被保険者等である」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

規 則

川崎市事務分掌規則等の一部を改正する等の規則をここに公布する。

令和6年3月29日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第7号

川崎市事務分掌規則等の一部を改正する等の規則

(川崎市事務分掌規則の一部改正)

第1条 川崎市事務分掌規則(昭和47年川崎市規則第19号)の一部を次のように改正する。

第1条総務企画局の表中

「

行政情報課	
本庁舎等整備推進室	

」

を

「

行政情報課	
-------	--

」

に改める。

第2条の表シティプロモーション推進室の部中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 市制100周年記念表彰選考委員会に関すること。

第2条の表公共施設総合調整室の部第6号中「公有地総合調整会議」を「公有地等総合調整会議」に改め、同表総務部の部庁舎管理課の項中第7号を第8号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 本庁舎に付随する広場の整備に関すること。

第2条の表中本庁舎等整備推進室の部を削る。

第4条の表コミュニティ推進部の部区政推進課の項に次の1号を加える。

(7) コミュニティセンターの設置の準備に関すること。

第5条の表観光・地域活力推進部の部中第9号を第10号とし、第6号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

(6) プレミアムデジタル商品券に関すること。

第6条の表中
「 総務部
(1) 川崎未来エナジー株式会社に関すること。 」
を
「 総務部
」
に改め、同表総務部の部企画課の項に次の1号を加える。

(8) 川崎未来エナジー株式会社に関すること。

第6条の表生活環境部の部減量推進課の項中第6号を削り、第7号を第6号とし、同項第8号中「及びリサイクルコミュニティセンター」を削り、同号を同項第7号とする。

第7条の表長寿社会部の部高齢者事業推進課の項第5号中「特別養護老人ホーム陽だまりの園、特別養護老人ホームしゅくがわら、」を削り、同表障害保健福祉部の部精神保健課の項第2号中「及び自立支援医療(国民年金・福祉医療課の所管に属するものを除く。)」を削る。

第8条の表児童家庭支援・虐待対策室の部第23号中「こども家庭センター、中部児童相談所及び北部児童相談所」を「児童相談所」に改める。

第9条の表住宅政策部の部住宅整備推進課の項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第10号までを1号ずつ繰り上げ、同表施設整備部の部施設計画課の項に次の1号を加える。

(3) 市有建築物(市営住宅等を除く。)の長寿命化の推進に関すること(総務企画局公共施設総合調整室の所管に属するものを除く。)

第9条の表指導部の部建築管理課の項第7号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

(川崎市事業所事務分掌規則の一部改正)

第2条 川崎市事業所事務分掌規則(昭和51年川崎市規則第39号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中
「整備係(浮島処理センターに限る。)
操作第1係
操作第2係
操作第3係(浮島処理センターを除く。)
操作第4係(堤根処理センターに限る。)
操作第5係(堤根処理センターに限る。)」
を
「整備係
操作第1係
操作第2係
操作第3係(橘処理センターに限る。)
操作第4係(橘処理センターに限る。)」
に改める。

第3条の表処理センターの項第11号中「王禅寺処理センターに限る」を「浮島処理センターを除く」に改める。

別表第1 環境局施設部の項中「川崎市堤根処理センター」を「川崎市橘処理センター」に改める。

別表第2 堤根処理センターの項中「堤根処理センター」を「橘処理センター」に、「川崎市川崎区堤根52番地」を「川崎市高津区新作1丁目20番1号」に改める。(川崎市保健所事務分掌規則の一部改正)

第3条 川崎市保健所事務分掌規則(昭和51年川崎市規則第41号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表中
「児童家庭サービス係
」
を
「児童家庭サービス第1係
児童家庭サービス第2係」
に改める。

(川崎市福祉事務所事務分掌規則の一部改正)

第4条 川崎市福祉事務所事務分掌規則(昭和51年川崎市規則第42号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中
「児童家庭サービス係
」
を
「児童家庭サービス第1係

児童家庭サービス第2係

に、「川崎福祉事務所、幸福社事務所及び多摩福祉事務所を除く」を「中原福祉事務所、宮前福祉事務所及び麻生福祉事務所に限る」に、「中原福祉事務所及び麻生福祉事務所を除く」を「宮前福祉事務所に限る」に、「川崎福祉事務所、幸福社事務所及び多摩福祉事務所に限る」を「中原福祉事務所、宮前福祉事務所及び麻生福祉事務所を除く」に改める。

(川崎市児童相談所事務分掌規則の一部改正)

第5条 川崎市児童相談所事務分掌規則(昭和51年川崎市規則第43号)の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条中「こども家庭センター」を「南部児童相談所」に改める。

第3条第1項中「こども家庭センター」を「南部児童相談所」に改め、同条第3項の表中

「心理支援係」

を

「心理支援第1係

心理支援第2係」

に改める。

第4条の表中「こども家庭センター」を「南部児童相談所」に改める。

第5条第1項及び第2項並びに第9条第3項中「こども家庭センター、中部児童相談所及び北部児童相談所」を「児童相談所」に改める。

(川崎市区役所等事務分掌規則の一部改正)

第6条 川崎市区役所等事務分掌規則(昭和47年川崎市規則第20号)の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表中

「児童家庭サービス係」

を

「児童家庭サービス第1係

児童家庭サービス第2係」

に、「川崎区役所、幸区役所及び多摩区役所を除く」を「中原区役所、宮前区役所及び麻生区役所に限る」に、「中原区役所及び麻生区役所を除く」を「宮前区役所に限る」に、「川崎区役所、幸区役所及び多摩区役所に限る」を「中原区役所、宮前区役所及び麻生区役所を除く」に、

「保護第2係

保護第3係(川崎区役所に限る。)」

を

「保護第2係」

に改め、同条第4項中「区役所区民サービス部」を「区役所まちづくり推進部」に改める。

第2条第1項の表道路公園センターの部第1号中「課」を「センター」に改める。

(川崎市立看護大学事務分掌規則の一部改正)

第7条 川崎市立看護大学事務分掌規則(令和4年川崎市規則第9号)の一部を次のように改正する。

第3条第5項、第4条第5項及び第6条第1項中「担当課長」を「担当部長、担当課長」に改める。

(川崎市個人情報の保護に関する法律施行細則の一部改正)

第8条 川崎市個人情報の保護に関する法律施行細則(令和5年川崎市規則第13号)の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「看護短期大学」を削り、「保健所支所」の次に「区役所道路公園センター」を加え、同条第5号中「こども家庭センター」を「南部児童相談所」に改める。

(川崎市公文書管理規則の一部改正)

第9条 川崎市公文書管理規則(平成13年川崎市規則第20号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「区役所の課」の次に「道路公園センター、」を加え、「当該地区健康福祉ステーション」を「当該道路公園センター、地区健康福祉ステーション」に改め、「看護短期大学の課及び図書館」を削り、「児童相談所」の次に「(南部児童相談所にあつては、南部児童相談所総務課)」を加える。

(川崎市公印規則の一部改正)

第10条 川崎市公印規則(昭和39年川崎市規則第6号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「看護短期大学の課及び図書館」を削り、「児童相談所」の次に「(南部児童相談所にあつては、南部児童相談所総務課)」を加える。

別表第1一般公印の表中

「

17の2	川崎市立看護大学長印	方21	学長名で発する公文書及び証明書	〃	〃
17の3	川崎市立看護短期大学印	方52	卒業証書	看護短期大学事務局総務学生課長	看護短期大学事務局総務学生課
17の4	川崎市立看護短期大学長印	方30	卒業証書及び賞状	〃	〃
17の5	川崎市立看護短期大学長印	方21	学長名で発する公文書及び証明書	〃	〃

」

を

「

17の2	川崎市立看護大学長印	〃	方21	長名で発する公文書及び証明書	〃	〃
------	------------	---	-----	----------------	---	---

」

に、

「

31	川崎市こども家庭センター所長印	〃	方21	所長名で発する公文書及び証明書	こども家庭センター	こども家庭センター
32	児童相談所所長印	〃	方21	〃	中部児童相談所長及び北部児童相談所長	中部児童相談所及び北部児童相談所

」

を

「

31	削除					
32	児童相談所所長印	てん書	方21	所長名で発する公文書及び証明書	南部児童相談所総務課長、中部児童相談所長及び北部児童相談所長	南部児童相談所総務課、中部児童相談所及び北部児童相談所

」

に改める。

別表第2一般公印の表中

「

17-2	17-3	17-4	17-5
川崎市立看護大学長印	川崎市立看護短期大学印	川崎市立看護短期大学長印	川崎市立看護短期大学長印

」

を

「

17-2
川崎市立看護大学長印

」

に、

「

31
川崎市こども家庭センター所長印

」

を

「

31
削除

」

に改める。

(川崎市職員の標準的な職を定める規則の一部改正)

第11条 川崎市職員の標準的な職を定める規則(平成28年川崎市規則第10号)の一部を次のように改正する。

別表川崎市職員の給与に関する条例(昭和32年川崎市条例第29号。以下「条例」という。)別表第1行政職給料表(1)の適用を受ける職員の職務の部局長級の項及び部長級の項中「看護短期大学」を削り、同表条例別表第4の2大学教育職給料表の適用を受ける職員の職務の部教授の項中「学科長」を削る。

(川崎市職員安全衛生管理規則の一部改正)

第12条 川崎市職員安全衛生管理規則(平成18年川崎市規則第27号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「堤根処理センター」を「橋処理センター」に改める。

別表第3中

「

経済労働局公営事業部
看護大学(看護短期大学を含む。)

」

を

「

看護大学

」

に、「こども家庭センター」を「南部児童相談所」に改める。

別表第4中「堤根処理センター」を「橋処理センター」に改める。

(川崎市職員被服貸与規則の一部改正)

第13条 川崎市職員被服貸与規則(昭和29年川崎市規則第15号)の一部を次のように改正する。

別表第1総務企画局の部中

「

庁舎管理課	車両又は船舶の受入検査に従事する者	作業服上衣 作業服ズボン 作業服シャツ 夏作業帽 冬作業帽	1 1 1 1 1	24月 12月 12月 48月 48月	初年度は、夏作業帽2個及び冬作業帽2個を貸与する。
-------	-------------------	---	-----------------------	---------------------------------	---------------------------

」

本庁舎等整備推進室	本庁舎等整備事業に係る現地調査又は立会いの業務に従事する者	作業服上衣	1	24月	課長職を含む。初年度は、夏作業帽2個及び冬作業帽2個を貸与する。
		作業服ズボン	1	12月	
		作業服シャツ	1	12月	
		夏作業帽	1	48月	
		冬作業帽	1	48月	

を
「

庁舎管理課	第2庁舎の解体及び跡地広場の整備に係る現地調査又は立会いの業務に従事する技術職員	作業服上衣	1	24月	課長職を含む。初年度は、夏作業帽2個及び冬作業帽2個を貸与する。
		作業服ズボン	1	12月	
		作業服シャツ	1	12月	
		夏作業帽	1	48月	
		冬作業帽	1	48月	
車両又は船舶の受入検査に従事する者					初年度は、夏作業帽2個及び冬作業帽2個を貸与する。

に改める。

(川崎市財産規則の一部改正)

第14条 川崎市財産規則(昭和39年川崎市規則第33号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項の表中看護短期大学の項を削る。

(川崎市予算及び決算規則の一部改正)

第15条 川崎市予算及び決算規則(平成7年川崎市規則第10号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「、看護短期大学」を削る。

(川崎市立看護大学及び川崎市立看護短期大学施設使用規則の一部改正)

第16条 川崎市立看護大学及び川崎市立看護短期大学施設使用規則(平成9年川崎市規則第10号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

川崎市立看護大学施設使用規則

第1条中「及び川崎市立看護短期大学」を削り、「看護大学等」を「看護大学」に改める。

第2条、第9条及び第11条第1項第3号中「看護大学等」を「看護大学」に改める。

第1号様式及び第3号様式中「川崎市立看護大学及び川崎市立看護短期大学施設使用規則」を「川崎市立看護大学施設使用規則」に改める。

(川崎市消防局の組織に関する規則の一部改正)

第17条 川崎市消防局の組織に関する規則(昭和38年川

崎市規則第47号)の一部を次のように改正する。

第4条の表中「施設係」及び「装備係」を削る。

(川崎市物品会計規則の一部改正)

第18条 川崎市物品会計規則(昭和39年川崎市規則第32号)の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

看護大学	総務学生課長
看護短期大学	総務学生課長

を
「

看護大学	総務学生課長
------	--------

に、「こども家庭センター」を「南部児童相談所」に改める。

別表第3中

「

看護大学
看護短期大学

を
「

看護大学

に改める。

(川崎市立看護短期大学事務分掌規則の廃止)

第19条 川崎市立看護短期大学事務分掌規則(平成7年川崎市規則第34号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第16条の規定による改正前の川崎市立看護大学及び川崎市立看護短期大学施設使用規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

川崎市副市長事務分担規則及び川崎市長の職務代理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

川崎市 長 福 田 紀 彦

川崎市規則第8号

川崎市副市長事務分担規則及び川崎市長の職務代理に関する規則の一部を改正する規則

(川崎市副市長事務分担規則の一部改正)

第1条 川崎市副市長事務分担規則(平成15年川崎市規則第16号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表を次のように改める。

副市長	分 担 事 務
加藤副市長	市民文化局、経済労働局、臨海部国際戦略本部、区役所及び会計室に属する事務並びに議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び人事委員会に関する事務
藤倉副市長	まちづくり局、建設緑政局、港湾局、上下水道局、交通局及び消防局に属する事務
三田村副市長	環境局、健康福祉局、子ども未来局、病院局及び市民オンブズマン事務局に属する事務並びに農業委員会及び固定資産評価審査委員会に関する事務

(川崎市長の職務代理に関する規則の一部改正)

第2条 川崎市長の職務代理に関する規則(平成15年川崎市規則第17号)の一部を次のように改正する。

第1条中

「第1順位 副市長 伊藤弘

第2順位 副市長 加藤順一

第3順位 副市長 藤倉茂起」

を

「第1順位 副市長 加藤順一

第2順位 副市長 藤倉茂起

第3順位 副市長 三田村有也」

に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第9号

川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則(平成27年川崎市規則第79号)の一部を次のように改正する。

第3条第25項第18号中「第115条の47第8項」を「第115条の47第9項」に改め、同項第24号を削る。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

川崎市庁用自動車管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第10号

川崎市庁用自動車管理規則の一部を改正する規則

川崎市庁用自動車管理規則(平成15年川崎市規則第20号)の一部を次のように改正する。

別表子ども未来局の項中「子ども家庭センター総務課」を「南部児童相談所総務課」に、「子ども家庭センターの」を「南部児童相談所の」に、「子ども家庭センターを」を「南部児童相談所を」に改める。

別表教育委員会事務局の項中「、総合教育センター」の次に「、日本民家園」を加え、

「

総合教育センター 総務室	室長	総合教育センターの 所管に属する庁用自 動車
-----------------	----	------------------------------

」

を

「

総合教育センター 総務室	室長	総合教育センターの 所管に属する庁用自 動車
日本民家園	園長	日本民家園の所管に 属する庁用自動車

」

に改める。

第1号様式を次のように改める。

第1号様式

第1号様式

配車申込書

使用日時	年月日	年 月 日 ()		
	時間	時 分 ~ 時 分		
車 種				
使用者	局課名			担当者
	電話番号			
	職氏名			人数 計名
差し回し場所				
用 務				
行き先(経路)	<input type="text"/> ⇒ <input type="text"/> ⇒			
	<input type="text"/> ⇒ <input type="text"/> ⇒			
	<input type="text"/> ⇒ <input type="text"/>			
往復・片道の別				
備 考				

附則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

川崎市庁舎管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第11号

川崎市庁舎管理規則の一部を改正する規則

川崎市庁舎管理規則(昭和43年川崎市規則第76号)の一部を次のように改正する。

別表中「、第2庁舎」を削り、「及び第4庁舎」を、「第4庁舎及び川崎御幸ビル」に改め、「及び川崎市立看護短期大学事務分掌規則」及び「及び看護短期大学」を削り、「

消防署 (消防出張所を含む。)	当該消防署の長
--------------------	---------

を

「

消防署 (消防出張所を含む。)	当該消防署の長
市が借り受けた庁舎(他の区分に該当するものを除く。)	当該庁舎の借受けに係る契約に関する事務を所管する局及び本部の長

に、「第3庁舎内」を「本庁舎及び川崎御幸ビル内」に改める。

附則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、別表の改正規定(「、第2庁舎」を削る部分に限る。)は、公布の日から施行する。

川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第12号

川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

(川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和43年川崎市規則第2号)の一部を次のように改正する。

第6条の3第2号中「、同法第66条」を「又は同法第66条」に改め、「又は売春防止法(昭和31年法律第118号)第17条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合」を削る。

(労働者災害補償保険法の適用を受ける川崎市職員の公務災害等に伴う休業補償等に関する規則の一部改正)

第2条 労働者災害補償保険法の適用を受ける川崎市職員の公務災害等に伴う休業補償等に関する規則(平成7年川崎市規則第63号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項第2号中「又は売春防止法(昭和31年法律第118号)第17条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合」を「、同法第64条の規定による保護処分として少年院に送致され、収容されている場合又は同法第66条の規定による決定により少年院に収容されている場合」に改める。

(川崎市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部改正)

第3条 川崎市消防団員等公務災害補償条例施行規則(昭和36年川崎市規則第25号)の一部を次のように改正する。

第8条の2第2号中「、同法第66条」を「又は同法第66条」に改め、「又は売春防止法(昭和31年法律第118号)第17条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合」を削る。

附則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第13号

川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則(平成20年川崎市規則第21号)の一部を次のように改正する。

別表福祉業務等手当の部(1)の項ア中「こども家庭センター保護係」を「南部児童相談所保護係」に改め、同部(4)の項イ中「区役所」を「健康福祉局保健医療政策部に勤務する看護師又はこども未来局児童家庭支援・虐待対策室(児童相談所を除く。)

附則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

川崎市長 福田紀彦

川崎市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第14号

川崎市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

川崎市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則(昭和38年川崎市規則第66号)の一部を次のように改正する。

第8条の3第1項第1号中「100分の118.5」を「100分の116」に、「100分の210」を「100分の205」に改め、同項第2号中「100分の111」を「100分の108.5」に、「100分の118.5」を「100分の116」に改め、同項第3号中「100分の103.5」を「100分の101」に改め、同項第4号中「100分の97.5」を「100分の95」に改める。

第8条の4第1項第1号中「100分の52.5」を「100分の51.25」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の48.75」に改め、同項第3号中「100分の47.5」を「100分の46.25」に改める。

第11条第2項第2号中「又は看護短期大学」を削り、同項第3号中「又は看護短期大学の副学長及び学科長」を削る。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

川崎市会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第15号

川崎市会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

川崎市会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則(令和元年川崎市規則第62号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項第1号中「100分の111」を「100分の108.5」に、「100分の118.5」を「100分の116」に改め、同項第2号中「100分の103.5」を「100分の101」に改め、同項第3号中「100分の97.5」を「100分の95」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

川崎市賠償責任職員の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

川崎市規則第16号

川崎市賠償責任職員の指定等に関する規則の一部を改正する規則

川崎市賠償責任職員の指定等に関する規則(昭和39年川崎市規則第36号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第243条の2の2第1項」を「第243条の2の8第1項」に改める。

第2条中「第243条の2の2第1項」を「第243条の2の8第1項」に改め、同条第5号中「第234条の2」を「第234条の2第1項」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

川崎市市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第17号

川崎市市税条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市市税条例施行規則(昭和25年川崎市規則第28号)の一部を次のように改正する。

第2条の2を削り、第2条の3を第2条の2とする。

第8条第1項第1号中「(給与所得に係る個人の市民税を特別徴収の方法により徴収する場合にあっては、7月から翌年6月までの期間とする。以下この条において同じ。)」を削り、「翌年度。以下この条において同じ。」を「翌年度」に改め、同号の表1の項中「当該納税者の」の次に「当該災害が発生した日の属する年の」を加え、同表2の項中「法第314条の2第1項第6号」を「法第292条第1項第10号」に、「特別障害者」を「障害者」に改め、「当該納税者の」の次に「当該災害が発生した日の属する年の」を加え、同表3の項中「前年」を「当該災害が発生した日の属する年の前年」に改め、「とき」の次に「。」を加え、同表5の項を削り、同表6の項中「勤労所得者」の次に「(申請日の属する課税年度の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額のうち所得税法(昭和40年法律第33号)第27条に規定する事業所得、同法第28条に規定する給与所得、同法第30条に規定する退職所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る雑所得の合計額の合計所得金額に対する割合が3分の2以上である者をいう。以下この条において同じ。)」を加え、「前年」を「当該死亡した日の属する年の前年」に改め、「とき」の次に「。」を加え、同表中6の項を5の項とし、同条第1項中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 勤労所得者において、事業の廃止、離職等、負

傷又は疾病、労働基準法(昭和22年法律第49号)第26条に規定する休業その他これらに類する事情が生じた日又は減免の申請日の属する年の1月1日のいずれか遅い日(以下「減少基準日」という。)の属する年の合計所得金額の見込額が前年中の合計所得金額に比して著しく減少したことにより市民税の納付が困難と認められる場合に、その減少割合及び減少基準日の属する年の前年中の合計所得金額が次表の区分に該当するとき(申請日の属する課税年度の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が3,000,000円を超えるときを除く。)は、当該区分で定められた市民税を軽減し、又は免除する。この場合において、減免する税額は、減免の申請日の属する年度において減少基準日以後に納期の末日の到来する税額とする。

区分		減免額
減少割合が10分の10のとき。	減少基準日の属する年の前年中の合計所得金額が2,000,000円以下であるとき。	全 額
	減少基準日の属する年の前年中の合計所得金額が2,000,000円を超え、3,000,000円以下であるとき。	10分の7
減少割合が10分の7以上10分の10未満のとき。	減少基準日の属する年の前年中の合計所得金額が2,000,000円以下であるとき。	10分の7
	減少基準日の属する年の前年中の合計所得金額が2,000,000円を超え、3,000,000円以下であるとき。	10分の5
減少割合が10分の5以上10分の7未満のとき。	減少基準日の属する年の前年中の合計所得金額が2,000,000円以下であるとき。	10分の5
	減少基準日の属する年の前年中の合計所得金額が2,000,000円を超え、3,000,000円以下であるとき。	10分の3
減少割合が10分の3以上10分の5未満のとき。	減少基準日の属する年の前年中の合計所得金額が2,000,000円以下であるとき。	10分の3
	減少基準日の属する年の前年中の合計所得金額が2,000,000円を超え、3,000,000円以下であるとき。	10分の2

第8条第2項中「次の表の左欄に掲げる規定中同表の右欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句を「同号の表中「前年」とあるのは「前々年」に改め、同項の表及び同条第3項を削り、同条第4項中「第3号」を「第4号」に改め、同項を同条第3項とする。

第8条の3第2項中「第8条第1項第1号の表中の5」を「第8条第1項第2号」に、「この規定に該当しないこととなったときは」を「同号に規定する減少基準日の属する年の合計所得金額が確定し、当該確定した合計所得金額と前年中の合計所得金額を比した減少割合(以下「確定減少割合」という。)が当該減免に係る減少割合を下回ることとなった場合は、減免の申請日の属する年度において減少基準日以後に納期の末日の到来する税額

について、同号の規定を適用して確定減少割合により算出した減免額に基づき」に改める。

第8条の4第1項第5号中「4月1日から」を削り、「までの間に第8条第1項第1号の表の事由に該当した」を「に納期の末日の到来する税額について減免の適用を受けようとする」に改め、同条第2項中「第8条第1項第1号の表の事由に該当した」を「減免の適用を受けようとする」に改める。

第8条の4の次に次の1条を加える。

第8条の5 前条第1項第1号から第4号までのいずれかに該当する場合において、同条第2項に規定する提出期限までに減免の申請があったときは、同条第1項第1号から第4号までのいずれかに該当する事実の発生した日に申請があったものとみなし、同日以後に納期の末日の到来する税額について減免する。ただし、これらの号に該当する事実の発生した日以後に第8条第1項第1号又は第2号に規定する事由に該当することとなった場合において、これらの号の規定による申請があったときは、当該事由に該当することとなった日に申請があったものとみなし、同日以後に納期の末日の到来する税額について減免する。

別表様式目次中

「

第2号様式		市民税・県民税税額決定・納税通知書	条例第11条
-------	--	-------------------	--------

」

を

「

第2号様式		市民税・県民税・森林環境税税額決定・納税通知書	条例第11条
-------	--	-------------------------	--------

」

に、「第2条の3」を「第2条の2」に、

「

第34号様式	(1)(2)	過誤納金等還付(充当)通知書 過誤納金還付(充当)通知書	法第17条、施行令第6条の13第2項
--------	--------	---------------------------------	--------------------

」

を

「

第34号様式	(1)(2)	過誤納金等還付(充当・委託納付・委託納入)通知書 過誤納金還付(充当・委託納付・委託納入)通知書	法第17条、施行令第6条の13第2項
--------	--------	---	--------------------

」

に、

第40号様式	(1/2)	給与所得等に係る 市民税・県民税特 別徴収税額決定・ 変更通知書	条例第25条 の6 条例第25条 の8
--------	-------	---	------------------------------

を

第40号様式	(1/2)	給与所得等に係る 市民税・県民税・ 森林環境税特別徴 収税額決定・変更 通知書	条例第25条 の6、条例 第25条の8
--------	-------	---	---------------------------

に、

第51号様式		市民税・県民税減 免申請書	条例第34条、 規則第8条
--------	--	------------------	------------------

を

第51号様式		市民税・県民税・ 森林環境税減免申 請書	条例第34条、 規則第8条、 森林環境税 及び森林環 境譲与税に 関する法律 施行令(令 和4年政令 第300号)第 3条
--------	--	----------------------------	--

に改める。

別表第2号様式中

年度 市民税・県民税	税額決定 通知書
納 税	

を

年度 市民税・県民税・森林環境税	税額決定 通知書
納 税	

に改め、「第41条」の次に「第319条」を加え、

税 額 明 細	課税標準額 (円)	市民税所得割額 (円)	県民税所得割額 (円)
均等割			
合計額			

を

明 細	課税標準額 (円)	市民税所得割額 (円)	県民税所得割額 (円)
均等割			
合計額			
森林環境税(円)			

に、

充 当 額 (円)

を

充当額又は委託納付額(円)

に改め、「の充当額」の次に「又は委託納付額」を加え、

川崎市 領収済通知書

川崎市 領収済通知書 (公)

加入者名	川崎市会計管理者	口座番号	
クレジットカード 納付用番号	納付番号	確認番号	納付区分
取扱期限	通知書番号	期別	

氏名(名称)	税 額	円	領 収 日 付 印
	延滞金	円	
	合計額	円	

C V S 取 納 用	
-------------	--

主管所名 川崎市 振込先名 川崎市 振込金額欄欄外記号 横浜市銀行 川崎支店

を

川崎市 領収済通知書 (公) (e)

加入者名	川崎市会計管理者	口座番号	
取納機関 番号	納付 番号	確認 番号	納付 区分
取扱 期限	通知書 番号	期 別	

氏名(名称)	税 額	円	領 収 日 付 印
	延滞金	円	
	合計額	円	

C V S 取 納 用	
-------------	--

主管所名 川崎市 振込先名 川崎市 振込金額欄欄外記号 横浜市銀行 川崎支店

eL-QR

に、

「

延滞金	円
合計額	円
取扱期限	

」

を

「

取扱期限	

」

に、

「

延滞金	円
合計額	円
取扱期限	

」

を

「

取扱期限	

」

に、

「

--	--

神奈川県
川崎市
141305

領収日付印

」

を

「

--	--

神奈川県川崎市 141305
口座番号
加入者名 川崎市会計管理者

領収日付印

」

に、

「

川崎市 領収済通知書 公

加入者名	川崎市会計管理者	口座番号	
クレジットカード 納付用番号	納付番号	確認番号	納付区分
取扱期限	通知番号	期別	取扱期限

氏名 (名称)	税額	円	領収日付印
	延滞金	円	
	合計額	円	
CVS 収納用			

主管所名 川崎市	取りまごの店	指定金融機関印 横浜銀行 川崎支店
-------------	--------	----------------------

を

「

川崎市 領収済通知書 公 eL

加入者名	川崎市会計管理者	口座番号	
収納機 番号	納付 番号	確認 番号	納付 区分
納期限	通知 番号	期別	取扱 期限

氏名 (名称)	税額	円	領収日付印
	延滞金	円	
	合計額	円	
CVS 収納用			

主管所名 川崎市	取りまごの店	指定金融機関印 横浜銀行 川崎支店
-------------	--------	----------------------

eL-QR

に改める。

別表第3号様式中

「

川崎市 領収済通知書 公

加入者名	川崎市会計管理者	口座番号	
クレジットカード 納付用番号	納付番号	確認番号	納付区分
取扱期限	通知番号	期別	

氏名 (名称)	税額	円	領収日付印
	延滞金	円	
	合計額	円	
CVS 収納用			

主管所名 川崎市	取りまごの店	指定金融機関印 横浜銀行 川崎支店
-------------	--------	----------------------

を

川崎市 領収済通知書  

加入者名	川崎市会計管理者	口座番号		全期	
収納機関番号		納付番号		確認番号	
取扱期限		通知番号		期別	
				納付区分	

氏名(名称)	税額	円	領収日付印
	CVS取納用		

主管所名	取りまど支店	指定金融機関印信
川崎市	横浜銀行 川崎支店	

eL-QR

に、

延滞金	円
合計額	円
取扱期限	

を

取扱期限	
------	--

に、

延滞金	円
合計額	円
取扱期限	

を

取扱期限	
------	--

に、

[Blank box]

神奈川県
川崎市
141305

領収日付印

を

[Blank box]

神奈川県川崎市 141305
口座番号
加入者名 川崎市会計管理者

領収日付印

に、

川崎市 領収済通知書 

加入者名	川崎市会計管理者	口座番号	
クレジットカード 納付用番号	納付番号	確認番号	
納期限	通知番号	期別	
		取扱期限	

氏名(名称)	税額	円	領収日付印
	延滞金	円	
CVS取納用	合計額	円	

主管所名	取りまど支店	指定金融機関印信
川崎市	横浜銀行 川崎支店	

を

川崎市 領収済通知書  

加入者名	川崎市会計管理者	口座番号	
クレジットカード 納付用番号	納付番号	確認番号	
納期限	通知番号	期別	
		取扱期限	

氏名(名称)	税額	円	領収日付印
	延滞金	円	
CVS取納用	合計額	円	

主管所名	取りまど支店	指定金融機関印信
川崎市	横浜銀行 川崎支店	

eL-QR

に改める。

別表第4号様式中

川崎市 領収済通知書 ㊦

加入者名	川崎市会計管理者	口座番号			
クレジットカード 納付用番号	納付番号	通知書番号	期別	確認番号	納付区分
取扱期限					

氏名 (名称)	税額	円	領収日付印
	延滞金	円	
CVS 取納用	合計額	円	

主管所名 川崎市 取付主店名 指定金融機関種別店名 横浜銀行 川崎支店

川崎市 領収済通知書 ㊦ ㊧

加入者名	川崎市会計管理者	口座番号				全期
収納機関 番号	納付番号	通知書番号	期別	確認番号	納付区分	
取扱期限						

氏名 (名称)	税額	円	領収日付印
CVS 取納用			

eL-QR

主管所名 川崎市 取付主店名 指定金融機関種別店名 横浜銀行 川崎支店

に、

延滞金	円
合計額	円
取扱期限	

を

取扱期限	

に、

延滞金	円
合計額	円
取扱期限	

を

取扱期限	

に、

--	--

神奈川県
川崎市
141305

領収日付印

を

--	--

神奈川県川崎市 141305
口座番号
加入者名 川崎市会計管理者

領収日付印

に、

川崎市 領収済通知書 ㊦

加入者名	川崎市会計管理者	口座番号			
クレジットカード 納付用番号	納付番号	通知書番号	期別	確認番号	納付区分
取扱期限					

氏名 (名称)	税額	円	領収日付印
	延滞金	円	
CVS 取納用	合計額	円	

主管所名 川崎市 取付主店名 指定金融機関種別店名 横浜銀行 川崎支店

を

川崎市 領収済通知書  

加入者名	川崎市会計管理者	口座番号	
取納機関番号	納付番号	確認番号	納付区分
納期限	通番	知番号	期別
		取納期限	

氏名 (名称)	税額	円	領収日付印
	延滞金	円	
	合計額	円	

CVS
取納用

eL-QR

主管所名	取付先住所	指定金融機関支店
川崎市		横浜銀行 川崎支店

に改める。

別表第5号様式(1)を次のように改める。

第 5 号 様 式 (1)

<p>川 崎 市 領 取 済 通 知 書 </p>	<p>納付書 (原簿) 川崎市 川崎市</p>	<p>年度 軽自動車税 (種別別) 納税通知書兼領収証書</p>	<p>軽自動車税 (種別別) 納税証明書 (継続検査用)</p>																																																																	
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>加入者名 川崎市会計管理者</td> <td>口座 番号</td> <td>納付 番号</td> <td>納付 区分</td> </tr> <tr> <td>氏名 川崎市会計管理者</td> <td>期別</td> <td>期別</td> <td>期別</td> </tr> <tr> <td>通知書 番号</td> <td>通知書 番号</td> <td>期別</td> <td>期別</td> </tr> <tr> <td>納期限</td> <td>通知書 番号</td> <td>期別</td> <td>期別</td> </tr> </table>	加入者名 川崎市会計管理者	口座 番号	納付 番号	納付 区分	氏名 川崎市会計管理者	期別	期別	期別	通知書 番号	通知書 番号	期別	期別	納期限	通知書 番号	期別	期別	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>口 座 番 号</td> <td>川 崎 市 会 計 管 理 者</td> <td>期 別</td> </tr> <tr> <td>加 入 者 名</td> <td>川 崎 市 会 計 管 理 者</td> <td>期 別</td> </tr> <tr> <td>通 知 書 番 号</td> <td>通 知 書 番 号</td> <td>期 別</td> </tr> <tr> <td>氏 名 (<small>名 称</small>)</td> <td>氏 名 (<small>名 称</small>)</td> <td>期 別</td> </tr> <tr> <td>税 額</td> <td>税 額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>延 滞 金</td> <td>延 滞 金</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>合 計 額</td> <td>合 計 額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>納 付 限</td> <td>納 付 限</td> <td>円</td> </tr> </table>	口 座 番 号	川 崎 市 会 計 管 理 者	期 別	加 入 者 名	川 崎 市 会 計 管 理 者	期 別	通 知 書 番 号	通 知 書 番 号	期 別	氏 名 (<small>名 称</small>)	氏 名 (<small>名 称</small>)	期 別	税 額	税 額	円	延 滞 金	延 滞 金	円	合 計 額	合 計 額	円	納 付 限	納 付 限	円	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>車 向 (<small>標 識</small>) 番 号</td> <td>車 向 (<small>標 識</small>) 番 号</td> </tr> <tr> <td>氏 名 (<small>名 称</small>)</td> <td>氏 名 (<small>名 称</small>)</td> </tr> <tr> <td>納 付 状 況 (<small>年 月 日 現 在</small>)</td> <td>納 付 状 況 (<small>年 月 日 現 在</small>)</td> </tr> </table> <p>上記のとおり証明します。</p> <p style="text-align: right;">川崎市長 印</p>	車 向 (<small>標 識</small>) 番 号	車 向 (<small>標 識</small>) 番 号	氏 名 (<small>名 称</small>)	氏 名 (<small>名 称</small>)	納 付 状 況 (<small>年 月 日 現 在</small>)	納 付 状 況 (<small>年 月 日 現 在</small>)	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>納 年</td> <td>納 月</td> <td>納 日</td> </tr> <tr> <td>期 別</td> <td>期 別</td> <td>期 別</td> </tr> <tr> <td>税 額 (<small>税 率</small>)</td> <td>税 額 (<small>税 率</small>)</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>延 滞 金</td> <td>延 滞 金</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>合 計 額</td> <td>合 計 額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>通 知 書 番 号</td> <td>通 知 書 番 号</td> </tr> <tr> <td>宛 名 番 号</td> <td>宛 名 番 号</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">川崎市長 印</p> <p style="text-align: right;">神奈川県川崎市 141305 口座番号 川崎市会計管理者 加入者名 川崎市会計管理者</p>	納 年	納 月	納 日	期 別	期 別	期 別	税 額 (<small>税 率</small>)	税 額 (<small>税 率</small>)	円	延 滞 金	延 滞 金	円	合 計 額	合 計 額	円	通 知 書 番 号	通 知 書 番 号	宛 名 番 号	宛 名 番 号
加入者名 川崎市会計管理者	口座 番号	納付 番号	納付 区分																																																																	
氏名 川崎市会計管理者	期別	期別	期別																																																																	
通知書 番号	通知書 番号	期別	期別																																																																	
納期限	通知書 番号	期別	期別																																																																	
口 座 番 号	川 崎 市 会 計 管 理 者	期 別																																																																		
加 入 者 名	川 崎 市 会 計 管 理 者	期 別																																																																		
通 知 書 番 号	通 知 書 番 号	期 別																																																																		
氏 名 (<small>名 称</small>)	氏 名 (<small>名 称</small>)	期 別																																																																		
税 額	税 額	円																																																																		
延 滞 金	延 滞 金	円																																																																		
合 計 額	合 計 額	円																																																																		
納 付 限	納 付 限	円																																																																		
車 向 (<small>標 識</small>) 番 号	車 向 (<small>標 識</small>) 番 号																																																																			
氏 名 (<small>名 称</small>)	氏 名 (<small>名 称</small>)																																																																			
納 付 状 況 (<small>年 月 日 現 在</small>)	納 付 状 況 (<small>年 月 日 現 在</small>)																																																																			
納 年	納 月	納 日																																																																		
期 別	期 別	期 別																																																																		
税 額 (<small>税 率</small>)	税 額 (<small>税 率</small>)	円																																																																		
延 滞 金	延 滞 金	円																																																																		
合 計 額	合 計 額	円																																																																		
通 知 書 番 号	通 知 書 番 号																																																																			
宛 名 番 号	宛 名 番 号																																																																			
<p>この税額を右記の納期限までに納めてください。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p>		<p>この証明書の有効期限など</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 領収日付日のある場合 年 月 日 2 領収日付日のない場合 年 月 日 3 納付状説明に「**」印のあるものは、証明書として使用できません。 4 右の領収年月日が、年 月 日付のものに限り使用できます。 																																																																		
<p>お 問 合 せ 先</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>税 務 科 一 号</td> <td>1 4 1 3 0 5</td> </tr> <tr> <td>主 管 所 名</td> <td>川 崎 市</td> </tr> </table>		税 務 科 一 号	1 4 1 3 0 5	主 管 所 名	川 崎 市	<p>領 収 日 付 印</p>																																																														
税 務 科 一 号	1 4 1 3 0 5																																																																			
主 管 所 名	川 崎 市																																																																			
<p>領 収 日 付 印</p>		<p>領 収 日 付 印</p>																																																																		
<p>取 り ま と め 店</p> <p>川 崎 市</p>		<p>eL-QR</p> <p>指定金融機関振替店 横浜銀行 川崎支店</p>																																																																		

別表第8号様式を次のように改める。

第8号様式

個人市民税
個人県民税
個人市市民税
個人市民税
個人県民税
個人市市民税
個人市民税
個人県民税
個人市市民税
個人市民税
個人県民税
個人市市民税

川崎市 領収証書 川崎市 納入書 川崎市 納入済通知書

神奈川 川崎 川崎 川崎 川崎

神奈川 川崎 川崎 川崎 川崎

141305 141305 141305 141305 141305

市区町村コード 市区町村コード 市区町村コード 市区町村コード 市区町村コード

指 定 番 号 指 定 番 号 指 定 番 号

納 入 金 額 (1) 納 入 金 額 (1) 納 入 金 額 (1)

年 月 分 年 月 分 年 月 分

納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	納 入 金 額 (2)	納 入 金 額 (1)	(給与分) 一括徴収 (分を記入)	退 職 所得分	延 滞 金	合 計 額	
納 入 金 額 (2)	納 入 金 額 (1)	(給与分) 一括徴収 (分を記入)	退 職 所得分	延 滞 金	合 計 額		
納 入 金 額 (2)	納 入 金 額 (1)	(給与分) 一括徴収 (分を記入)	退 職 所得分	延 滞 金	合 計 額		

納 入 金 額 (2) 納 入 金 額 (1) 納 入 金 額 (1)

年 月 分 年 月 分 年 月 分

納 入 金 額 (2) 納 入 金 額 (1) 納 入 金 額 (1)

(特別徴収義務者)

住 所 〒 所 在 地 氏 名 又 は 氏 名 称

額 収 日 付 印

様

様

様

上記のとおり領収しました。

上記のとおり納入します。

上記のとおり通知します。(条件書一欄に銀行口座番号(取りまとめ用)→川崎市)

納入済通知書の金額欄に記号は記入しないでください。

別表第11号様式(1)及び第11号様式(2)を次のように改める。

第11号様式(1)

<p>郵便はがき</p> <div style="border: 1px solid black; height: 100px; margin-top: 10px;"></div> <p style="text-align: center;">様</p>	<p>あなたの市税等が滞納となっておりますので、地方税法第329条及び第335条の規定により納入を督促します。</p> <p>[納入場所]</p> <p>[延滞金の計算方法]</p> <p>[滞納処分]</p> <p>[審査請求等]</p> <p>この督促状の記載事項に不服がある場合は、この督促状を受け取った日の翌日から起算して3月以内に市長に対して審査請求をすることができ、この督促の取消しを求め訴え(以下「取消訴訟」といいます。)は、前記の審査請求に係る裁判の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができ、なお、取消訴訟は、前記の審査請求に対する裁判を経た後なれば提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3月を経過しても裁判がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁判を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁判を経ないことでも取消訴訟を提起することができます。</p> <p style="text-align: right;">[お問合せ先]</p>								
<p>督促状</p> <div style="border: 1px solid black; height: 100px; margin-top: 10px;"></div> <p style="text-align: center;">様</p>	<p>次の税額が未納となっておりますので、至急お納めください。</p> <p>この督促状は、年 月 日現在、未納の方について作成しております。</p> <p>この督促状を受け取られる前に納入された場合は、行き違いですので、御了承ください。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="text-align: center;">川 崎 市</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">市民税・県民税・森林環境税(特別徴収)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年 月 分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">指定番号</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">税 額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">納 期 限</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">延 滞 金</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">川崎市市税条例による金額</td> </tr> </table> <p style="text-align: right; margin-top: 10px;">年 月 日</p> <p style="text-align: right; margin-top: 10px;">川 崎 市 長 印</p>	川 崎 市	市民税・県民税・森林環境税(特別徴収)	年 月 分	指定番号	税 額	納 期 限	延 滞 金	川崎市市税条例による金額
川 崎 市									
市民税・県民税・森林環境税(特別徴収)									
年 月 分									
指定番号									
税 額									
納 期 限									
延 滞 金									
川崎市市税条例による金額									

第11号様式(2)

<p>郵便はがき</p> <p>様 (差出課)</p>	<p>あなたの市税等が滞納となっておりますので、地方税法第329条及び第335条の規定により納入を督促します。</p> <p>〔納入場所〕</p> <p>〔延滞金の計算方法〕</p> <p>〔滞納処分〕</p> <p>〔審査請求等〕 この督促状の記載事項に不服がある場合は、この督促状を受け取った日の翌日から起算して3月以内に市長に對して審査請求をすることが出来ます。この督促の取消しを求めめる訴え(以下「取消訴訟」といいます。)は、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に市長を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することが出来ます。なお、取消訴訟は、前記の審査請求に對する裁決を経た後でなければ提起することが出来ないこととされておりますが、①審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の履行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも取消訴訟を提起することが出来ます。 〔お問合せ先〕</p>	<p>督促状</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">年度 市民税・県民税(特別徴収) (退職所得分離課税分)</td> </tr> <tr> <td>指 定 番 号</td> <td>年 月 日 更 正 決 定</td> </tr> <tr> <td>税 額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>過少・不申告過算金</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>重 加 算 金</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>延 滞 金</td> <td>川崎市市税条例による金額</td> </tr> </table> <p>上記の税額の納期限は、年 月 日でしたが、未納となっております。 至急、お納めください。 年 月 日 川 崎 市 長 印</p> <p>この督促状は、年 月 日現在、未納の方について作成しております。</p>	年度 市民税・県民税(特別徴収) (退職所得分離課税分)		指 定 番 号	年 月 日 更 正 決 定	税 額	円	過少・不申告過算金	円	重 加 算 金	円	延 滞 金	川崎市市税条例による金額
年度 市民税・県民税(特別徴収) (退職所得分離課税分)														
指 定 番 号	年 月 日 更 正 決 定													
税 額	円													
過少・不申告過算金	円													
重 加 算 金	円													
延 滞 金	川崎市市税条例による金額													
	<p>***** この督促状を受け取られる前に納入された場合は、行き違いですので御了承ください。 *****</p>													

別表第11号様式(3) (表) 中

「
川 崎 市 領 収 済 通 知 書 ㊦
」

を
「
川 崎 市 領 収 済 通 知 書 ㊦ ㊦
」

に、
「
クレジットカード
納 付 用 番 号
」

を
「
収 納 機 関
番 号
」

に、

氏名(名称)	税 額	円	領 収 日 付 印
	延滞金	円	
	合計額	円	
CVS 収 納 用			

主管所名 川 崎 市
取りまとめ店 指定金融機関総括店 横浜銀行川崎支店

を

氏名(名称)	税 額	円	領 収 日 付 印
	延滞金	円	
	合計額	円	
CVS 収 納 用			

eL-QR
主管所名 川 崎 市
取りまとめ店 指定金融機関総括店 横浜銀行川崎支店

に、
「

神奈川県
川崎市
141305
領 収 日 付 印

を

「

神奈川県川崎市 141305
口座番号
加入者名 川崎市会計管理者

領 収 日 付 印
」

に改める。

別表第34号様式(1)中「市税過誤納金等還付(充当) 通知書」を「過誤納金等還付(充当・委託納付・委託納入) 通知書」に、「充当)し」を「充当又は委託納付・委託納入)し」に、

「
納 税 義 務 者 氏 名 (名 称)
(特 別 徴 収 義 務 者) 住 所 (所 在 地)
」

を
「
納 税 義 務 者 氏 名
(特 別 徴 収 義 務 者) (名 称)
」

に、

充 当 先 の 内 訳			
年 度 (事 業 年 度)			
税 目			
通知書番号			
期別 (申出)			

を

充 当 先 又 は 委 託 納 付 ・ 委 託 納 入 先 の 内 訳			
年 度 (事 業 年 度)			令和6年度以後の充当額には委託納付・委託納入額が含まれます。
税 目			
通知書番号			
期別 (申出)			

に改める。

別表第34号様式(2)中「市税過誤納金還付(充当) 通知書」を「過誤納金還付(充当・委託納付・委託納入) 通知書」に、「充当)し」を「充当又は委託納付・委託納入)し」に、

「
充 当 内 訳
」

を
「
充 当 又 は 委 託 納 付 ・ 委 託 納 入 内 訳
」

に、
「
充 当 額
」
を

「
充 当 額 又 は 委 託
納 付 ・ 委 託 納 入 額
」
に改める。
別表第35号様式を次のように改める。
第35号様式

過 誤 納 金 還 付 請 求 書						年 月 日
(宛先)川崎市長						住所又は所在地..... 氏名又は名称.....
次のとおり請求します。						
還付請求金額						円
内 訳	年度(事業年度)	期別(申告)		税 目	通知書番号	
	納付(納入)日	年 月 日				
	区 分	納 付 額	課 税 額 又 は 更 正 額	差 引 過 誤 納 金 額	未納徴収金 への充当額 又は委託納付 ・委託納入額	差 引 還 付 金 額
	税 額	円	円	円	円	円
	計					

(注) この請求書は、同封の過誤納金等還付(充当・委託納付・委託納入)通知書ごとに別紙としてください。

別表第37号様式(1)中
「
年度 市民税・県民税 課税額
非課税 証明書
納 税
」
を
「
年度 市民税・県民税・森林環境税 課税額
非課税 証明書
納 税
」
に改める。
別表第37号様式(2)中「市税納税証明書」を「納税証明書」に改め、同様式備考第2項中「県民税」の次に「並びに森林環境税」を加える。
別表第37号様式(3)を次のように改める。

第37号様式(3)

納 税 証 明 書

住所 (所在地)

納税者

氏名 (名 称)

年度

税 目	課 税 額	納 税 済 額
市民税・県民税 森林環境税	円期分まで月随時分 まで月分まで 円
市民税(法人)	円	円
固定資産税 [土地] 都市計画税 [家屋]	円期分まで月随時分 まで 円
固定資産税 [償却 資産]	円期分まで月随時分 まで 円
軽自動車税(種別割)	円	円
	円	円
	円	円
計	円	円

摘要

[市民税(法人)の事業年度 :]

川崎市証明 第 号

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

川 崎 市 長

印

別表第37号様式(4)中「市税納税証明書」を「納税証明書」に、「法人名」を「名称」に改める。
別表第37号様式(5)を次のように改める。

第37号様式(5)

納 税 証 明 書
川崎市証明 第 号
(川崎市競争入札参加資格審査申請用)

住所(所在地)	
氏名(名称)	

上記の者について、市民税、固定資産税・都市計画税に滞納がないことを証明します。

年 月 日

川 崎 市 長

印

第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、条例第10条第2項の規定による書類の作成及び備置きに係る指定特定非営利活動法人が認定特定非営利活動法人である場合は、前項各号に掲げる事項を記載した他の書類によることができる。

第21条第1項第1号中「磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む）」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう）」に改め、同項第2号及び同条第2項中「磁気ディスク」を「電磁的記録媒体」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第15条第1項及び第21条の改正規定は、公布の日から施行する。

川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第19号

川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例施行規則（平成21年川崎市規則第90号）の一部を次のように改正する。

第33条を第47条とし、第32条を第46条とする。

第31条中「第41条第1項」を「第43条第1項」に改め、同条を第45条とする。

第30条中「第39条第2項」を「第41条第2項」に、「第12号様式」を「第17号様式」に改め、同条を第44条とする。

第29条中「第29条」を「第31条」に改め、同条を第43条とする。

第28条中「第28条」を「第30条」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」を「建築物省エネ法」に改め、同条を第42条とする。

第27条中「第25条第3項」を「第27条第3項」に改め、同条を第41条とする。

第26条中「第25条第1項」を「第27条第1項」に改め、同条第1号中「出力」の次に「の合計」を加え、同条を第40条とする。

第25条中「第25条第1項」を「第27条第1項」に改め、同条第1号を次のように改める。

(1) 建築主が建築事業者である場合

第25条を第39条とする。

第24条中「第25条第1項」を「第27条第1項」に改め、「(増築又は改築をする場合にあつては、当該増築又は改築に係る部分の床面積。以下同じ。)」を削り、「(床面積

の合計が2,000平方メートル以上の建築物をいう。)及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）」を「及び建築物省エネ法」に改め、同条を第38条とする。

第23条の次に次の14条を加える。

(条例第25条第1項の規則で定める場合)

第24条 条例第25条第1項の規則で定める場合は、当該特定建築物が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第18条第2号に該当する建築物又は市長が特別の事情があると認める建築物である場合とする。

(特定建築物への太陽光発電設備等の設置基準)

第25条 条例第25条第1項の規則で定める基準は、太陽光発電設備の定格出力の合計が、当該特定建築物の建築面積（増築又は改築をする場合にあつては、当該増築又は改築に係る部分の建築面積。以下この項及び次項において同じ。）に0.05を乗じて得た面積に1平方メートル当たり0.15キロワットを乗じて得た出力（当該出力が、次の表の左欄に掲げる特定建築物の区分に応じ、同表の中欄に掲げる出力に満たない場合にあつては当該中欄に掲げる出力、同表の右欄に掲げる出力を超える場合にあつては当該右欄に掲げる出力。以下この項及び第12号様式から第14号様式までにおいて「設置基準量」という。）以上であることとする。

特定建築物の区分	設置基準量の 下限	設置基準量の 上限
床面積（増築又は改築をする場合にあつては、当該増築又は改築に係る部分の床面積。以下同じ。）の2分の1以上を工場等（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第10条第1号に規定する工場等をいう。）の用途に供する特定建築物（以下この欄において「工場等特定建築物」という。）であつて、床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満であるもの	6キロワット	18キロワット
工場等特定建築物であつて、床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満であるもの	12キロワット	36キロワット
工場等特定建築物であつて、床面積の合計が10,000平方メートル以上であるもの	24キロワット	45キロワット
工場等特定建築物以外の特定建築物であつて、床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満であるもの	3キロワット	9キロワット
工場等特定建築物以外の特定建築物であつて、床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満であるもの	6キロワット	18キロワット

工場等特定建築物以外の特定建築物であって、床面積の合計が10,000平方メートル以上であるもの	12キロワット	36キロワット
---	---------	---------

2 当該特定建築物の建築面積から次の各号のいずれかに該当する屋上の部分であって、太陽光発電設備を設置することが困難であると市長が認める部分の面積を減じて得た面積（以下「太陽光発電設備設置可能面積」という。）が、当該建築面積に0.05を乗じて得た面積に満たない場合における前項の規定の適用については、同項中「当該特定建築物の建築面積（増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分の建築面積。以下この項及び次項において同じ。）に0.05を乗じて得た面積」とあるのは、「次項に規定する太陽光発電設備設置可能面積」とする。

- (1) ヘリコプターの緊急離着陸場等を設置する部分
- (2) 法令、条例等により緑化する部分
- (3) 定格出力が3キロワット以上の太陽光発電設備を設置するために必要な広さを有しない部分
- (4) 太陽光発電設備を設置することにより当該特定建築物の設備の機能及び維持管理に支障が生じる部分
- (5) 日影により太陽光発電設備による効率的な発電に支障が生じる部分
- (6) その他市長が必要と認める部分

3 特定建築主が当該特定建築物又はその敷地に次の各号に掲げる設備を設置する場合には、当該各号に定める出力を合計した量の定格出力の太陽光発電設備を当該特定建築物又はその敷地に設置するものとみなして、前2項の規定を適用する。

- (1) 風力発電設備 当該設備の年間発電電力量1,000キロワット時当たり1キロワット
- (2) 地中熱を利用する熱供給設備 当該設備の年間熱供給量3,600メガジュール当たり1キロワット
- (3) 太陽熱を利用する熱供給設備 当該設備の年間熱供給量3,600メガジュール当たり1キロワット
- (4) バイオマスを利用する発電設備 当該設備の年間発電電力量1,000キロワット時当たり1キロワット
- (5) バイオマスを利用する熱供給設備 当該設備の年間熱供給量3,600メガジュール当たり1キロワット
- (6) その他市長が適当と認める再生可能エネルギー源を利用する設備 市長が適当と認める出力（特定建築物への太陽光発電設備等の設置に代わる措置）

第26条 条例第25条第2項の規則で定める措置は、次に掲げる措置であって、同条第1項の規定による特定建築物への太陽光発電設備等の設置に代わる措置として市長が適当と認めるものとする。

- (1) 当該特定建築物及びその敷地以外の場所に太陽光発電設備等を設置し、当該太陽光発電設備等で発電

される電気（非化石証書等により証されるその発電に伴って二酸化炭素が排出されない電気であるという価値（以下この項において「環境価値」という。）を有するものに限る。）又は当該発電される電気が有する環境価値を当該特定建築物及びその敷地で利用するために必要な措置

- (2) 市内において新築等をした又は所有する建築物（当該特定建築物を除く。）若しくはその敷地に太陽光発電設備等を設置し、当該太陽光発電設備等で発生される電気又は熱を当該建築物及びその敷地で利用するために必要な措置
- (3) 当該特定建築物が特定開発事業（条例第19条第2項の規定により開発事業地球温暖化対策等計画書を提出した事業者の当該開発事業地球温暖化対策等計画書に係る事業を含む。以下この号及び第33条第1項第2号イにおいて同じ。）の予定建築物である場合において、当該特定開発事業を行う土地の区域（当該特定建築物及びその敷地を除く。）に太陽光発電設備等を設置し、当該太陽光発電設備等で発生される電気又は熱を当該区域で利用するために必要な措置
- (4) 当該特定建築物又はその敷地に太陽光発電設備等を設置することが困難であると市長が認める場合において、環境価値を当該特定建築物及びその敷地で利用するために必要な措置
- (5) その他当該特定建築物及びその敷地における脱炭素エネルギー源の利用に係る措置

2 条例第25条第2項の規則で定める出力の量は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める出力を合計した量の定格出力とする。

- (1) 前項第1号の措置として、太陽光発電設備又は前条第3項第1号若しくは第4号に掲げる設備を設置する場合 当該設備の年間発電電力量（当該設備が設置される発電所内で消費される電力の量を除く。）1,000キロワット時当たり1キロワット
- (2) 前項第2号又は第3号の措置として、太陽光発電設備を設置する場合 当該太陽光発電設備の定格出力
- (3) 前項第2号又は第3号の措置として、前条第3項各号に掲げる設備を設置する場合 同項各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める出力
- (4) 前項第4号又は第5号に規定する措置を講ずる場合 条例第25条第1項の規定による特定建築物への太陽光発電設備等の設置に代わる措置として市長が適当と認める出力（特定建築物太陽光発電設備等設置計画書の提出等）

第27条 条例第25条第4項の規定による提出は、付近見取図その他市長が必要と認める資料を添付し、特定建築物太陽光発電設備等設置計画書（第12号様式）によ

り、当該特定建築物の新築等に係る建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項若しくは第6条の2第1項に規定する確認の申請又は同法第18条第2項に規定する計画の通知をしようとする日の21日前までに行わなければならない。

2 特定建築主は、条例第25条第1項に規定する規則で定める場合には、当該特定建築物について同条第4項の規定により特定建築物太陽光発電設備等設置計画書を作成し、提出することを要しない。

(特定建築物太陽光発電設備等設置計画書の記載事項)

第28条 条例第25条第4項第6号の規則で定める事項は、同条第2項の措置の内容その他当該措置に関し市長が必要と認める事項とする。

2 条例第25条第4項第7号の規則で定める事項は、連絡担当者の氏名及び連絡先その他市長が必要と認める事項とする。

(特定建築物太陽光発電設備等設置計画書の変更の届出)

第29条 条例第25条第5項及び第6項の規定による届出は、市長が必要と認める資料を添付し、特定建築物太陽光発電設備等設置計画書変更届出書(第13号様式)により行うものとする。

2 条例第25条第5項の規定による変更の届出は、当該変更の日の翌日から起算して30日以内に行うものとする。

3 条例第25条第5項の規則で定める軽微な変更は、住居表示の実施に伴う特定建築主の住所若しくは主たる事務所若しくは事業所の所在地又は特定建築物の所在地の表示の変更その他市長が軽微な変更と認めたものとする。

4 条例第25条第6項の規定による変更の届出は、当該変更に係る工事に着手しようとする日の15日前までに行うものとする。

5 条例第25条第6項の規則で定める軽微な変更は、同条第4項第3号に掲げる事項の変更(同項第4号から第6号までに掲げる事項その他市長が必要と認める事項の変更を伴うものを除く。)その他市長が軽微な変更と認めたものとする。

(特定建築物の新築等に係る工事の完了等の届出)

第30条 条例第25条第7項の規定による工事の完了の届出は、市長が必要と認める資料を添付し、特定建築物工事完了届出書(第14号様式)により行うものとする。

2 条例第25条第7項の規定による工事中止の届出は、特定建築物工事中止届出書(第15号様式)により行うものとする。

(公表する事項)

第31条 条例第25条第8項の規則で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事

項その他市長が必要と認める事項とする。

(1) 条例第25条第4項の規定により特定建築物太陽光発電設備等設置計画書が提出された場合 特定建築物太陽光発電設備等設置計画書(第1面を除く。)に記載された事項

(2) 条例第25条第5項又は第6項の規定により特定建築物太陽光発電設備等設置計画書変更届出書が提出された場合 特定建築物太陽光発電設備等設置計画書変更届出書(第1面を除く。)に記載された事項

(3) 条例第25条第7項の規定により特定建築物工事完了届出書が提出された場合 特定建築物工事完了届出書(第1面を除く。)に記載された事項

(4) 条例第25条第7項の規定により特定建築物工事中止届出書が提出された場合 中止の日その他市長が必要と認める事項

(中小規模特定建築物への太陽光発電設備の設置基準)

第32条 条例第26条第1項に規定する規則で定める値は、5,000平方メートルとする。ただし、特定建築事業者が市内において新たに建設し、又は新築する中小規模特定建築物(1年間(4月1日から翌年3月31日までの1年間をいう。第34条において同じ。)に建築基準法第6条第1項、第6条の2第1項又は第18条第3項の規定による確認済証(建築物の計画の変更に係るものを除く。第34条において同じ。)の交付を受けたものに限る。次項において同じ。)に次に掲げる建築物(以下「適用除外建築物」という。)が含まれる場合は、5,000平方メートルに当該適用除外建築物の床面積の合計を加えた値とする。

(1) 建築物省エネ法第18条第1号又は第2号に該当する建築物

(2) 床面積の合計が10平方メートル以下の建築物

(3) その他市長が特別の事情があると認める建築物

2 条例第26条第1項に規定する規則で定める量(第37条第2号及び第16号様式において「設置基準量」という。)は、特定建築事業者が市内において新たに建設し、又は新築する中小規模特定建築物(適用除外建築物を除く。)の数(ただし、次に掲げる建築物に該当する中小規模特定建築物の数を除くことができる。)に算定基準率0.7を乗じて得た値に2キロワットを乗じて得た量の定格出力とする。

(1) 建築面積が20平方メートル未満の建築物

(2) 屋根のうち、真方位90度以上270度以下の方向に面する部分及び水平な部分から市長が太陽光発電設備の設置に支障があると認める部分を除いた部分の水平投影面積の合計が20平方メートル未満の建築物
その他太陽光発電設備を設置することが困難であると市長が認める建築物

(中小規模特定建築物への太陽光発電設備の設置に代

わる措置)

第33条 条例第26条第2項に規定する規則で定める措置は、次に掲げるものとする。

(1) 当該中小規模特定建築物又はその敷地における次に掲げる設備の設置

- ア 地中熱を利用する熱供給設備
- イ 太陽熱を利用する熱供給設備
- ウ その他市長が適当と認める再生可能エネルギー源を利用するための設備

(2) 前号に掲げるもののほか、次に掲げる措置であつて、中小規模特定建築物への太陽光発電設備の設置に代わる措置として市長が適当と認めるもの

ア 当該中小規模特定建築物及びその敷地以外の市内の建築物(特定建築物を除く。)又はその敷地に太陽光発電設備又は前号アからウまでに掲げる設備を設置し、当該設備で発生される電気又は熱を当該建築物及びその敷地で利用するために必要な措置

イ 特定開発事業の予定建築物として当該中小規模特定建築物の新築等をしようとする場合において、当該特定開発事業の区域に太陽光発電設備又は前号アからウまでに掲げる設備を設置し、当該設備で発生される電気又は熱を当該区域で利用するために必要な措置

ウ その他脱炭素エネルギー源の利用を促進するための措置

2 条例第26条第2項に規定する規則で定める出力の量は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める出力を合計した量の定格出力とする。

(1) 前項第1号に掲げる措置として同号ア又はイに掲げる設備を設置する場合 当該設備の年間熱供給量3,600メガジュール当たり1キロワット又は当該設備を設置した中小規模特定建築物及びその敷地1件当たり2キロワット

(2) 前項第1号に掲げる措置として同号ウに掲げる設備を設置する場合又は同項第2号に掲げる措置(同号ウに掲げる措置を除く。次号において同じ。)として第25条第3項各号に掲げる設備を設置する場合 同項各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める出力

(3) 前項第2号に掲げる措置として、太陽光発電設備を設置する場合 当該太陽光発電設備の定格出力

(4) 前項第2号に掲げる措置(同号ウに掲げる措置に限る。)を講ずる場合 条例第26条第1項の規定による中小規模特定建築物への太陽光発電設備の設置に代わる措置として市長が適当と認める出力

(中小規模特定建築物太陽光発電設備設置報告書の作成等)

第34条 条例第26条第4項の規定による作成は、市内において新たに建設し、又は新築しようとした中小規模特定建築物(1年間に確認済証が交付されたものに限る。次条において同じ。)及びその敷地について行うとともに、同項の規定による提出は、市長が必要と認める資料を添付し、中小規模特定建築物太陽光発電設備設置報告書(第16号様式)により、1年間の末日の属する年度の翌年度の9月末までに行わなければならない。

(中小規模特定建築物太陽光発電設備設置報告書の記載事項)

第35条 条例第26条第4項第4号の規則で定める事項は、同条第2項の規定による措置の内容その他市長が必要と認める事項とする。

2 条例第26条第4項第5号の規則で定める事項は、市内において新たに建設し、又は新築しようとした中小規模特定建築物の数その他市長が必要と認める事項とする。

(特定建築事業者以外の建築事業者による中小規模特定建築物太陽光発電設備設置報告書の作成等)

第36条 前2条の規定は、条例第26条第5項の規定による建築事業者(特定建築事業者を除く。)による中小規模特定建築物太陽光発電設備設置報告書の作成及び提出について準用する。

(中小規模特定建築物太陽光発電設備設置報告書の概要の公表)

第37条 条例第26条第7項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 条例第26条第4項第1号に掲げる事項
- (2) 設置基準量に対する設置する太陽光発電設備等の出力の合計の比率
- (3) 太陽光発電設備の設置基準に対する適合状況
- (4) その他市長が必要と認める事項

附則に次の2項を加える。

(条例第25条第1項に規定する太陽光発電設備等の設置を要しない場合の特例)

5 条例第25条第1項の規則で定める場合は、第24条に規定する場合のほか、特定建築主が令和7年3月31日までに当該特定建築物について次に掲げる申請その他の行為を行う場合とする。

(1) 建築基準法第59条の2第1項の規定による許可の申請

(2) 環境影響評価法(平成9年法律第81号)第6条第1項の規定による送付又は川崎市環境影響評価に関する条例第8条(同条例第8条の10第2項において準用する場合及び同条例第74条の規定により同条例に準じた環境影響評価等を行う場合を含む。)の規定による提出若しくは同条例第9条第1項(同条例

第74条において準用する場合を含む。)の規定による届出

- (3) 川崎市中高層建築物等の建築及び開発行為に係る紛争の調整等に関する条例(平成7年川崎市条例第48号)第9条第1項の規定による設置
- (4) 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例第127条の4第1項の規定による提出
- (5) 川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例(平成15年川崎市条例第29号)第10条第1項の規定による提出
- (6) 都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する細則(昭和47年川崎市規則第76号)第2条第2項(同条第3項において都市計画法第34条の2第1項の規定による協議について準用する場合を含む。)の規定による申請

(条例第25条第4項に規定する特定建築物太陽光発電設備等設置計画書の作成等を要しない場合の特例)

- 6 特定建築主は、第27条第2項に規定する場合のほか、令和7年3月31日までに当該特定建築物について前項各号に掲げる申請その他の行為を行う場合には、当該特定建築物について条例第25条第4項の規定により特定建築物太陽光発電設備等設置計画書を作成し、提出することを要しない。

第12号様式(表)中「第39条第1項」を「第41条第1項」に改め、同様式(裏)中「第39条」を「第41条」に、「及び第25条第1項」を「、計画書提出特定建築主、第26条第4項(同条第6項において準用する場合を含む。)の規定により中小規模特定建築物太陽光発電設備設置報告書を提出した者及び第27条第1項」に改め、同様式を第17号様式とする。

第11号様式の次に次の5様式を加える。

第12号様式

(第1面)

特定建築物太陽光発電設備等設置計画書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

郵便番号

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例第25条第4項の規定により、次のとおり提出します。

特 定 建 築 物 の 名 称	
特 定 建 築 物 の 所 在 地	
連絡担当者の氏名及び連絡先	(電話番号)
※受付欄	

備考 1 計画書には、川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例施行規則（以下「規則」という。）に定める資料を添付してください。

2 ※印の欄は記入しないでください。

(第2面)

I 特定建築物太陽光発電設備等設置計画

1 特定建築主

特定建築主の氏名又は名称 (法人にあっては、その代表者の氏名)	
住所又は主たる事務所 若しくは事業所の所在地	

2 特定建築物の名称及び所在地

特定建築物の名称	
特定建築物の所在地	

3 特定建築物の概要

新築・増築・改築の区別	<input type="checkbox"/> 新築	<input type="checkbox"/> 増築	<input type="checkbox"/> 改築
工事期間(予定)	工事着手 年 月 日	工事完了 年 月 日	
建築面積	m ² (増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分の面積)		
床面積の合計	m ² (増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分の面積)		
特定建築物の区分※1	<input type="checkbox"/> 工場等特定建築物		<input type="checkbox"/> 工場等特定建築物以外
	工場等特定建築物の床面積の合計	m ²	

4 特定建築物又はその敷地に設置する太陽光発電設備等の種類及びこれにより利用することが可能な再生可能エネルギーの量並びに条例第25条第2項の規定による太陽光発電設備等の設置に代わる措置の内容

設置基準量	kW			
太陽光発電設備等の設置基準に適合するための措置	<input type="checkbox"/> 特定建築物又はその敷地への太陽光発電設備等の設置			
	<input type="checkbox"/> 規則第26条第1項第1号の規定による措置 (特定建築物及びその敷地以外への太陽光発電設備等の設置)			
	<input type="checkbox"/> 規則第26条第1項第2号の規定による措置 (市内の既存建築物への太陽光発電設備等の設置)			
	<input type="checkbox"/> 規則第26条第1項第3号の規定による措置 (特定開発事業を行う区域への太陽光発電設備等の設置)			
	<input type="checkbox"/> 規則第26条第1項第4号又は第5号の規定による措置 ()			
太陽光発電設備等の種類及び出力とその合計※2	太陽光	kW	風力	kW
	地中熱	kW	太陽熱	kW
	バイオマス	kW	その他	kW
	合計			kW
設置基準量に対する設置する太陽光発電設備等の出力の合計の比率(達成率)	%			
太陽光発電設備等の設置基準に対する適合状況	<input type="checkbox"/> 適合する <input type="checkbox"/> 適合しない			

- 備考 1 欄内に全てを記載できない場合は、別紙により提出してください。
- 2 のある欄は、該当する内にレ印を記載してください。
- 3 ※1印の欄の「工場等特定建築物」とは、床面積の2分の1以上を工場等(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号に規定する工場等をいう。)の用途に供する特定建築物をいいます。
- 4 ※2印の欄は、第3面「2太陽光発電設備等の種類及び設置により利用することが可能な再生可能エネルギーの量」の欄に記載する太陽光発電設備等の種類ごとの出力の量及びその合計を記載してください。

(第4面)

ウ 市内の既存建築物への設置により利用することが可能な再生可能エネルギーの量	kW
既存建築物の所在地 ()	
(ア) 太陽光発電設備 (定格出力)	kW
(イ) その他の再エネ発電設備 (※1)	kW
a 風力発電設備	kW
b バイオマス発電設備	kW
c その他の設備 ()	kW
(ウ) (ア) 及び (イ) 以外の再エネ利用設備 (※2)	kW
a 地中熱供給設備	kW
b 太陽熱供給設備	kW
c バイオマス熱供給設備	kW
d その他の設備 ()	kW
エ 特定開発事業を行う区域への設置により利用することが可能な再生可能エネルギーの量	kW
事業区域内建築物の所在地 ()	
(ア) 太陽光発電設備 (定格出力)	kW
(イ) その他の再エネ発電設備 (※1)	kW
a 風力発電設備	kW
b バイオマス発電設備	kW
c その他の設備 ()	kW
(ウ) (ア) 及び (イ) 以外の再エネ利用設備 (※2)	kW
a 地中熱供給設備	kW
b 太陽熱供給設備	kW
c バイオマス熱供給設備	kW
d その他の設備 ()	kW
オ 特定建築物又はその敷地への設置が困難な理由 (市長が認める場合に限る。)	
[]	
カ 太陽光発電設備等の設置に代わる措置により利用することが可能な再生可能エネルギーの量	kW
(ア) 小売電気事業者からの電気の供給 (イに該当するものを除く。)により利用することが可能な再生可能エネルギーの量	kW
(イ) 非化石証書の購入等 (イに該当するものを除く。)により利用することが可能な再生可能エネルギーの量	kW
(ウ) 特定建築物又はその敷地への太陽光発電設備等の設置に代わる措置として市長が適当と認めるその他の措置により利用することが可能な再生可能エネルギーの量	kW

- 備考 1 欄内に全てを記載できない場合は、別紙により提出してください。
 2 ※1印の欄は、年間発電電力量1,000kWh当たり太陽光発電設備1kW相当とします。
 3 ※2印の欄は、年間熱供給量3,600MJ当たり太陽光発電設備1kW相当とします。
 4 ※3印の欄は、年間送電端電力量 (規則第26条第2項第1号の年間発電電力量をいう。) 1,000kWh当たり太陽光発電設備1kW相当とします。